電波法及び放送法の一部を改正する法律 新旧対照表

目次

○国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)(附則第十四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)(附則第十三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(附則第十二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(附則第十一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)(第二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)(第一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
•	•	•	•	•	•
116	115	114	113	102	1

_
傍線
部分
は
改
正部
分

	(傍線部分は改正部分)
改正案	現 行
目次	目次
第一章 (略)	第一章 (同上)
第二章 無線局の免許等	第二章 (同上)
第一節 無線局の免許 (第四条—第二十七条の二十の六)	第一節 無線局の免許(第四条—第二十七条の二十)
第二節・第三節(略)	第二節・第三節(同上)
第三章~第九章 (略)	第三章~第九章 (同上)
附則	附則
第二章 無線局の免許等	第二章 (同上)
第一節 無線局の免許	第一節 (同上)
(欠格事由)	(欠格事由)
第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えな	第五条 (同上)
V.°.	
一~四 (略)	一~四 (同上)
2 (略)	2 (同上)
3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないこ	3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないこ
とができる。	とができる。
一·二 (略)	一・二 (同上)
三 第二十七条の十六第一項(第一号を除く。)又は第六項(第四号	三 第二十七条の十六第一項(第一号を除く。)又は第六項(第四号
及び第五号を除く。)の規定により第二十七条の十四第一項の認定	及び第五号を除く。)の規定により
の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者	の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
四第二十七条の二十の四第一項(第五号を除く。)の規定により第	(新設)
二十七条の二十の三第七項の認定の取消しを受け、その取消しの日	

から二年を経過しない者

過しない者
二十一第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経五 第七十六条第六項(第三号を除く。)の規定により第二十七条の

4~6 (略)

、当該落札金が納付されるまでの間、同条第一項に規定する特定高周でに同条第二項第四号ホに規定する落札金を納付していないものにはの二十の二第一項に規定する価額競争実施指針に定める納付の期限ま7 第二十七条の二十の三第七項の認定を受けた者であつて第二十七条

(免許の申請)

波数無線局の免許を与えないことができる。

大臣に提出しなければならない。
ては、第十号に掲げる事項を除く。)を記載した書類を添えて、総務項(前条第二項各号に掲げる無線局の免許を受けようとする者にあつ第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事

一~八 (略)

ているときは、その契約の内容信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結し二十二に規定する登録人(以下「免許人等」という。)との間で混二十二に規定する登録人(以下「免許人等」という。)との間で混

十 (略)

2~7 (略)

ヘルツを超えるものに限る。) を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する周波数 (第五号に掲げる無線局にあつては、六千メガン 次に掲げる無線局 (総務省令で定めるものを除く。) であつて総務

二十一第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経四 第七十六条第六項(第三号を除く。)の規定により第二十七条の

過しない者

(新 設)

4 6

(同上)

(免許の申請)

第六条 (同上)

一~八 (同上)

ているときは、その契約の内容信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結し二十六第一項の「登録人(以下「免許人等」という。)との間で混九 他の無線局の第十四条第二項第二号の「免許人又は第二十七条の

十 (同上)

2~7 (同上)

|8||次に掲げる無線局(総務省令で定めるものを除く。)であつて総務

大臣が公示する周波数

―を使用するものの免許の申請は、総務

大臣が公示する期間内に行わなければならない。

範囲とするものに限る。)線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無

三 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局

四 基幹放送局

9 (略)

(落成後の検査)

第十条 (略)

(免許の有効期間)

第十三条 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年を超えない範

大臣が公示する期間内に行わなければならない。

一 (同上)

電気通信業務を行うことを目的として陸上

に開設する移動しない無線局であつて、前号に掲げる無線局を通信

三 (同上)

の相手方とするもの

(以下「電気通信業務用基地局」という。)

四 (同上)

(新設)

9 (同上)

(落成後の検査)

第十条

同上

第十三条 (司上)(免許の有効期間

第十三条 (同上)

囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

(免許記録)

第十四条 とができる状態に置かなければならない 覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、 る事項を記録した電磁的記録(電子的方式、 されている事項を、 者をいう。 務省令で定める事項を当該免許に係る免許人(無線局の免許を受けた を作成し 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 総務大臣は 以下同じ。 総務省令で定めるところにより 当該免許の有効期間中 免許を与えたときは、)に通知するとともに、 磁気的方式その他人の知 遅滞なく 当該免許に係る次に掲げ 当該電磁的記録に記録 「該免許人が閲覧するこ その旨及び総 以下同じ。

一 免許の年月日及び免許の番号

一 免許人の氏名又は名称及び住所

三 無線局の種別

四 無線局の目的(主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつ

ては、その主従の区別を含む。

五 通信の相手方及び通信事項

六無線設備の設置場所

七 免許の有効期間

規定にかかわらず、無期限とする。機局(以下「義務航空機局」という。)の免許の有効期間は、前項の六十条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機の航空

(免許状)

第十四条 総務大臣は、免許を与えたときは、免許状を交付する。

2 免許状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 免許の年月日及び免許の番号

は名称及び住所 免許人(無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。)の氏名又

三 無線局の種別

ては、その主従の区別を含む。) 四 無線局の目的(主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつ

五 通信の相手方及び通信事項

六無線設備の設置場所

八 識別信号 出 免許の有効期間

九電波の型式及び周波数

十 空中線電力

十一 運用許容時間

| 項を記載しなければならない。| | 3 | | | 基幹放送局の免許状には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事

八識別信号

九電波の型式及び周波数

十 空中線電力

十一 運用許容時間

2 総務大臣は、基幹放送局の免許を与えたときは、前項の規定にかか2 総務大臣は、基幹放送局の免許を与えたときは、前項の規定にかからず、当該免許に係る次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成的記録に記録されている事項を、当該免許人に通知するとともに、当該電磁で定める事項を当該免許に係る次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成が閲覧することができる伏態に置かなければならない。

| 前項各号(基幹放送のみをする無線局にあつては、第五号を除くが閲覧することができる状態に置かなければならない。|

二放送区域

に掲げる事項

一 特定地上基幹放送局にあつては、放送事項

他人の氏名又は名称四一他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局にあつては、当該

(証明書の交付)

対し、前条又は第二十七条の五第二項の規定により作成された当該免第十四条の二 免許人は、総務省令で定めるところにより、総務大臣に

る事項を証明した書面の交付を請求することができる。許人に係る電磁的記録(以下「免許記録」という。)に記録されてい

(変更検査)

第十八条 (略)

ようとする無線設備について第二十四条の二第一項又は第二十四条の2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受け

号を除く。) に掲げる事項 一 前項各号 (基幹放送のみをする無線局の免許状にあつては、第五

二 放送区域

三 特定地上基幹放送局の免許状にあつては、放送事項

四 他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局の免許状にあつて

は、当該他人の氏名又は名称

(新設)

(変更検査)

第十八条 (同上)

2

ようとする無線設備について第二十四条の二第一項又は第二十四条の前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受け

においては、その一部を省略することができる。当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合十二第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた

(免許記録の変更等)

二次項の規定による届出があつたとき。

(免許の失効の記録) (免許の失効の記録) (免許の失効の記録) (免許人は、前項第一号に掲げる場合に該当しない場合において、免許記録に記録した事項に変更を生じたときは、総務省令で定めるとこ (免許人は、前項第一号に掲げる場合に該当しない場合において、免

| 係る免許記録にその旨を記録しなければならない。| 第二十四条 免許がその効力を失つたときは、総務大臣は、当該免許に

(検査等事業者の登録)

第二十四条の二(略)

2~4 (略)

できない。 「できない。」 「できない。

(略)

においては、その一部を省略することができる。当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合十三第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた

(免許状の訂正)

その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。 二十一条 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、

(免許状の返納)

第二十四条 免許がその効力を失つたときは、免許人であつた者は、

箇月以内にその免許状を返納しなければならない。

(検査等事業者の登録)

第二十四条の二 (同上)

2~4 (同上)

| できない。| できない。| できない。| できない。| できない。| 「きをできるできょうできょうできょうできょうできょう。

一 (同上)

第一 2 第二十四条の四 6 2 (削る) 三 二 第二十四条の十又は第二十四条の十二第三項の規定により登録を 三 登録検査等事業者登録ファイルに記録しなければならない。 の利用その他の方法により公表しなければならない。 アイルに記録されている事項のうち次に掲げるものをインターネット (以下「登録検査等事業者」という。) について、次に掲げる事項を (登録ファイル) (登録の更新) 一十四条の三 総務大臣は、登録検査等事業者について、登録検査等事業者登録フ 取り消され、 (略) 略) 氏名又は名称及び住所 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、 登録又はその更新の年月日及び登録番号 第二十四条の二第二項第 登録及びその更新の年月日並びに登録番号 (略) その取消しの日から二年を経過しない者であること。 総務大臣は、 (略) 第二十四条の二第一項の登録を受けた者 号、 第二号及び第四号に掲げる事項 その旨 第二十四条の三 第二十四条の二の二 2 第二十四条の四 2 6 (新設) 二 第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項の規定により登録を 新をしたときは、 三 登録簿を備え (登録簿) (登録の更新) (登録証) (以下「登録検査等事業者」という。)について、登録検査等事業者 前項の登録証には、 取り消され、 (同上) (同上) 氏名又は名称及び住所 登録又はその更新の年月日及び登録番号 (同上) (同上) (同上) その取消しの日から二年を経過しない者であること。 総務大臣は、 総務大臣は、 次に掲げる事項を登録しなければならない 登録証を交付する。 (同上) 次に掲げる事項を記載しなければならない。 第二十四条の二第一項の登録を受けた者 第二十四条の 二第 一項の登録又はその更

第二十四条の十一 第二十四条の十 総務大臣は、 第二十四条の五 (削る) (削る) できる。 たこと又は前条の規定により登録を取り消したことにより第二十四条 期間を経過したこと 三~六 に係る検査又は点検の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録 ファイルにその旨を記録しなければならない。 の二第一項の登録がその効力を失つたときは、登録検査等事業者登録 (登録の失効の記録) (登録の取消し等) (変更の届出 たとき。 第二十四条の五 (略) (略) (略) 総務大臣は、 第 一十四条の九第一項の規定による届出があつ 又は第二十四条の六第二項の規定に違反し 登録検査等事業者が次の各号のいずれか 第二十四条の三第一項の政令で定める 第二十四条の十 第二十四条の五 第二十四条の十二 第二十四条の十一 2 3 三 前条の規定により登録を取り消したときは、 三~六 登録を抹消しなければならない。 検査等事業者は、 ておかなければならない 二十四条の九第一 (登録の抹消) (登録証の返納) (登録の取消し等) (変更の届出) たとき。 その訂正を受けなければならない。 前項の場合において、 登録検査等事業者は、 第二十四条の五第一項又は第二十四条の六第二項の規定に違反し 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、 (同上) (同上) (同上) 同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し 同上 第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九 |項の規定により登録がその効力を失つたとき、 総務大臣は、 登録証をその事業所の見やすい場所に掲示し 登録証に記載された事項に変更があ 第二十四条の二の二第一項若しくは第 当該登録検査等事業者の その旨 つた登録 又は

(外国点検事業者の登録等)

総務大臣の登録を受けることができる。第二十四条の十二 外国において無線設備等の点検の事業を行う者は、

号を除く。)及び第五項、第二十四条の四第一項 2 第二十四条の二第二項(第四号を除く。)、第三項、第四項(第三

2

第二十四条の九第一

一項並びに前条の

二十四条の二第四項中 とあるのは う者にあつては、第一号、 国点検事業者」という。 項第一号、 は、無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法に限 項を除く 号を除く。 者登録ファイル」と、 「点検」と、 号及び第二号」と、 第二号及び第四号」と、)」とあるのは 登録検査等事業者登録ファイル」 「登録検査等事業者」 第 規定は前項の登 「の年月日及び」 「方法 及び第二十四条の五から第二十四条の九まで(同条第二 一号及び第四号」とあるのは (無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつて 「方法」と、 同条第二項中 同項第一号中「及びその更新の年月日並びに」 の規定は前項の登録を受けた者 「次の各号(無線設備等の点検の事業のみを行)について準用する。この場合において、 第二号及び第四号)」とあるのは 同項第四号中「検査又は点検」とあるのは 録について、 Ł, という。 第二十四条の四第 同項第二号中 「登録検査等事業者登録ファイル)」とあるのは とあるのは 第二十四条の四第二 「第二十四条の 「第二十四条の二第1 「登録外国点検事業 項 中 (以 下 「受けた者」と 一第 項 「受けた者 「登録外 第一 一項 第 (第三 一号 第 項

一号及び第二号」と、

第二十四条の四第一項中

「又はその更新をした

第一号、

第

一号及び第四号」とあるのは

第

一十四条の

た者は、一箇月以内にその登録証を返納しなければならない。十の規定により登録を取り消されたときは、登録検査等事業者であつ第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二十四条の

(外国点検事業者の登録等

第二十四条の十三 (同上)

簿」と、 二十四条の二第四項中「次の各号(無線設備等の点検の事業のみを行 る。 は、 とあるのは う者にあつては、第一号、 玉 条の九第 条の十一の規定は前項の登録について、 び第二項 号を除く。 (以下 「点検」と、「方法 第二号及び第四号」と、 「点検事業者」という。)について準用する。この場合において、 第二十四条の二第二項)」とあるのは 「登録検査等事業者登録簿」とあるのは「登録外国点検事業者登 無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法に限 「登録検査等事業者」という。 (第三号を除く。 項及び前条の規定は前項の登録を受けた者)及び第五項、 「の年月日及び」と、 第二十四条の五から第二十四条の八まで、 「方法」と、 (無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつて (第四号を除く。)、第三項 第二号及び第四号)」とあるのは「第一号 第一 一十四条の三、 第二十四条の九第二 第二十四条の三中)」とあるのは 及びその更新の年月日並びに 第二十四条の四第三項 「検査又は点検」とあるのは 第 「第二十四条の二 一十四条の四 「項並びに第一 (以 下 「受けた者」と 第四 「受けた者 第 第 項 「登録外 一 十 四 第 十四四 第三 項及

」とあるのは 「又はその更新の年月日」とあるのは 登録外国点検事業者登録ファイル」 「の年月日」と、 ٢ 第二十四条の 同項第 一号中

「をしたとき」と、

同条第一

一号中

条の二第四項各号 とあるのは 第一号、 同条第 第二号又は第四号」 第二号又は第四号)」とあるのは 二項中 「請求する」 「検査又は点検」とあるのは (無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては ح と 前条中 「命ずる」とあるのは 第一 一十四条の三第 「第二十四条の一 「点検」 _ 논 「請求する」 「第二十四 項の政令 一第四項 「命ずる

登録ファイル」と読み替えるものとする。 第二十四条の九第 一登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは 一項」と、 「前条」とあるのは 「登録外国点検事業者 「次条第三項」 _ と

で定める期間を経過したこと

第

一十四条の九第

項」とあるのは

3 ときは、その登録を取り消すことができる。 総務大臣は、 登録外国点検事業者が次の各号のいずれかに該当する

(略

前項において準用する第二十四条の五 又は第二十四条の六

三~八 (略

第二項の規定に違反したとき

4 (略)

(無線局に関する情報の公表等)

第二十五条 第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項 無線局を除き、 項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。 の登録(以下「免許等」という。)をしたときは、総務省令で定める 総務大臣は、 その無線局の免許記録に記録されている事項若しくは 無線局の免許又は第二十七条の二十一第)又は第二十七条の二十 (第十四条第一 項

> 第一号、 条第三項 は「第二十四条の九第二項」と、 第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」 条の二第四項各号 若しくは第一 るのは「点検」と、 七中「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第一項中 とき」とあるのは کر 「又はその更新の年月日」とあるのは 第一号、第二号又は第四号)」とあるのは 「前条」とあるのは 第二号又は第四号」と、 」と読み替えるものとする。 一十四条の九第一 (無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては 第二十四条の十一中 第一 項 一十四条の十三 同条第一 とあるのは 「第二十四条の十」とあるのは「次 「の年月日」と、 「第二十四条の二の 一項中 二第三項」 第 「第二十四条の一 一項第 「検査又は点検」 一十四条の九第二 第 لح 第一 一十四条の とあるの 第四 第 十四四 とあ 項

3 ときは、その登録を取り消すことができる。 総務大臣は、 登録外国点検事業者が次の各号のいずれかに該当する

(同上)

第二項の規定に違反したとき。 前項において準用する第二十四条の五第一項又は第二十四条の六

三~八 (同上)

4 (同上)

(無線局に関する情報の公表等)

第二十五条 項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。)又は第二十七条の二十 無線局を除き、 第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項 0 登録 (以下「免許等」という。) をしたときは、 総務大臣は、 その無線局の免許状に記載された 無線局の免許又は第二十七条の二十 総務省令で定める (第十四条第二 事項若しくは 第一

インターネットの利用その他の方法により公表する。

事項に相当する事項に限る。)のうち総務省令で定めるものを十四の規定により届け出られた事項(第二十七条の二十二各号に掲げ三に規定する登録記録に記録されている事項若しくは第二十七条の三

2·3 (略)

(特定無線局の免許の特例)

て対象とする免許を申請することができる。 に限る。)を同じくするものである限りにおいて、次条から第二十七に限る。)を同じくするものである限りにおいて、次条から第二十七に限る。)を同じくするものである限りにおいて、次条から第二十七条の十一までに規定するところにより、これらの特定無線局であるものに限る。)を同じくするもの(以下「特定無線局」という。)を二年が象とする免許を申請することができる。

するもののうち、総務省令で定める無線局を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射ーを動する無線局であつて、通信の相手方である無線局からの電波

る無線局ち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定めち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定めい無線局であつて、移動する無線局を通信の相手方とするもののうい 電気通信業務を行うことを目的として陸上等に開設する移動しな一 電気通信業務を行うことを目的として陸上等に開設する移動しな

(包括免許の付与)

ものに限る。)を包括して対象とする免許にあつては、次に掲げる事げる事項(特定無線局(第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係る請が同条各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲第二十七条の五 総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申

インターネットの利用その他の方法により公表する。 定する事項に相当する事項に限る。)のうち総務省令で定めるものを十四の規定により届け出られた事項(第二十七条の二十五第二項に規五第一項の登録状に記載された 事項若しくは第二十七条の三

2・3 (同上)

(特定無線局の免許の特例)

第二十七条の二 (同上)

一 (同上)

ら無象別の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定めち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定めい無線局であつて、移動する無線局を通信の相手方とするもののう一 電気通信業務を行うことを目的として陸上 に開設する移動しな

る無線局

(包括免許の付与)

第二十七条の五 (同上)

3 (略) 五 通信の相 五 通信の相	四 特定無線局の は名称及び住所	二 包括免許の ¹	の有効期間中、 るとともに、当 係る包括免許人	した事項を	1777	四運用盟	三 指定無線局	一 電波の
の有効期間手方というでは、その主従の区別を含む。)	特定無線局の目的(主たる目的及び従たる目的を有する特定無線特定無線局の種別名称及び住所	包括免許人の氏名又包括免許の年月日及び包括免許の番号	期間中、当該包括免許人が閲覧することができる状態に置かなもに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該包括免許括免許人(包括免許を受けた者をいう。以下同じ。)に通知す遅滞なく、その旨及ひ総務省令で定める事項を当該包括免許に	し免	前項の免許(以下「包括免許」という。)を与えたと	運用開始の期限(一以上の特定無線局の運用を最初に開始する期。以下同じ。)	指定無線局数(同時に開設されている特定無線局の数の上限をい空中線電力	一 電波の型式及び周波数とができる区域)を指定して、免許を与えなければならない。
3 六 五	四三は	<u> </u>		したま	2 総	四	三二	_
(同上)	(同上) は名称及び住所	包括免許人		た事項を記載	大臣は、	(同上)	(同上)	(同上)
	旂	0		した免許状	前項の免許(
		(包括免許を受けた者をいう。以下同じ。) の氏名又		を交付するを交付するというでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	前項の免許(以下「包括免許」という。)を与えたと			

3 2 定基地局に係る開設指針にあつては、 あると認められるもの かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要で 者により相当数開設されることが必要であるもののうち、電波の公平 無線局数を超えて特定無線局を開設してはならない。 ことができる。 定基地局の開設に関する指針 あつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、 一十七条の七 一十七条の十二 (特定基地局の開設指針 (指定無線局数を超える数の特定無線局の開設の禁止) 開設指針には、 の受信 範囲とするものに限る。 線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動 第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。 一項第三号において同じ。 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数の 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項 移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無 の無線通信)を定めるものとする。 第一号包括免許人は、 総務大臣は、 次に掲げる事項 (以下)の移動範囲における当該電気通信業務の)における当該移動受信用地上基幹放送 (以下「開設指針」という。) を定める 「特定基地局」という。)について、 陸上等に開設する移動しない無線局で (移動受信用地上基幹放送をする特 第三号及び第八号に掲げる事項 免許記録に記録されて 第二十七条の十四第 (放送法第九十一条 いる指定 同 <u>ー</u>の 特 第二十七条の七 3 第 2 あつて、 定基地局の開設に関する指針 あると認められるもの 者により相当数開設されることが必要であるもののうち、 無線局数を超えて特定無線局を開設してはならない。 ことができる かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要で 一十七条の十二 (特定基地局の開設指針) (指定無線局数を超える数の特定無線局の開設の禁止 (同上) 同 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数 (同上) (同上) (同上) <u>上</u> 次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、 第一号包括免許人は、 総務大臣は、 (以下 (以 下 「特定基地局」という。 陸上 に開設する移動しない無線局で 「開設指針」という。 免許状に記載された)について、 電波の公平 を定める 同一の 指定

 \equiv 係る電波の公平な利用を確保するための措置に関する事項 第二十七条の二十において「周波数の使用区域」という。)その他 うち当該特定基地局に使用させることとする周波数及び当該周波数 口 の当該周波数の使用に関する事項(次のイ又はロに掲げる場合には を使用させることとする区域 口 次のイ又は口に掲げる事項その他の当該特定基地局の無線設備に 当該イ又は口に定める事項を含む。) 当該特定基地局に係る電気通信業務の用に供する電気通信設備と 既設電気通信業務用基地局が現に使用している場合 条第五号に規定する電気通信事業者をいう。 波数の幅の上限に関する事項 に属する者が開設する当該特定基地局に使用させることとする周 計その他の事項を勘案して定めるものをいう。)ごとに当該区分 た既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の幅の合 務用基地局の免許人であるか否かの別、当該免許人ごとに算定し る無線局が現に使用している周波数並びにこれらの周波数の使用 及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動す 画において使用の期限が定められているとき(ロに掲げる場合を に使用している場合であつて、当該周波数について周波数割当計 当該特定基地局を開設しようとする者の区分 その周波数の全部又は一部を当該周波数の使用区域内において その周波数の全部又は一部を当該特定基地局以外の無線局が現 接続・卸役務提供 期限の満了の日 当該周波数及び当該期限の満了の (他の電気通信事業者 (以下この条) 第二十七条の十九及び (電気通信事業法第二 の電気通信設備と (既設電気通信業 当該周波数 三 うち当該特定基地局に使用させることとする周波数及び当該周波数 口 1 口 1 の当該周波数の使用に関する事項(次のイ又はロに掲げる場合には を使用させることとする区域(以下 当 (同上) 「該イ又は口に定める事項を含む。) 同上) (同上) (同上) (同上) 「周波数の使用区域 」という。

その他

(同上)	九	九 第二十七条の十四第一項の認定をするための評価の基準 る事項
		のをいう。以下同じ。)の範囲、配置及び運用開始の時期に
		れている特定基地局であつて、その無線設備に当該機能を付加した
		用に資すると認められるときは、高度既設特定基地局(既に開設さ
		確保するための機能を付加してその運用を図ることが電波の有効利
		ため、既に開設されている特定基地局の無線設備に当該無線通信を
(同上)	八	八 当該特定基地局に係る第一項第一号に掲げる無線通信を確保する
		了促進措置」という。) に関する事項
		局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置(以下「終
		使用を当該イ又は口に定める日前に終了させるために当該特定基地
		数を現に使用している無線局による当該イ又はロに定める周波数の
		に資すると認められるときは、それぞれ同号イ又は口に定める周波
		定める日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用
(同上)	七	七 第二号イ又は口に掲げる場合において、それぞれ同号イ又は口に
		期限その他特定基地局開設料に関する事項
		下「特定基地局開設料」という。)の額並びにその納付の方法及び
(同上)	六	六 第二十七条の十四第一項の認定を受けた者が納付すべき金銭(以
		ための技術の導入に関する事項
(同上)	五.	五 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保する
(同上)	四	四 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項
		に関する事項
		をいう。第二十七条の十四第二項第五号において同じ。)の促進
		十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。)の提供
		の接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務(同法第二

	に関する事項その他必要な事項 4~7 (略) 4~7 (略) 4~7 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) (開設計画の認定) 第二十七条の十四 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) こ 不の開設計画が確実に実施される見込みがあること。 二 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。 二 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。 二 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。 二 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。 二 その開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が第五条第三項各号(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にかつては、同条第一項各号又は第三項各号)のいずれにも該当しないこと。 五 その開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が電気通信事業法第九条の登録を受けていること又は受ける見込みが十分であること。	五 四 三二一 4 2 第 8 4 ・二 (定
	に関する事項その他必要な事項		
に関する事項その他必要な事項		4 5 7	(同上)
(略) 4~7 関する事項その他必要な事項 4~7	総務大臣は、開設指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞な		旧上)
総務大臣は、開設指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞な 8 (同上~7 (略) 4~7 (関する事項その他必要な事項	く、これを公示しなければならない。		
く、これを公示しなければならない。	(開設計画の認定)	(開	設計画の認定)
(開設計画の認定) (開設計画の認定) (開設計画く、これを公示しなければならない。 4~7 (同~7 (略) 4~7 (同) (同上) (同) (関する事項その他必要な事項	(略)	第二十二	
(略) 第二十七条の (開設計画 開設指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞な 8 (同上) 日本ければならない。 4~7 (同生)	· 3 (略)	•	(同上)
(略) 4~7 (同上) (略) 第二十七条の十四 (略) 第二十七条の十四 (略) (開設計画の認定 (略) (開設計画の認定	総務大臣は、第一項の認定の申請があつたときは、その申請が次の		旧上)
第一項の認定の申請があつたときは、その申請が次の 4 (同上) その他必要な事項 4 (同上) 第二十七条の十四 (略) (略) 2・3 (同上) (略) (開設計画の認定の中間の認定の申請があったときは、その申請が次の	各号(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあ		
用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあ 4 (同上) 日地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあ 4 (同上) 日本付ればならない。 第二十七条の十四 (略) 2・3 (同上) 第二十七条の十四 第二十七条の十四 日本の他必要な事項 2・3 (同上)	第五号を除く。		
を除く。)のいずれにも適合しているかどうかを審査 4~7 (同上) その他必要な事項 4~7 (同上) を除く。)のいずれにも適合しているかどうかを審査 4~7 (同上)	しなければならない。		
その他必要な事項 4~7 (同上) 4~7 (同上) 4~7 (同上) 4~7 (同上) 4~7 (同上) 4~7 (同上) 第二項の認定の申請があつたときは、その申請が次の 4 (同上) 第一項の認定の申請があつたときは、その申請が次の 4 (同上) 第一項の認定の申請があつたときは、その申請が次の 4 (同上) 第一項の認定の申請があったときは、その申請が次の 4 (同上) 第二中で表対 2・3 (同上) 第一項の認定の申請があったときは、その申請が次の 4 (同上) 第二十七条の十四 第二十七条の十四 第二十七条の十四 第二十七条の十四 第二十七条の十四 第二十七条の 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	一 その開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。	_	(同上)
画が開設指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞な 4 〈 7 (同上) 開設指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞な 8 (同上) 第二十七条の十四 (略) (略) 2・3 (同上) 第二十七条の十四 (開設計画の認定定) 第一項の認定の申請があつたときは、その申請が次の 4 (同上) 市地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にある 2・3 (同上) ない。 (開設計画の認定の申請が表のであること。	二 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。	=	(同上)
画が確実に実施される見込みがあること。		三	(同上)
その他必要な事項 4~7 (同上) 4~7 (同上) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (いて、周波数の割当てが現に可能であり、		
数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能となる 4~7 (同上) になければならない。 (略) (略) (明設計があつたときは、その申請が次の 4 (同上) 第一項の認定の申請があつたときは、その申請が次の 4 (同上) 第一項の認定の申請があつたときは、その申請が次の 4 (同上) 第一項の認定の申請があつたときは、その申請が次の 4 (同上) 第二中七条の十四 第二項の認定の申請があつたときは、その申請が次の 4 (同上) 第二項の認定の申請があること。 二 (同上) 係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局に 三 (同上) 係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局に 三 (同上) 係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局に 三 (同上) 原が確実に実施される見込みがあること。 二 (同上) 原が確実に実施される見込みがあること。 二 (同上) 第二十七条の十四 第二十七条の 第二十七条 第二十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七	ことが確実であると認められること。		
その他必要な事項 4~7 (同上) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (の) (の		四	(同上)
西に係る特定基地局を開設しようとする者が第五条第 四 (同上) その他必要な事項 4~7 (同上) はなければならない。 (略) (略) (明設計画にあったときは、その申請が次の 4 (同上) 第一項の認定の申請があつたときは、その申請が次の 4 (同上) 第一項の認定の申請があつたときは、その申請が次の 4 (同上) 第一項の認定の申請があつたときは、その申請が次の 4 (同上) 第一項の認定の申請があつたときは、その申請が次の 4 (同上) 第二年七条の十四 第二年七条の十四 第二年七条の十四 第二十七条の十四 第二十七条の 第二十七条 第二十七十七十七十七十十七十七十七十七十十七十十七十十七十十七十十七十十七十十七十	三項各号(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局を開設しよう		
その他必要な事項 4~7 (同上) 開設指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞な 8 (同上) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (第2・3 (同上) 第一項の認定の申請があつたときは、その申請が次の 4 (同上) 第一項の認定の申請があつたときは、その申請が次の 4 (同上) 第二十七条の十四第定を除く。)のいずれにも適合しているかどうかを審査ない。 画が確実に実施される見込みがあること。 一(同上) 「一) 「一) 「一) 「一) 「一) 「一) 「一) 「一) 「一) 「一	同条第一項各号又は第三項各号)の		
その他必要な事項 その中語が次の 第二十七条の十四	も該当しないこと。		
その他必要な事項 その中請があつたときは、その申請が次の その自計) 第二十七条の十四		五.	(同上)
その他必要な事項 を除く。)のいずれにも適合しているかどうかを審査 との に係る特定基地局を開設しようとする者が第五条第 のの に同上) を除く。)のいずれに こと。 こと のいずれに に解 を除く。)のいずれに に解 を除く。)のいずれに こと のいずれに のいずれに こと のいずれに に関 のいずれに のいずれに こと のいずれに のいずれに こと のいずれに こと のいずれに こと のいずれに こと のいずれに のいずれに こと のいずれに こと のいずれに こと のいずれに こと のいずれに のいずれに こと のいずれに こと のいずれに こと のいずれに のいずれに のいずれに のいずれに のいずれに のいずれに のいずれに のいであること のいでは のいであること のいである のいであること のいであること のいであること のいであること のいであること のいであること のいである のいであること のいであること のいでは のいである のいである のいである のいであること のいであること のいである のいでは のいである のいである のいでは のいである のいである のいでは のいである のいである のいでのは のいである のいである のいでは のいである のいで	事業法第九条の登録を受けていること又は受ける見込みが十分であ		
その他必要な事項 そう (同上) 第二十七条の十四	ること。		
その他必要な事項 そく7 (同上) 第二十七条の十四 第二十七十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十		7] :

5 認定特定基地局開設者は、前条第一項各号に掲げる事項(電気通信 範囲内において、その期間を延長することができる。	て、特に必要があると認めるときは、一年を超えない心定特定基地局開設者が認定の有効期間の延長を申請	ることができる。	混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更す		」という。)に係る特定基地局を開設する者(以下「認定特定基地局	よる変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画	3 総務大臣は、前条第一項の認定を受けた開設計画(第一項の規定に	めるときは、前項の認定をするものとする。	設計画にあつては、第五号を除く。)のいずれにも適合していると認	前条第四項各号(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開	2 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請が	V.°)を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならな	設計画(同条第二項第一号、第四号及び第八号に掲げる事項を除く。	第二十七条の十五 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る開	(開設計画の変更等)	9 (略)	ればならない。	二十七条の二十の三第十項において同じ。)をもつて国に納付しなけ	うち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。第	定基地局開設料を現金(国税の納付に使用することができる小切手の	8 第一項の認定を受けた者は、開設指針に定める納付の期限までに特
5	おいて 認	ることができる。	混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更す	」という。)が周波数の指定の変更を申請した場合において、	」という。)に係る特定基地局を開設する者(以下「認定開設者	よる変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画	3 総務大臣は、前条第一項の認定を受けた開設計画(第一項の規定に				2 (同上)				第二十七条の十五 (同上)	(開設計画の変更等)	9 (同上)	ればならない。	。)をもつて国に納付しなけ	うち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む	定基地局開設料を現金(国税の納付に使用することができる小切手の	8 第一項の認定を受けた者は、開設指針に定める納付の期限までに特

出なければならない。ものを除く。)があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届けたので除く。)があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届けにあつては、同項第二号に掲げる事項を除く。)に変更(次に掲げる業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定特定基地局開設者

- して総務省令で定めるものて第五条第一項第四号に該当することとなるおそれが少ないものと一 前条第一項第二号に掲げる事項の変更であつて、当該変更によつ
- る軽微なもの 一 前条第一項第三号に掲げる事項の変更であつて、総務省令で定め

(開設計画の認定の取消し等)

九条の登録を取り消されたとき。
基地局開設者が電気通信事業法第十四条第一項の規定により同法第一 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定特定ずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。第二十七条の十六 総務大臣は、認定特定基地局開設者が次の各号のい

ものを除く。)があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届けにあつては、同項第二号に掲げる事項を除く。)に変更(次に掲げる業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者

一 (同上)

出なければならない

二 (同上)

(同上)

(認定の取消し等)

九条の登録を取り消されたとき。

者 が電気通信事業法第十四条第一項の規定により同法第一 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設 ずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。第二十七条の十六 総務大臣は、認定開設者 が次の各号のい

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定開設者 (発生) 「2 が第五条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。」 移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者

た場合において、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるとき項までにおいて同じ。)が第五条第一項第四号に該当することとなつ動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係るものに限る。以下第五前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定開設者 (移

期限までに特定基地局開設料を納付していないとき。	正当な理由がないのに、認定計画に係る開設指針に定める納付の 二	該認定計画に従つて運用していないと認めるとき。	画に従つて開設せず、又は認定計画に係る高度既設特定基地局を当	正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定計 一	るときは、その認定を取り消すことができる。 / 2	総務大臣は、認定特定基地局開設者が次の各号のいずれかに該当す 6	を通知しなければならない。	ととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間 と	二項の規定により当該認定特定基地局開設者の認定を取り消さないこ 二	る認定特定基地局開設者に対し、理由を付してその旨(当該決定が第 る	総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係 5	定特定基地局開設者の意見を聴かなければならない。 定	総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る認 4	な	局開設者の認定を取り消さないこととするか否かの決定をしなければ -	つたと認めるときは、前項の規定により当該認定特定基地 る	総務大臣は、認定特定基地局開設者が第五条第一項第四号に該当す 3	その他総務省令で定める事項 ニーニーニー 三	幹放送の受信者の利益に及ぼす影響	り当該認定を取り消さないことが当該認定に係る移動受信用地上基	前項の規定により当該認定を取り消すこと又はこの項の規定によ	第五条第一項第四号に該当することとなつた状況 一	期間を定めて当該認定を取り消さないことができる。 、	全計画語を4 欠12 4 月間 14 6 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12
	(同上)			(同上)	るときは、その認定を取り消すことができる。	総務大臣は、認定開設者 が次の各号のいずれかに該当す	を通知しなければならない。	ととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間	二項の規定により当該認定開設者 の認定を取り消さないこ	る認定開設者	総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係	定開設者 の意見を聴かなければならない。	総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る認	ならない。	の認定を取り消さないこととするか否かの決定をしなければ	ることとなつたと認めるときは、前項の規定により当該認定開設者	総務大臣は、認定開設者が第五条第一項第四号に該当す	(同上)			(同上)	(同上)	期間を定めて当該認定を取り消さないことができる。	

(承継】に関する規定の準用) は、第一項又は前二項の規定による処分をしたときは、理8 総務大臣は、第一項又は前二項の規定による処分をしたときは、理8 総務大臣は、第一項又は前二項の規定による処分をしたときは、理8 総務大臣は、第一項又は前二項の規定による処分をしたときは、理8 による処分をしたときは、理8 による処分をしたときは、理8 による処分をしたときは、理8 による処分をしたときは、理8 による処分をしたときは、理8 による処分をしたときは、理8 による処分をしたときは、理8 による処分をしたときは、理8 による処分をしたときは、理8 による処分をしたときは、20 による処分をしたときによる処分をしたときによる処分をした。	二十の三第七項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。ている他の開設計画の第二十七条の十四第一項の認定、第二十七条の	の取消しをしたときは、当該認定特定基地局開設者であつた者が受けて「総務大臣は、前項(第四号及び第五号を除く。)の規定により認定	の廃止又は解散の届出があつたとき。 二 電気通信事業法第十八条の規定によりその電気通信事業の全部定基地局に関する事項の変更に係るものである場合に限る。)	M. C	ハ 電気通信事業法第十三条第四項において準用する同法第十二条登録がその効力を失つたとき。	ロ 電気通信事業法第十二条の二第一項の規定により同法第九条のを拒否されたとき。	イ 電気通信事業法第十二条第一項の規定により同法第九条の登録基地局開設者が次のいずれかに該当するとき。	五 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定特定とき。	四 認定特定基地局開設者が第五条第三項第一号に該当するに至つたき。 認定を受け、又は同条第三項の規定による指定の変更を行わせたと三 不正な手段により第二十七条の十匹第一項若しくは前条第一項の	
(合併等に関する規定の準用) は、第一項又は前二項の規定による処分をしたときは、理		の取消しをしたときは、当該認定開設者 であつた者が受ける 総務大臣は、前項(第四号及び第五号を除く。)の規定により認定	二 (同上)		ハ (同上)	口 (同上)	イ (同上)	五 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設とき。	四 認定開設者 が第五条第三項第一号に該当するに至つた (同上)	

第一項」と読み替えるものとする。

(認定計画に係る特定基地局等の免許申請期間の特例)

の免許の申請については、第六条第八項の規定は、適用しない。特定基地局及び当該特定基地局の通信の相手方である移動する無線局第二十七条の十八 認定特定基地局開設者が認定計画に従つて開設する 気

(特定基地局の開設に係る認定特定基地局開設者の責務

第二十七条の十九 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に 第二十七条の十九 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に 第二十七条の十九 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に 第二十七条の十九 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に 第二十七条の十九 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に 第二十七条の十九 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に

(特定高周波数無線局の開設に係る価額競争実施指針)

う。 り公示する周波数を使用するもの 申出をさせ、 (同項の総務省令で定めるものを除く。 (参加者に入札又は -七条の1 一十の二 最も高い価額を申し出た参加者を落札者として決定す 次条第七項の認定を受けることができる者を価額競 競りの 総務大臣は、 (以 下 より納付する意思のある金銭の額 第六条第八項第五号に掲げる無線 「特定高周波数無線局」 であつて同項の規定によ لح

第二十七条の十七 項 て、 四第四項」と、「第二項から前項まで」とあるのは \mathcal{O} 対規定は、 十七において準用する第 と 同条第六項中「第五条及び第七条」とあるのは 同条第九項中 認定開設者 第二十条第一 第一 項」と読み替えるものとする。 項及び前二項」とあるのは 項から第三項まで、 について準用する。 第六項及び第九項 「第二十七条の十 「第二項及び第三 この場合にお 第

(認定計画に係る特定基地局等の免許申請期間の特例

の免許の申請については、第六条第八項の規定は、適用しない。特定基地局及び当該特定基地局の通信の相手方である移動する無線局第二十七条の十八 認定開設者 が認定計画に従つて開設する

、特定基地局の開設に係る認定開設者 の責務)

第 らない。 場 設置場所以外の場所 利用に資するため、 る無線通信を確保し、 係る認定開設者 二十七条の十九 所に限る。 においても、 電 認定計画に記載した当該特定基地局 気通信業務を行うことを目的とする特定基地 (当該認定計画に係る周波数の 当該特定基地局が使用する周波数の電波の有効 は、 当該特定基地局の開設に努めなけ 第二十七条の十二第 使用区域内にある 一 項 第 の無線設備 号に掲げ いればな 局に

(新設)

とができる。
| 実施に関する指針(以下「価額競争実施指針」という。)を定めるこ率的な利用を確保するために有効であると認めるときは、価額競争の率的な利用を確保するために有効であると認めるときは、価額競争の

- 一価額競争実施指針の対象とする特定高周波数無線局の範囲に関す2 価額競争実施指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 事項を含む。) 高事項を含む。) 「周波数割当計画に示される割り当てることとする周波数の使用に関する事項(次のイ又は口に掲げる場合には、当該イ又は口に定めるで、「周波数の使用区域」という。) その他の当該周波数の使用に関する事項(次のイ又は口に掲げる場合には、当該イ又は口に定めるで、周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のる事項を含む。)
- 数及び当該期限の満了の日数別当計画において使用の期限が定められているとき、当該周波線局が現に使用している場合であつて、当該周波数について周波線局が現に使用している場合であつて、当該周波数無線局以外の無
- 計その他の事項を勘案して定めるものをいう。)ごとに当該区分により既に開設されている無線局が現に使用している周波数の幅の合三、当該特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分(その者に

る周波数の幅の上限に関する事項 属する者が開設する当該特定高周波数無線局に使用させることとす

- 兀 次に掲げるものその他の価額競争の実施方法
- 他の価額競争の参加者の資格 第五条第三項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことその
- 口 保証金の提供の方法及び期限 に関する事項 保証金を提供させる場合にあつては、 保証金の返還の手続その他保証金 提供すべき保証金の額、
- を落札者の要件とする場合にあつては、当該一定の額 価額競争において申し出た金銭の額が一定の額以上であること
- い価額を申し出た参加者が二以上ある場合の落札者の決定方法 価額競争を入札の方法により実施する場合にあつては、 最も高
- 下同じ。)の提供の方法及び期限その他落札金に関する事項 落札金(価額競争における落札者が納付すべき金銭をいう。 以
- 五. を最初に開設する期限をいう。 特定高周波数無線局の開設の期限(一以上の特定高周波数無線局
- 六 ければならない条件 次条第十項に規定する認定特定高周波数無線局開設者が遵守しな
- 3 遅滞なく、これを公示しなければならない。 総務大臣は、 前各号に掲げるもののほか、 価額競争実施指針を定め、 価額競争の実施に必要な事項 又はこれを変更したときは

七

(価額競争の実施及び特定高周波数無線局の開設の認定等)

第二十七条の二十の三 令で定めるところにより、 うとする者は、 総務大臣が公示する一月を下らない期間内に 第七項の認定を受けるため価額競争に参加しよ 次に掲げる事項を記載した申請書を総務大

(新設)

臣に提出しなければならない。

- 者の氏名

 一 氏名又は名称及び住所並びに法人又は団体にあつては、その代表
- 二 開設しようとする特定高周波数無線局の範囲
- 三 希望する周波数の範囲及び周波数の使用区域
- 四 その他総務省令で定める事項
- 付しなければならない。 指針に定める価額競争の参加者の資格を有することを証する書面を添2 前項の申請書には、総務省令で定めるところにより、価額競争実施2
- 3 総務大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請が次の各号の
- 上。 との申請の内容が価額競争実施指針に照らし適切なものであるこ
- た者に通知しなければならない。 掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を第一項の申請をし掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を第一項の申請をし
- 合 価額競争に参加することができる旨 その申請の内容が前項各号のいずれにも適合していると認める場
- 場合 価額競争に参加することができない旨及びその理由二 その申請の内容が前項各号のいずれかに適合していないと認める
- ければならない。ただし、価額競争実施指針において保証金の提供をた者は、価額競争実施指針の定めるところにより、保証金を提供しな5 前項の規定により価額競争に参加することができる旨の通知を受け

要しないこととした場合は、この限りでない。

- 針の定めるところにより、価額競争を実施しなければならない。 に規定する場合にあつては、第四項の規定により価額競争に参加する 総務大臣は、前項の規定により保証金を提供した者(同項ただし書
- 国域」という。)その他総務省令で定める事項を公示するものとする域(以下この条及び次条においてそれぞれ「指定周波数」及び「指定定の有効期間、同項の規定により指定した周波数及び周波数の使用区の 総務大臣は、第七項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認
- 現金をもつて国に納付しなければならない。という。)は、価額競争実施指針に定める納付の期限までに落札金をという。)は、価額競争実施指針に定める納付の期限までに落札金をり、第七項の認定を受けた者(以下「認定特定高周波数無線局開設者」
- に届け出なければならない。 軽微なものを除く。)があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣軽微なものを除く。)があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣。 報定特定高周波数無線局開設者は、第一項第一号又は第四号に掲げ
- 12 認定特定高周波数無線局開設者は、次の各号のいずれかに該当する

一 当該指定周波数又は指定区域の一部に係る特定高周波数無線局をときは、指定周波数又は指定区域の変更を申請することができる。

- 二 混信の除去その他特定高周波数無線局の円滑な開設を図るため特開設せず、又は運用しないこととなつたとき。
- 3 ないには、可じつ見ないのであるとう。 に必要があるとき。

は、第九項の規定を準用する。 指定周波数又は指定区域を変更することができる。この場合において公平かつ能率的な利用を確保するために相当であると認めるときは、公平がのには、前項の規定による申請があつた場合において、電波の

(特定高周波数無線局の開設の認定の取消し等)

消すことができる。
次の各号のいずれかに該当するときは、その前条第七項の認定を取り第二十七条の二十の四 総務大臣は、認定特定高周波数無線局開設者が

| る納付の期限までに落札金を納付していないとき。| | 正当な理由がないのに、当該認定に係る価額競争実施指針に定め

特定高周波数無線局を開設しないとき。 第二十七条の二十の二第二項第五号に規定する開設の期限までに

き。 第二十七条の二十の二第二項第六号の条件に違反したと認めると

五 認定特定高周波数無線局開設者が第五条第三項第一号に該当する規定による指定周波数若しくは指定区域の変更を行わせたとき。四 不正な手段により前条第七項の認定を受け、又は同条第十三項の

したときは、当該認定特定高周波数無線局開設者であつた者が受けて2 総務大臣は、前項(第五号を除く。)の規定により認定の取消しをに至つたとき。

(新設)

局の免許等を取り消すことができる。いる他の前条第七項の認定、第二十七条の十四第一項の認定又は無線

- 及び当該認定に係る特定高周波数無線局の免許を取り消すものとする 及び当該認定に係る特定高周波数無線局の免許を取り消すものとする める特別の事情がある場合を除き、当該申請に係る前条第七項の認定 必務大臣は、前項の規定による申請があつたときは、総務省令で定
- しなければならない。
 は、理由を記載した文書をその認定特定高周波数無線局開設者に送付は、理由を記載した文書をその認定特定高周波数無線局開設者に送付

(承継に関する規定の準用)

のは「第一項」と読み替えるものとする。

「第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項及び前二項」とある
「第二項及び第三項」と、「第二項から前項まで」とあるのは
「十七条の二十の三第三項」と、「第二項から前項まで」とあるのは「第
の場合において、同条第六項中「第五条及び第七条」とあるのは「第
のは「第一項」と読み替えるものとする。

(認定特定高周波数無線局開設者の免許申請期間の特例)

において開設する特定高周波数無線局の免許の申請については、第六二十七条の二十の六 認定特定高周波数無線局開設者が指定周波数等

(新設)

(新設)

2 第二十七条の二十三 登録人は、総務省令で定めるところにより、 第二十七条の二十二 総務大臣は、 的記録(以下「登録記録」という。 用する場合を含む。 置かなければならない。 きは、 条第八項の規定は、 事項を当該登録に係る登録人 省令で定めるところにより、 当該登録に係る次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成し、 た書面の交付を請求することができる。 大臣に対し、 一十七条の二十五 一十七条の二十四 (登録の拒否) (証明書の交付) (登録の実施) (登録の有効期間 当該登録の有効期間中 (略) 登録の年月日及び登録の番号 前条第二項各号に掲げる事項 第二十七条の二十四の規定により登録を拒否する場合を除き、 第二節 に通知するとともに 前条(第二十七条の三十七第二項において読み替えて適 無線局の登録 適用しない。 略 略 の規定により作成された当該登録人に係る電磁 当該登録人が閲覧することができる状態に 遅滞なく、その旨及び総務省令で定める 当該電磁的記録に記録されている事項を (同項の登録を受けた者をいう。 前条第一項の登録の申請があつたと)に記録されている事項を証明し 以下同 総務 総務 第二十七条の二十二 2 (新設) きは、 理ファイルに登録しなければ 次に掲げる事項を第百三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管 一十七条の二十三 (登録状) (登録の実施) (登録の有効期間 (登録の拒否) 十七条の二十四 (同上) (同上) (同上) 次条 第二節 ならない。 同上 総務大臣は、前条第一項の登録の申請があつたと 同上) (同上) の規定により登録を拒否する場合を除き、

(削る)

(変更登録等)

第二十七条の二十六 登録人は 第二十七条の二十一第1 |項第| 一号

事項を変更しようとするときは、 総務大臣の変更登録を受けなければ 又は第四号に掲げる

総務省令で定める軽微な変更については、この限

りでない。

ならない。

ただし、

2 (略)

3 る 十二中「第二十七条の二十四」とあるのは「第二十七条の二十四第 項の変更登録について準用する。 請書又はその添付書類」とあるのは 録人に通知しなければ」と、 登録人が閲覧することができる状態に置かなければ」 該電磁的記録に記録されている事項を、 同項の登録を受けた者をいう。 旨及び総務省令で定める事項」 で定めるところにより」とあるのは 第二十七条の二十二及び第二十七条の二十四第一項の規定は、 「次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成し、 第 以下同じ。)に通知するとともに、 とあるのは「その旨」と 一十七条の二十四第 この場合において、 「申請書」と読み替えるものとす 「登録記録を変更し」と 当該登録の有効期間中、 一項第二号中 第二十七条の二 とあるのは 「登録人 総務省令 「その 第 登 3

4 あつたとき、 登録人は、 又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をし 第二十七条の二十一第二項第一号に掲げる事項に変更が

> 第二十七条の二十五 総務大臣は、 第二十七条の二十 一第 一項の登録を

したときは 登録状を交付する

2 前項の登録状には 第 一十七条の二十二各号に掲げる事項を記載し

なければならない

(変更登録等)

第二十七条の二十六 登録人 (第 一十七条の一 $\overline{+}$ 第 項の登録を受け

ならない。ただし、 事項を変更しようとするときは、 た者をいう。以下同じ。 総務省令で定める軽微な変更については、 は、 同条第二項第三号又は第四号に掲げる 総務大臣の変更登録を受けなければ この限

2 (同上)

りでない。

項の変更登録について準用する。 第二十七条の二十二及び第二十七条の二十三第 この場合において、 一項の規定は、 第二十七条の一 第

十二中「次条」

とあるのは「次条第一項

と

「次に掲げる事項

とあるのは 「変更に係る事項 لح 第 十七七

条の二十三第

項

る 請書又はその添付書類」とあるのは 「申請書」と読み替えるものとす 中 申

4 あったとき、 登録人は、 又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をし 第二十七条の二十一第二項第一号に掲げる事項に変更が

たときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(承継

第二十七条の二十七 録局をその用に供する事業の全部を承継した法人は、その登録人の地 号又は第三号 位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、 存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により登 録局をその用に供する事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後 に供する事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、 渡し、又は登録人について相続、 より当該事業の全部を承継した法人が第二十七条の二十四第二項第 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割に 登録人が登録局をその用に供する事業の全部を譲 に該当するときは、この限りでない。 合併若しくは分割 (登録局をその用 登

2 (略)

(登録記録の変更)

第二十七条の二十八 含む。 一項(第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を その旨を通知しなければならない 登録記録を変更し 又は第二十七条の三十三第四項の規定による届出があつたと 総務大臣は、 当該登録記録に係る登録人に対し 第二十七条の二十六第四項 遅滞な 前条第

(登録の失効の記録)

第二十七条の三十 六条の三第一項の規定により登録を取り消したこと、 の二十の四第二項 総務大臣は、 第七十六条第六項から第八項まで若しくは第七十 第二十七条の十六第七項、第二十七条 第二十七条の二

> その届出があつた場合には たときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 総務大臣は 遅滞なく 当該登録を変更

するものとする。

(承継

第二十七条の二十七 2 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割に 位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、 録局をその用に供する事業の全部を承継した法人は、 存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により登 録局をその用に供する事業の全部を譲り受けた者又は相続人、 に供する事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、 渡し、又は登録人について相続、合併若しくは分割 より当該事業の全部を承継した法人が第二十七条の (第二号を除く。 のいずれかに該当するときは、この限りでない。 登録人が登録局をその用に供する事業の全部を譲 二十三第 (登録局をその用 その登録人の地 合併後 一項各号

(同上)

(登録状の訂正)

第二十七条の二十八 \ \ \ ときは その登録状を総務大臣に提出し 登録人は、 登録状に記載した事項に変更を生じた 訂正を受けなければならな

、登録の抹消)

第 一十七条の三十 総務大臣は、 第二十七条の十六第七項

六条の三第 項の規定により登録を取り消したとき、 第七十六条第六項から第八項まで若しくは第七十 第二十七条の二

ければならない。 の効力を失つたときは、 による届出があつたことにより第二十七条の二十一第一項の登録がそ 十一第一項の登録の有効期間が満了したこと 当該登録に係る登録記録にその旨を記録しな 又は前条第 一項の規定

第二十七条の三十 削除

(包括登録人に関する変更登録等)

2

3

第二十七条の三十三

(略

十二中「第二十七条の二十四」とあるのは 項の変更登録について準用する。この場合において、第二十七条の一 設置場所」とあるのは「を設置しようとする区域 録人に通知しなければ」と、 同項の登録を受けた者をいう。 登録人が閲覧することができる状態に置かなければ」とあるのは 該電磁的記録に記録されている事項を、当該登録の有効期間中、 旨及び総務省令で定める事項」 で定めるところにより」とあるのは「登録記録を変更し」と 第二十七条の二十二及び第二十七条の二十四第一項の規定は、 「次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成し、 第一 以下同じ。 とあるのは 一十七条の二十四第 「第二十七条の二十四第 に通知するとともに、 「その旨」 (移動する無線局に 項第一 と 号中 総務省令 「登録人 「その 第

十一第一項の登録の有効期間が満了したとき、 により第二十七条の二十一第 又は前条第一 項の登録がそ 一項の規定

効力を失つたときは、 当該登録を抹消しなければ

ならない。

0

(登録状の返納)

第二十七条の三十一 とき、 されたとき、 箇月以内にその登録状を返納しなければならない。 第八項まで若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消 第一項の登録がその効力を失つたときは、 又は第二十七条の二十九第二項の規定により第二 第 一十七条の二十一 一十七条の十六第七項 第 項の登録の有効期間が満了した 登録人であつた者は、 第七十六条第六項から

(包括登録人に関する変更登録等) (同上)

第二十七条の三十三

2 (同上)

3 十二中 項の変更登録について準用する。この場合において、 第二十七条の二十二及び第二十七条の二十三第一項の規定は、 「次条」 とあるのは 「次条第 第二十七条の二 項 第

と 「次に掲げる事項

とあるのは 「変更に係る事項 لح 第 十七

条の二 十三 一第 項

とあるのは 「を設置しようとする区域 (移動する無線局に 中

 σ

設置場所」

と読み替えるものとする あつては、 同項第二号中 移動範囲)」と、 「申請書又はその添付書類」とあるのは 「である」 とあるのは 「の区域を含む」 「申請書

遅滞なく、 包括登録人は、前条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき 又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、 その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(包括登録人に関する適用除外等)

第二十七条の三十七 略

二十二、第二十七条の二十四 二十七条の三十二第一項の規定による」と、 とする区域 項の登録」 項各号」と、 条第一号中「前条第二項各号」とあるのは については、第二十七条の二十二中「前条第一項の」とあるのは 条の二十七及び第二十七条の三 第二十七条の二十四」 とあるのは とあるのは 第二十七条の三十二第一項の規定による登録に関する第二十七条の 同項第一号 の登録」 とあるのは (移動する無線局にあつては、 「第二十七条の三十七第二 第二十七条の二十四第一項中「第二十七条の二十一第 「の区域を含む」と、 とあるのは بح 「第二十七条の三十二第一項の規定による登録 中 「の設置場所」とあるのは「を設置しよう 「同項」とあるのは「前条第 第 同条第一 一十七条の三十二 一項において読み替えて適用する 移動範囲)」と、 「第二十七条の三十二第二 項中 「第二十七条の二十四」 一第 「第二十七条の二十 第二十七条の 項の規定によ の規定の適用 一項」 「である 第二十七 ح

> あ つては、 移動範囲)」と、

と読み替えるものとする。 「申請書又はその添付書類」とあるのは 「申請書

4 又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは 包括登録人は、前条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき

する。 遅滞なく、 あった場合には その旨を総務大臣に届け出なければならない。 総務大臣は、 遅滞なく 当該登録を変更するものと その届出が

(包括登録人に関する適用除外等)

第二十七条の三十七 (同上)

2

二十二、第二十七条の二十三 条の二十七、 二十七条の三十二第一項の規定による」と、 については、第二十七条の二十二中「前条第一項の」とあるのは 一十七条の三十七第二 第二十七条の三十二第一項の規定による登録に関する第二十七条の 第二十七条の三十及び第二十七条の三十一の規定の適用 一項において読み替えて適用する次条」 第二十七条の二十五第二項、 「次条」とあるのは 第二十七

」と、同条第 項各号」と、 とする区域 項 いて読み替えて適用する第二十七条の二十二各号」と、 とあるのは の登録」とあるのは (移動する無線局にあつては、 第二十七条の二十三中 前条第二項各号」とあるのは 一項第 「の区域を含む」と、 一号中「の設置場所」とあるのは 第 とあるのは 一十七条の三十二 第二十七条の二十五第二 「第二十七条の三十七第1 移動範囲)」と、 「第二十七条の三十二 一第 「第二十七条の二十一第 一項の規定による登録 「を設置しよう 第二十七条の 項 「である 第

号」とあるのは 出があつたこと 適用する前項」と、 する第二十七条の二十四第二項第一号又は第三号」と、同条第二項中 二十七第 「前項」とあるのは 項ただし書中 「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用 第二十七条の三十中 「第二十七条の三十七第二項において読み替えて 第 一十七条の二十四第二 「前条第 一項第 項の規定による届 とあるのは 号又は第三 第

二十七条の三十二 第 一項の規定による登録を受けた者が当該登録に係

る全ての無線局を廃止したこと」とする。

(電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁 第三節 無線局の開設に関するあつせん等

第 一十七条の三十八 略

2 規定による仲裁の申請をした後は、 等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、 る契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該免許人 る無線局の免許人等に対し、 認定特定基地局開設者が、 あつせんを申請することができる。 当該認定計画に係る終了促進措置に関す 認定計画に係る周波数を現に使用してい この限りでない。 ただし、当事者が第四項の 委員会に

3 6 (略)

第三章 無線設備

、義務船舶局等の無線設備の機器

第三十三条 その他の総務省令で定める機器を備えなければならない。 航行区域の区分に応じて、 報設備の機器 義務船舶局等の無線設備には、 船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器 送信設備及び受信設備の機器、 総務省令で定める船舶及び 遭難自動通

(義務船舶局等の無線設備の条件)

一十七第 一項中 第 一十七条の二十三第 一項各号

第二十七条の三十 適用する前項」と、 する第二十七条の二十三第二項各号」と 「前項」とあるのは とあるのは 「第二十七条の三十七第1 中 第 「第二十七条の三十七第二項において読み替えて 一十七条の三十中 第 一十七条の二十九第二 「前条第一 一項において読み替えて適用 |項| とあるのは 項 同条第一 一項中 及び 第

一十七条の三十六

第三節 (同上)

(電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁

一十七条の三十八 (同上)

2 対し、 等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、 規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。 る契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、 る無線局の免許人等に対し、 認定開設者 あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第四項の が、 当該認定計画に係る終了促進措置に関す 認定計画に係る周波数を現に使用して 当該免許人 委員会に

3 6 (同上)

第三章

(同上)

、義務船舶局 \mathcal{O} 無線設備の機器

第三十三条 その他の総務省令で定める機器を備えなければならない。 報設備の機器 航行区域の区分に応じて、 義務船舶局 船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器 の無線設備には、 送信設備及び受信設備の機器 総務省令で定める船舶及び 遭難自動通

第三十四条 義務船舶局等

の無線設備は

だし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。、次の各号に掲げる要件に適合する場所に設けなければならない。た

- 位置にあること。
 に、その場所が義務船舶局等のある船舶において可能な範囲で高い二、当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるよう
- の環境の影響を受けない場所であること。 三 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある水、温度その他

第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等

第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証

(登録の基準)

第三十八条の三 (略)

(登録の更新)

|第三十八条の四 (略)

2 第二十四条の二第五項及び第六項、第三十八条の二の二第二項及び

| 、次の各号に掲げる要件に適合する場所に設けなければならない。た| で定める船舶地球局(以下「義務船舶局等」という。) | の無線設備は第三十四条 | 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令

だし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。

(同上)

三 (同上)

第三章の二 (同上)

第一節 (同上)

(登録の基準)

第三十八条の三 (同上)

2 条の十七第一項又は第二項 項」と読み替えるものとする。 する場合を含む。)」と、 第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは 11 第三十八条の二の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三第 て準用する。この場合において、 第二十四条の二第五項及び第六項の規定は、 同条第六項中 (第三十八条の二十四第三項において準用 第二十四条の二第五項第1 「前各項」 前条第一項の登録に とあるのは 「第三十八 「前項

(登録の更新)

|第三十八条の四 (同上)

2 第二十四条の二第五項及び第六項、第三十八条の二の二第二項及び

る。 条の二の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三第一項」と読み 含む。)」と、 第三項並びに前条第一項の規定は、 替えるものとする。 の十又は第二十四条の十二第三項」とあるのは「第三十八条の十七第 項又は第二項 この場合において、 同条第六項中 (第三十八条の二十四第三項において準用する場合を 第二十四条の二第五項第二号中 「前各項」とあるのは 前項の登録の更新について準用す 「前項、 「第二十四条 第三十八

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録――――――――の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、そ

2 (略)

(準用)

第三十八条の十九 二第二項第一号、 あるのは 中 は、 登録証明機関の登録について準用する。この場合において、 「登録証明機関登録ファイ 「受けた者」 「受けた者 第二号及び第四号」とあるのは 第二 _ 논 十四条の四 (以下「登録検査等事業者」という。 登録検査等事業者登録ファイル」 ル 第 と 項及び第二十四条の十一の規定 同項第二号中 「第三十八条の二の 「第二十四条の とある) | | |と 同項

> る。 第三項並びに前条第一項の規定は、 替えるものとする。 条の二の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三第一項」と読 含む。)」と、 の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の十七第 項又は第二項 この場合において、 同条第六項中 (第三十八条の二十四第三項において準用する場合を 第二十四条の二第五項第二号中 「前各項」とあるのは 前項の登録の更新について準用す 「前項、 第 第三十八 一十四条

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十八条の十一 いう。 当該電磁的記録を含む。 ならない。 務諸表等」という。)を作成し、 びに事業報告書 の事業年度の財産目録、 れる記録であつて 方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作ら 以下この条において同じ。)の作成がされている場合における (その作成に代えて電磁的記録 登録証明機関は、 電子計算機による情報処理の用に供されるものを 次項及び第百十六条第二十三号において「財 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並 五年間事務所に備えて置かなけ 毎事業年度経過後三月以内に、 (電子的方式、 れば

2 (同上)

(準用)

第三十八条の十九 二第二項第一号、 あ 十四条の三中「受けた者 \mathcal{O} は、 るのは は 登録証明機関の登録について準用する。 「登録証明機関登録簿」 「受けた者」と、 第 第 一十四条の三 一号及び第四号」 (以下「登録検査等事業者」という。 登録検査等事業者登録簿 及び とあるのは この場合におい 第二十四条の十 「第三十八条の二の 一十四条の の規定 とある

二第二項第一号から第三号まで」と、 と読み替えるものとする とあるのは 機関が技術基準適合証明の業務の全部を廃止したこと」と、 査等事業者登録ファイル」 条の九第一項の規定による届出があつたこと」とあるのは 条の三第 項 「第三十八条の十七第 とあるのは とあるのは 一第三十八 項若しくは第一 第二十四条の十一中 条の四第 「登録証明機関登録ファイル」 項 項」 لح 「登録証明 「第二十四 第 「前条」 登録検 十四四

(承認証明機関)

第三十八条の三十一(略

2 · 3 (略)

三項、 第三項、 び第三項、 第六項中「前各項」とあるのは 基準適合証明を受けた者について準用する。 関について、第三十八条の六第三項及び第四項後段並びに第三十八条 第三十八条の十五まで並びに第三十八条の二十三の規定は承認証明機 七第一項、 総務大臣が行う第一項の規定による承認について、 十四条の二第五項第二号中 の二十から第三十八条の二十二までの規定は承認証明機関による技術 第二十四条の二第五項及び第六項、 第三十八条の三第 とあるのは 第三十八条の六第 「適合しているときは」 第三十八条の三第一項並びに第三十八条の五第一項の規定は 第三十八条の八、 第三十八条の三第 「第三十八条の三十二第一項又は第二項」と、 一項中 — 項、 第 第三十八条の十、第三十八条の十二から 「登録申請者」 とあるのは 第二項及び第四項前段、第三十八条の 項並びに第三十八条の三十一 「前項、 一十四条の十又は第二 第三十八条の二の二第二項及び 第三十八条の二の二第二 「適合しているときでなけ この場合において、 とあるのは 同条第二項及び第 一十四条の十 「承認申請者 一第 項及 項 第一 同条 一第 4

条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第三二第二項第一号から第三号まで」と、第二十四条の十一中「第二十四

十八条の四第一項若しくは第三十八条の十六第二項

۲,

前

条

とあるのは「第三十八条の十七第一項若しくは第二項」と

読み替えるものとする。

(承認証明機関)

|第三十八条の三十一 (同上)

2・3 (同上)

と び 第六項中 三項」とあるのは 基準適合証明を受けた者について準用する。 関について、第三十八条の六第三項及び第四項後段並びに第三十八条 第三十八条の十五まで並びに第三十八条の二十三の規定は承認証明機 七第一項、第三十八条の八、 三項、第三十八条の六第 総務大臣が行う第 第三項、第三十八条の三第一 十四条の二第五項第二号中 の二十から第三十八条の二十二までの規定は承認証明機関による技術 と 第三項、 第二十四条の二第五項及び第六項、 第三十八条の三第 「適合しているときは」とあるのは 「前各項」とあるのは 第三十八条の三第一 「第三十八条の三十二第一項又は第1 一項の規定による承認について、 項中 項、 「第二十四条の十又は第 項並びに第三十八条の五第一項の規定は 第三十八条の十、第三十八条の十二から 「登録申請者」 第二項及び第四項前段、 項並びに第三十八条の三十 「前項、 第三十八条の二の二第二 第三十八条の二の二第二 「適合しているときでなけ この場合において、 とあるのは 同条第一 一十四条の十三 項」 第三十八条 「承認申請者 第 一項及び第 ٤ 一項及び 項及 同条 第 項

の五第一項中「同項の登録を受けた者(以下「登録証明機関」という「親法人を」とあるのは「親法人に相当するものを」と、第三十八条、同項第三号イ中「会社法」とあるのは「外国における会社法」と、れば」と、「しなければならない」とあるのは「してはならない」と

十八条の十一で第二項、第三十八条の七第一項、第三十八条の八第一項並びに第三あるのは「承認証明機関」と、同条第三項、第三十八条の六第一項及。)」と

認」と、第三十八条の十三

録証明機関」 十五第 「請求する」と、 項中「命ずる」とあるのは 「命令」 項中「登録」とあるのは「承認」と、 とあるのは とあるのは 同条第二項中 中 「命令」 「請求」 「承認証明機関」 「請求する」と、 とあるのは 「命令」とあるのは 第三十八条の二十二第 「請求」 第三十八条の二十 同条第二項及び第三項 「命ずる」とあるのは 「請求」と読み替 第三十八条の 一項中

5・6 (略)

えるものとする。

第三節 登録修理業者

(登録の基準)

第三十八条の四十 (略)

条第一項の登録について準用する。この場合において、第二十四条の2 第二十四条の二第五項(第一号を除く。)及び第六項の規定は、前

れば」と、 条の十四第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、 条の二十二第一項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、 認」と、第三十八条の十三、 び第二項、第三十八条の七第一項、 あるのは「承認証明機関」 の五第一項中「同項の登録を受けた者(以下「登録証明機関」という 八条の二十二第二項中 十八条の十並びに第三十八条の十五第一 「親法人を」とあるのは「親法人に相当するものを」と、第三十八条 一項及び第三項)」とあり 同項第三号イ中「会社法」とあるのは「外国における会社法」と、 「しなければならない」とあるのは「してはならない」と 及び第三十八条の二十二 第三十八条の二十一第二項及び第三項並びに第三十 「命令」とあるのは「請求」 と 第三十八条の二十一第 第三十八条の八第一項 一第一項中 項中 第三十八条の六第一 「登録」とあるのは لح 「登録証明機関」 一項及び第三十八 第三十八 同条第 項及

読み替

5・6 (同上)

第三節 登録修理業者

(登録の基準)

第三十八条の四十 (同上)

| 条第一項の登録について準用する。この場合において、第二十四条の|2 第二十四条の二第五項(第一号を除く。)及び第六項の規定は、前

ものとする。

・・のとする。

・・のとなる。

・のとなる。

・・のとなる。

・・のとなる。

・・のとなる。

・のとなる。
・のとなる。

・のとなるなる。

・のとなる。

・のとなる。

・のとなるなる。

・のとなるな。

・のとなるなななななななななななななななななななななななななななななな

(登録ファイル)

項を登録修理業者登録ファイルに記録しなければならない。 受けた者(以下「登録修理業者」という。)について、次に掲げる事第三十八条の四十一 総務大臣は、第三十八条の三十九第一項の登録を

- 一登録の年月日及び登録番号
- 二 第三十八条の三十九第二項各号に掲げる事項

(変更登録等)

第三十八条の四十二 (略)

2 (略)

3 るのは る。 更登録について準用する。 十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」と読み替えるものとす 第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十二第三項」とあるのは の三十九第三項並びに第三十八条の四十第一項の規定は、 「第三十八条の四十七」と、 第二十四条の二第五項 「前号」と、 同条第六項中 この場合において、 (第一号を除く。) 及び第六項、第三十八条 同項第三号中「前二号のいずれか」とあ 「前各項」とあるのは 第二十四条の二第五項 「前項、 第一項の変 第三

4 (略)

(準用)

第三十八条の四十八 第二十四条の十一の規定は登録修理業者の登録に

ものとする。

「第三十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」と読み替える
項、第三十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」とあるのは「前
か」とあるのは「前号」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前
あるのは「第三十八条の四十七」と、同項第三号中「前二号のいずれ
二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」と

(登録簿)

登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。 受けた者(以下「登録修理業者」という。)について、登録修理業者第三十八条の四十一 総務大臣は、第三十八条の三十九第一項の登録を

- (同上)
- 二 (同上)

(変更登録等)

第三十八条の四十二 (同上)

2 (同上)

3 るのは る 更登録について準用する。 十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」と読み替えるものとす 第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは の三十九第三項並びに第三十八条の四十第一項の規定は、 「第三十八条の四十七」と、 第二十四条の二第五項 「前号」と、 同条第六項中 (第一号を除く。) 及び第六項、 この場合において、 同項第三号中 「前各項」とあるのは 「前二号のいずれか」とあ 第二十四条の二第五項 「前項、 第三十八条 第 項の変

4 (同上)

(準用)

|第三十八条の四十八||第二十四条の十一の規定は登録修理業者の登録に

ر ح のは 業者及び特別特定無線設備について準用する。 検査等事業者登録ファイル」 したこと、 ついて、第三十八条の二十及び第三十八条の二十一の規定は登録修理 一十四条の十一中 項 「当該登録修理業者が修理したその登録に」と読み替えるものと 第三十八条の二十第一項中「当該技術基準適合証明に」とある と 第 一十四条の九第一項」とあるのは「第三十八条の四十六 「前条」とあるのは 「第二十四条の三第一項の政令で定める期間を経過 とあるのは 「第三十八条の四十七」と、 「登録修理業者登録ファイル この場合において、 「登録 第

第四章 無線従事者

(遭難通信責任者の配置等)

て、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならなける第五十二条第一号から第三号までに掲げる通信に関する事項を統括管理する者をいう。)として、総務省令で定める無線従事者であつ括管理するものの義務船舶局等には、遭難通信責任者(その船舶にお第五十条 旅客船又は総トン数三百トン以上の船舶であつて、国際航海 室第五十条 旅客船又は総トン数三百トン以上の船舶であつて、国際航海 室

を定めることができる。線従事者及び船舶局無線従事者証明に係るものを含む。)ごとの員数は、総務省令により、無線局に配置すべき無線従事者の資格(主任無2 総務大臣は、前項に規定するもののほか、必要があると認めるとき

第五章 運用

第一節 通則

(目的外使用の禁止等)

第五十二条 無線局は、免許記録に記録されている目的又は通信の相手

第二項」と、「前条」とあるのは「第三十八条の四十七」と
一九第二項 しからのは「第三十八条の四十六」とあるのは「第三十八条の四十六二十四条の十一中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の業者及び特別特定無線設備について準用する。この場合において、第二十八条の二十人の規定は登録修理

する。のは「当該登録修理業者が修理したその登録に」と読み替えるものとのは「当該登録修理業者が修理したその登録に」と読み替えるものと「、第三十八条の二十第一項中「当該技術基準適合証明に」とある

第四章 (同上)

(遭難通信責任者の配置等)

2 (同上)

第五章 (同上)

第一節 (同上)

(目的外使用の禁止等)

第五十二条 無線局は、免許状に記載された

| 目的又は通信の相

、この限りでない。 囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については方若しくは通信事項(特定地上基幹放送局については放送事項)の範

一~六 (略)

らなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない二号において「免許記録等」という。)に記録されているところによ認別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許記録又は登録第五十三条 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、

ては、この限りでない。 号の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信につい第五十四条 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の各

免許記録等に記録されているものの範囲内であること。

二 通信を行うため必要最小のものであること。

を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。ければ、運用してはならない。ただし、第五十二条各号に掲げる通信第五十五条 無線局は、免許記録に記録されている運用許容時間内でな

第四節 無線局の運用の特例

(登録人以外の者による登録局の運用)

させることができる。ただし、登録人以外の者が第二十七条の二十四該登録局の登録が効力を有する間、当該登録局を自己以外の者に運用運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認める場合には、当運用が電波の能率的な利用に資するものであり、かつ、他の無線局の第七十条の九 登録局の登録人は、当該登録局の登録人以外の者による

囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については方若しくは通信事項(特定地上基幹放送局については放送事項)の範

一~六 (同上)

、この限りでない

らなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない二号において「免許状等」」という。)に記載されたところによ出条の二十五第一項の登録状(次条第一号及び第百三条の二第四項第識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状又は第二十第五十三条無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、

- こは、こう艮)ごない。 号の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信につい第五十四条 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の各

ては、この限りでない。

免許状等に記載された

ものの範囲内であること。

二 (同上)

を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。ければ、運用してはならない。ただし、第五十二条各号に掲げる通信第五十五条 無線局は、免許状に記載された 運用許容時間内でな

第四節 (同上)

(登録人以外の者による登録局の運用)

させることができる。ただし、登録人以外の者が第二十七条の二十三該登録局の登録が効力を有する間、当該登録局を自己以外の者に運用運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認める場合には、当運用が電波の能率的な利用に資するものであり、かつ、他の無線局の第七十条の九 登録局の登録人は、当該登録局の登録人以外の者による

りでない。 第二項第一号又は第三号

に該当するときは、この限

(略)

第六章

(特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務)

第七十一条の二 総務大臣は、 費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助 波数変更対策業務」という。 という。)の変更を行う場合において、電波の適正な利用の確保を図 割当計画又は基幹放送用周波数使用計画(以下「周波数割当計画等」 とする免許人その他の無線設備の設置者に対して、当該工事に要する るため必要があると認めるときは、)を行うことができる。 次の各号に掲げる要件に該当する周波数 予算の範囲内で、 当該各号に定め (以 下 工事をしよう 「特定周

設備の変更の工事 数若しくは空中線電力の変更又は代替有線設備への変更に係る無線 次のイからハまでのいずれにも該当すること ハに規定する周波

てることとするものであること 更周波数」 り当てることが可能である周波数 無線局区分(以下この号において「旧割当区分」という。) を超えない範囲内で周波数の使用の期限を定めるとともに、 条件として周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して十年 める無線局の区分をいう。 備についての第三章に定める技術基準を基準として総務省令で定 特定の無線局区分 という。 (無線通信の態様) を旧割当区分以外の無線局区分にも割り当 以下同じ。 (以下この号において の周波数の使用に関する 無線局の目的及び無線設 「割当変 当該

> 第二項各号 りでない。 (第二号を除く。 のいずれかに該当するときは、この限

2 { 4

(同上)

第六章 (同上)

、特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務

第七十一条の二 総務大臣は、 割当計画又は基幹放送用周波数使用計画(以下「周波数割当計画等」 波数変更対策業務」という。)を行うことができる 費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助 とする免許人その他の無線設備の設置者に対して、当該工事に要する という。)の変更を行う場合において、電波の適正な利用の確保を図 る周波数又は空中線電力の変更に係る無線設備の変更の工事をしよう るため必要があると認めるときは、 次に 予算の範囲内で、 掲げる要件に該当する周波数 第三号に規定す 〇 以 下 「特定周

う。 が可能である周波数 無線局の区分をいう。 のであること。 い範囲内で周波数の使用の期限を定めるとともに、当該無線局区分 についての第三章に定める技術基準を基準として総務省令で定める して周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して十年を超えな (以下この条において 特定の無線局区分(無線通信の態様、無線局の目的及び無線設備)を旧割当区分以外の無線局区分にも割り当てることとするも (以下この条において 以下同じ。 「旧割当区分」という。 の周波数の使用に関する条件と 割当変更周波数」 に割り当てること とい

_ 旧割当区分以外のもの 旧割当区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同 割当変更周波数の割当てを受けることができる無線局区分のうち (次号において 「新割当区分」 一である無線局

区が可能である周波数の割合が、四分の三以下であること。 ち旧割当区分以外のもの(ハにおいて「同一目的区分に割り当てるこ は旧割当区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同一である無 を目割当区分以外のもの(ハにおいて「新割当区分」という。)があ るときは、割当変更周波数の割当てを受けることができる無線局区分のう

三

促進設備又は代替有線設備 次のイ及びロのいずれにも該当すること 内の変更に限る。 内の変更に限り、 線局(以下「第一号既開設局」という。)が第一号新規開設局に において同じ。 力の変更(第一号既開設局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲 るため、 その運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにす 現に割当変更周波数の割当てを受けている特定の無線局区分の無 内に割当変更周波数を割り当てることを可能とするものであるこ 項において せて総務大臣が公示するもの 新割当区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併 特定の無線局区分の周波数の使用に関する条件として周波数割 (無線設備の機能を有線通信により代替する設備をいう。 この場合において、 当該周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して五年以 あらかじめ、 「第一号新規開設局」という。)への変更をすることが可能なものであること。 周波数の変更にあつては割当変更周波数の範囲)又は第 第 当該周波数割当計画等の変更の公示の際 一号既開設局の周波数若しくは空中線電 の変更に係る無線設備の変更の工事 一号既開設局の無線設備の代替有線設 (以下このハ及び第百三条の二第九 口に規定する共同利用 の免許の申請に対し

当計画等の変更の公示の日から起算して十年を超えない範囲内で

である周波数の割合が、四分の三以下であること。は、割当変更周波数に占める同一目的区分に割り当てることが可能区分(以下この号において「同一目的区分」という。)があるとき

らかじめ、 無線局(以下「既開設局」という。)が特定新規開設局にその運用 能なものであること。 あつては割当変更周波数の範囲内の変更に限る。)をすることが可 的の遂行に支障を及ぼさない範囲内の変更に限り を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、 の公示の際現に割当変更周波数の割当てを受けている旧割当区分の ものであること。 起算して五年以内に割当変更周波数を割り当てることを可能とする 免許の申請に対して、 て総務大臣が公示するもの 新割当区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せ 既開設局の周波数又は空中線電力の変更 この場合において、 当該周波数割当計画等の変更の公示の日から 以下 「特定新規開設局」 当該周波数割当計画等の変更 周波数の変更に (既開設局の目

線局区分以外の無線局区分をいう。 線設備をいう。 当てることとするものであること。 該無線局区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同 るとともに、 共同利用促進設備 口において 「共同利用周波数」という。 当該無線局区分に割り当てることが可能な周波数 以下同じ。 (周波数の共同利用を促進する技術を用いた無 以外の無線設備の使用の期限を定め 口において同じ。 を非同 一目的区分)にも割り である無

線設備の共同利用促進設備又は代替有線設備への変更をすること が可能なものであること。 害を与えないようにするため が第二号新規開設局にその運用を阻害するような混信その他の妨 び第七十一条の四第一項において「第二号既開設局」という。 の割当てを受けている特定の無線局区分の無線局(以下このロ及 を割り当てることを可能とするものであること。 計画等の変更の公示の日から起算して五年以内に共同利用周波数 新規開設局」という。 と併せて総務大臣が公示するもの 非同 当該周波数割当計画等の変更の公示の際現に共同利用周波数 一目的区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示)の免許の申請に対して、当該周波数割当 あらかじめ (以下この口において 第二号既開設局の無 この場合におい 第二

2 (略)

(登録周波数終了対策機関

第七十一条の三の二(略)

2~4 (略

準用する。この場合において、同条第五項第二号中「第二十四条の十5 第二十四条の二第五項及び第六項の規定は、第一項の登録について

2 (同上)

(登録周波数終了対策機関)

第七十一条の三の二 (同上)

2~4 (同上)

| 準用する。この場合において、同条第五項第二号中「第二十四条の十5 第二十四条の二第五項及び第六項の規定は、第一項の登録について

項から第四項まで及び第六項」と読み替えるものとする。第六項中「前各項」とあるのは「前項並びに第七十一条の三の二第一一項において準用する第三十八条の十七第一項又は第二項」と、同条又は第二十四条の十二第三項」とあるのは「第七十一条の三の二第十

- 6 第一項の登録は、次に掲げる事項を登録周波数終了対策機関登録フ
- 登録の年月日及び登録の番号ァイルに記録してするものとする。
- その代表者の氏名

 一 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、
- び所在地
 三 登録を受けた者が特定周波数終了対策業務を行う事務所の名称及
- 7 10 (略)

11 九条の十、第四十七条の三並びに前条第四項から第六項まで、 十八条の九、第三十八条の十一、第三十八条の十二、第三十八条の十 それぞれ読み替えるものとする。 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 の場合において、 及び第九項の規定は、 は 第二十四条の七第一項、 第三十八条の十七、第三十八条の十八、第三十九条の五、 「特定周波数終了対策業務」 これらの規定中 登録周波数終了対策機関について準用する。 第二十四条の十一、第三十八条の五、 と読み替えるほか、 「技術基準適合証明の業務」とある 同表の下欄に掲げる字句に 次の表の上欄に 第八項 第三十 第三

 第二項
 四項各号 (無線設
 各号

 第二十四条の七
 第二十四条の二第四項

 第二十四条の二
 第二十四条の三の二第四項

項から第四項まで及び第六項」と読み替えるものとする。第六項中「前各項」とあるのは「前項並びに第七十一条の三の二第一一項において準用する第三十八条の十七第一項又は第二項」と、同条又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第七十一条の三の二第十

第一項の登録は、登録周波数終了対策機関登録簿に次に掲げる事項

6

一 (同上)

を記載して

するものとする。

- 二 (同上)
- 三 (同上)

7

10

(同上)

それぞれ読み替えるものとする。掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、次の表の上欄に

登録証明受けた者	第一項 二第二第二十二第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	<u> </u>		登録ファイル	登録検	一項	第二十		前条	たこと	による	の九第	こと、	る期間	一項の	第二十四条の十 第二十四)	第二号	っては、
機関」と	二第一項第三十八条の二の	.			登録検査等事業者		第二十四条の二第				による届出があつ	の九第一項の規定	第二十四条	る期間を経過した	項の政令で定め	第二十四条の三第		第二号又は第四号	つては、第一号、
受けた者 	第七十一条の三の二第一項			録ファイル	登録周波数終了対策機関登		第七十一条の三の二第一項	しくは第二項	第三十八条の十七第一項若	廃止したこと	波数終了対策業務の全部を	波数終了対策機関が特定周	第一項の規定により登録周	したこと、第三十九条の十	の政令で定める期間を経過	第七十一条の三の二第七項			
	第一項														<u> </u>	第二			
	第一項第三十八条の五															一十四条の十			
	五															+			
登録証明機関」と	の五 第三十八条の二の		前条						失つたとき				二項	第二十四条の九第	二第一項若しくは	第二十四条の二の)	第二号又は第四号	つては、第一号、

				<u> </u>		
一第二項第三十八条の十	第三十八条の九	第二項	第三十八条の五			
り扱うことを業と特定無線設備を取	役員又は証明員	は第三号ニ項第一号又	第三十八条の二の		区分、1	登録に系る事業の
係る給付金の支給の申請を特定周波数終了対策業務に	有する者条件に適合する知識経験を役員又は別表第五に掲げる	第二号又は第三号	第七十一条の三の二第六項			登録ご系る
				1		•
第三十八条の十	第三十八条の九	第三項第三十八条の十五第一の十七第二項、第三十八条の十五第一の十七第二項各の十九第二項各の十八第二項を	第三十八条の五			
り扱うことを業と特定無線設備を取	役員又は証明員	は第三号は第三号の業務の業務	第三十八条の二の	の業務技術基準適合証明	明	事業の区分、支術
係る給付金の支給の申請を特定周波数終了対策業務に	有する者条件に適合する知識経験を役員又は別表第五に掲げる	第二号又は第三号	第七十一条の三の二第六項	特定周波数終了対策業務		特定周皮数终了对策業务

	八第一項	第三十八条の十	七第二項第三号	第三十八条の十			七第二項第二号	第三十八条の十								七第二項第一号	第三十八条の十	七第一項	第三十八条の十	 第三十八条の十	
一項の登録を受け	十八条の二の二第	総務大臣は、第三	二第一項	第三十八条の二の			第一項又は第二項	第三十八条の十三									この節	二項	第三十八条の三第	技術基準適合証明	する者
		総務大臣は、		第七十一条の三の二第一項		七十一条の三の二第十項	三十九条の五第二項又は第	第二十四条の七第一項、第	くは第八項	第七十一条の三第五項若し	第三十九条の十第一項又は	、第三十九条の五第一項、	第一項、第三十八条の十二	条の九、第三十八条の十一	八条の五第二項、第三十八	第三十			第七十一条の三の二第五項	特定周波数終了対策業務	した免許人
			l						I												<u> </u>
	八第一項	第三十八条の十	七第二項第三号	第三十八条の十			七第二項第二号	第三十八条の十								七第二項第一号	第三十八条の十	七第一項	第三十八条の十	 第三十八条の十	
一項の登録を受け	八第一項十八条の二の二第	第三十八条の十総務大臣は、第三	七第二項第三号 二第一項	第三十八条の十 第三十八条の二の			七第二項第二号 第一項又は第二項	第三十八条の十 第三十八条の十三								七第二項第一号	第三十八条の十 この節	七第一項 二項	第三十八条の十 第三十八条の三第	 第三十八条の十 技術基準適合証明	する者

第 び 六 前 十 給 第 項 条

特定周波数変更対策業務に係る給付金の交付の決定を	定周波数変更対策業	第七十一条の四 特	特定周波数変更対策業務に係る給付金の交付の決定を	·定周波数変更対策業	第七十一条の四 特
等の義務等)	(給付金の交付の決定を受けた免許人等の義務等)	(給付金の交付の	等の義務等)	(給付金の交付の決定を受けた免許人等の義務等)	(給付金の交付の
		び第九項			び第九項
	策業務	六項、第八項及		策業務	六項、第八項及
特定周波数終了対策業務	特定周波数変更対	前条第五項、第	特定周波数終了対策業務	特定周波数変更対	前条第五項、第
	策業務			策業務	
特定周波数終了対策業務	特定周波数変更対		特定周波数終了対策業務	特定周波数変更対	
次条第一項	第一項	前条第四項	次条第一項	第一項	前条第四項
		第二項			第二項
特定周波数終了対策業務	試験事務	第四十七条の三	特定周波数終了対策業務	試験事務	第四十七条の三
特定周波数終了対策業務	試験事務		特定周波数終了対策業務	試験事務	
	同じ。)			同じ。)	
	む。次項において	第一項		む。次項において	第一項
職員	職員(試験員を含	第四十七条の三	職員	職員(試験員を含	第四十七条の三
		の十第一項			の十第一項
		及び第三十九条			及び第三十九条
特定周波数終了対策業務	講習の業務	第三十九条の五	特定周波数終了対策業務	講習の業務	第三十九条の五
	の業務				
特定周波数終了対策業務	技術基準適合証明				
九条の十第一項			場合又は	場合若しくは	
項において準用する第三十	第一項			第一項	
第七十一条の三の二第十一	第三十八条の十六		第三十九条の十第一項	第三十八条の十六	
	、又は			、又は	
	る者がいないとき			る者がいないとき	

の指定の変更を申請し、又は無線局を廃止しなければならない。開設局の免許人を除く。) は、遅滞なく、周波数若しくは空中線電力事に要する費用に充てるための給付金の交付の決定を受けた第二号既受けた免許人 (共同利用促進設備への変更に係る無線設備の変更の工

- 変更登録)を申請し、又は無線局を廃止しなければならない。等は、遅滞なく、周波数の指定の変更(登録人にあつては、周波数の2 特定周波数終了対策業務に係る給付金の交付の決定を受けた免許人
- 3 前三条の規定は、総務大臣が、第七十一条第一項の規定に基づき第 3 前三条の規定は、総務大臣が、第七十一条の二第二項の旧割 すことを妨げるものではない。

(検査)

第七十三条 (略)

2 · 3 (略)

第七十六条 (略)

受けた免許人

は、遅滞なく、周波数又は 空中線電力

特定周波数終了対策業務に係る給付金の交付の決定を受けた免許の指定の変更を申請しなければないでは、ならない。

2

- 変更登録)を申請し、又は無線局を廃止しなければならない。等は、遅滞なく、周波数の指定の変更(登録人にあつては、周波数の4 保定居波数終了対策業務に係る終代金の交付の決定を受けた免許人
- 立ことを妨げるものではない。
 立ことを妨げるものではない。
 立ことを妨げるものではない。
 立ことを妨げるものではない。
 立ことを妨げるものではない。
 立ことを妨げるものではない。
 立ことを妨げるものではない。
 立ことを妨げるものではない。
 立ことを妨げるものではない。

(検査)

第七十三条 (同上)

2 · 3 (同上)

4 果を記載した書類の提出があつたときは、 た者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結 大臣が通知した期日の一 いて第二十四条の その一部を省略することができる。 第一項の検査は、 一第 当該無線局の免許人から、 項又は第二 箇月前までに、 一十四条の十三 当該無線局の無線設備等につ 第一項の規定にかかわらず 同項の規定により総務 第 項の登録を受け

第七十六条 (同上)

第七十六条の三 2 6 。)の規定により免許の取消しをしたとき、並びに第六項(第三号を 指定を変更し、 除く。)の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等であ 二 電気通信事業法第十三条第四項において準用する同法第十二条第 項第二号ロに規定する周波数の使用の期限を定めたときは、 第二十七条の十二第三項第 期限を定めたとき、又は開設指針若しくは価額競争実施指針において てることが可能な周波数の一部若しくは全部について周波数の使用の の結果に基づき周波数割当計画を変更して特定の無線局区分に割り当 規程の認定を取り消すことができる。 目的とする無線局の免許人等が次の各号のいずれかに該当するときは つた者が受けている他の無線局の免許等又は第二十七条の十四第 その免許等を取り消すことができる。 総務大臣は、 拒否されたとき 総務大臣は、 れたとき に限る。 電気通信事業法第十五条の規定により同法第九条の登録を抹消さ (当該変更登録が無線局に関する事項の変更に係るものである場合 項の規定により同法第十三条第一項の変更登録を拒否されたとき 電気通信事業法第十二条第一項の規定により同法第九条の登録を (略 第二十七条の二十の三第七項の認定若しくは無線設備等保守 総務大臣は、 第四項 又は周波数の変更を命ずる場合のほか、 前三項の規定によるほか、 (第四号を除く。) 及び第五項 第七十一条第一項の規定により周波数の 一号ロ若しくは第二十七条の二十の 電気通信業務を行うことを (第五号を除く 有効利用評価 当該期限 第 一項 8 第七十六条の三 2 6 。)の規定により免許の取消しをしたとき、並びに第六項(第三号を 三 _ の結果に基づき周波数割当計画を変更して特定の無線局区分に割り当 指定を変更し、又は周波数の変更を命ずる場合のほか、 除く。)の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等であ 第二十七条の十二第三項第1 期限を定めたとき、 てることが可能な周波数の一部若しくは全部について周波数の使用の 規程の認定を取り消すことができる。 つた者が受けている他の無線局の免許等又は開設計画 総務大臣は、 同上 (同上) (同上) 同 (同上) 上 に規定する周波数の使用の期限を定めたときは、 総務大臣は、第七十一条第一項の規定により周波数の 第四項 又は開設指針 (第四号を除く。) 及び第五項 一号口 若しくは無線設備等保守 (第五号を除く 有効利用評価 当該期限 において

ている無線局の免許等を取り消すことができる。ている登録局の周波数の変更を命じ、又は当該周波数の電波を使用し録局を除く。)の周波数の指定を変更し、当該周波数の電波を使用しの到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局(登の到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局(登

2·3 (略)

第七章の二 電波監理審議会

(必要的諮問事項)

審議会に諮問しなければならない。第九十九条の十一《総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理

準 第八項 条の二第一項、第二項 第二十四条の二第四項第1 条第一項 ただし書 通信の送信をする無線局の基準)、 なす条件)、 局 の根本的基準)、第八条第一項第三号(識別信号)、第九条第 の定めに係るものに限る。 第七条第一 第四条第一号から第三号まで (有効利用評価 一十七条の四第三号 (無線局の免許の有効期間) 同条第一 (無線局の免許申請期間) 項 (第六条第1 (許可を要しない工事設計変更)、 (電 項第四号 第四条の三 一項第七号ハ 一波の の評 利用状況の調査) 一項第六号に掲げる事項の変更)、 〒価事項) (用途、 (基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基 (特定無線局の開設の根本的基準) (呼出符号又は呼出名称の指定) 一号(検査等事業者の登録)、第二十六条 (基幹放送に加えて基幹放送以外の無線 及び第三項 周波数その他の条件を勘案した無線 (免許等を要しない無線局) 第二十七条の二 同項第五号(通信の最大距離) 同項第八号 第十五条 第二十六条の三第一項第四 (適合表示無線設備とみ 同条第四項及び第十七 (簡易な免許手続) (基幹放送局の開設 (特定無線局)、 第十三条第 第二十 第六条 第四 項

ている無線局の免許等を取り消すことができる。ている登録局の周波数の変更を命じ、又は当該周波数の電波を使用し録局を除く。)の周波数の指定を変更し、当該周波数の電波を使用しの到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局(登

2 · 3 (同上)

第七章の二 (同上)

(必要的諮問事項)

| 審議会に諮問しなければならない。| 第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理

第八項 なす条件)、 局の定めに係るものに限る。) 条の二第一項、 第四条第一号から第三号まで(免許等を要しない (無線局の免許申請期間) 第四条の三(呼出符号又は呼出名称の指定) 第二項 (用途、 及び第三項 周波数その他の条件を勘案し (適合表示無線設備とみ 無線局) 第六条 た無線 第四

一項 条第 準)、 第 号 の二第一 第二十四条の二第四項第三 ただし書 の根本的基準)、第八条第一項第三号 通信の送信をする無線局の基準)、 第七条第一項第四号 (有効利用評価 十七条の四第三号 一項 (無線局の免許の有効期間) 同条第二項第七号ハ 項 (許可を要しない工事設計変更)、 (第六条第) (電 波 の利用状況の調査) の評価事項 | 「項第六号に掲げる事項の変更) (基幹放送局以外の無線局の開設の根 (特定無線局の開設の根本的基準) 一号(検査等事業者の登録)、 (基幹放送に加えて基幹放送以外の無線 第二十七条の二 第十五条 同項第八号 (識別信号)、第九条第一項 第二十六条の三第 同条第四項及び第十七 (簡易な免許手続) (基幹放送局 (特定無線局) 第 第十三 一十六条 項第四 の開設 本的

特別特定無線設備) 条の三第 術基準)、 器及び予備品の備付け)、 登録を要しない軽微な変更)、 微な変更)、第二十七条の三十三第一項(包括登録人に関する変更 波の有効利用の程度に関する基準)、第二十七条の十三第一項ただ 特定無線局の開設等の届出) 七条の五第三項 条(義務航空機局の条件)、 施設)、第三十一条 する場合を含む。) よるあつせん及び仲裁)、第二十八条(第百条第五項において準用 の届出)、第二十七条の三十八第一項 波数無線局の開設の認定の有効期間 効期間) に係る勘案事項)、第二十七条の十四第七項 有効期間)、第二十七条の二十六第一項 猶予に係る勘案事項) 第三十八条 第三十条 第二十七条の二十一第 (特定高周波数無線局 (申出人に関する事項)、 第三十五条 第三十八条の二の二 項 第二十七条の十六第二 (第百条第五項において準用する場合を含む。 第 (第百条第五項において準用する場合を含む。 号 (包括免許の有効期間) 、第二十七条の六第三項 ((周波数測定装置の備付け)、第三十二条 (電波の質)、第二十九条 (登録の基準) (義務船舶局等の無線設備の条件)、 第三十九条第 _ 項 の開設の認定の取消しに係る特別の事情) 第三十三条 第二十七条の二十の三第八項 第三十七条 (登録) 第一 同条第二項 第二十七条の三十四 第二十七条の十二第二項第 一項第三号 項 一項から第三項まで、 第三十八条の三十三第一 (義務船舶局等の無線設備の (電気通信紛争処理委員会に (特定無線設備)、 第二十七条の二十五 第 (無線設備の機器の検定) (開設指針の制定の要否 (変更登録を要しない軽 (開設計画の認定の 一十七条の (開設計画の認定の有 (受信設備の条件) (無線局の開設 $\overline{+}$ 第五項1 (特定高周 第三十八 第三十六 · の 四 一号) (技 (安全 (登録 第四 項 取 (電 葼

> し書 波の有効利用の程度に関する基準)、第二十七条の十三第一 特定無線局の開設等の届出) 七条の五第三項 効期間) に係る勘案事項)、 し猶予に係る勘案事項 (申出人に関する事項)、 第二十七条の十六第二項第三号 (包括免許の有効期間)、 第一 一十七条の十四第七項 同条第二項 第二十七条の十二第一 第二十七条の六第三 (開設指針の制定の要否 (開設計画の認定の取消 (開設計 一項第 画の認定の有 一項ただ 뭉

機器)、 特別特定無線設備) 条の三第 術基準)、 条 器及び予備品の備付け)、 施設)、第三十一条 する場合を含む。) の届出)、第二十七条の三十八第一項 登録を要しない軽微な変更)、 微な変更)、第二十七条の三十三第一項 の有効期間) よるあつせん及び仲裁)、第二十八条(第百条第五項におい 第三十八条 第三十条(第百条第五項において準用する場合を含む。 第二十七条の二十一 (義務航空機局の条件) 第三十五条 第三十八条の二の二第一項 項第二号 、第二十七条の二十六第一項 (第百条第五項において準用する場合を含む。 (義務船舶局等の無線設備の条件)、 (周波数測定装置の備付け)、第三十二条(計 (電波の質)、第二十九条 (登録の基準) 第 第三十九条第一項から第三項まで、 第三十三条 項 第三十七条 (登録) 第二十七条の三十四 第三十八条の三十三 (義務船舶局の (電気通信紛争処理委員会に (特定無線設備)、 第 (無線設備の機器の (包括登録人に関する変更 (変更登録を要し 一十七条の二十四 (受信設備の条件 (無線局 無線設備 第五項及 第三十八 第三十六 、て準用 の開設 な (安全 登

設備の指定) 身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定 条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)(給付金の支 行わせることができる無線局)、 義務) 通信責任者の配置等)、 号まで び第七項 る告知等) な無線局) 七十五条第二項第三号 めに係るものに限る。 給基準) 第二項第一号及び第三項ただし書 遭難通信) 証明の失効) (波利用設備) 第七十条の八第 ア無線局の無線設備の操作) (目的外使用)、第五十五条 (通信方法等)、 (試験事務の実施) (電波の発射を防止するため 第百二条の十八第 第七十八条 (無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七 第七十条の五 (無線設備の操作)、 第七十三条第一項 第六十七条第一 第百二条の十三第 第百二条の十四の二 第百 第四十九条 (第四条の二第五項において準用する場合を含む。 第百二条の十一 項 第六十五条 一条の十四 (航空機局の通信連絡) (無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項 (免許人以外の者に簡易な操作による運用を 項 第四十八条の三第一号 第五十二 (国の定期検査を必要とする無線局) 項 (国家試験の細目等)、 (測定器等) (検査)、同条第三項(人の生命又は の措置) 第三十九条の十三ただし書 第 一条第一号から第三号まで及び第六 第四項 (運用許容時間外運用)、第六十一 (緊急通信)、 (聴守義務)、 項 第七十一条の三第四項 第四十一条第一 (無線設備等保守規程の認定等) (情報通信の技術を利用する方法 項 (特定の周波数を使用する無線 (指定無線設備 (適正な運用の確保が必要 同条第九項 第百条第 、第七十条の五の二 第六十六条第 第七十条の四 (船舶局無線従事者 一項第一 第五十条 項第1 の販売におけ 一号から第四 (較 (第七十一 正の業務 号 (アマチ (遭難 項 () 第

号まで 給基準) 周波利用設備) 身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定 条の三の二第十一項において準用する場合を含む。) 義務)、 遭難通信)、第六十七条第二項 条 号 通信責任者の配置等)、 証明の失効) 条 び第七項 る告知等) 設備の指定) な無線局)、 七十五条第二項第三号 めに係るものに限る。 行わせることができる無線局)、 第二項第一号及び第三項ただし書(無線設備等保守規程の認定等) ユ 一ア無線 第七十条の八第 (目的外使用)、第五十五条 (通信方法等)、 (試験事務の実施) (電波の発射を防止するための措置) 第七十八条 第百二条の十八第 (無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、 第七十条の五 高 (無線設備の操作)、 第七十三条第一 0 第百二条の十三第一項 第百 無線設備の操作) 第四十九条 第百二条の十四第一項 (第四条の二第五項において準用する場合を含む) 第百一 項 一条の十四の二 第六十五条 一条の十一第四項 (航空機局の通信連絡) (無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事 (免許人以外の者に簡易な操作による運用を 項 第五十二条第一号から第三号まで及び第六 第四十八条の三第一号 項 (国の定期検査を必要とする無線局) (国家試験の細目等)、 (測定器等) (検査) 、同条第三項 第三十九条の十三ただし書 (聴守義務)、 (運用許容時間外運用)、 (緊急通信) 第七十一条の三第四項 第四十一条第一 (情報通信 (特定の周波数を使用する無線 (指定無線設備 (適正な運用の確保が必 第百条第 同条第九項 の技術を利用する方法 第六十六条第一 第七十条の四 (船舶局無線従事者 一項第一 第七十条の 第五十条 (人の生命又は 項第1 の販売におけ (給付金の支 一号から第四 (較正の業務 (第七十 第六十 第四十七 (アマチ 号 Ŧī. (聴守 項

収等)の規定による総務省令の制定又は改廃並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項(電波利用料の徴者の定めに係るものに限る。)(国の機関等による申請等の特例)の実施)、第百二条の十九第一項(相当数の無線局を開設している

一第六条第八項第五号の規定により公示する区域の決定又は変更、同時による開設指針の制定又は変更、第二十七条の十二第二項の規定による開設指針の制定又は変更、第二十七条の十二第二項の規定による開設指針の制定又は変更、第二十七条の十三第二項の規定による開設指針の制定又は変更、第二十七条の十三第二項の規定による開設指針の制定又は変更、第二十七条の十三第二項の規定により公示する区域の決定又は変更、示局の決定又は変更、

三第十一項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含 の十四第一項の認定の取消し、 定較正機関の指定の取消し、 第十三項において準用する場合を含む。)の規定による指定講習機 七十一条の三第十一項、 の免許等の取消し、第三十九条の十一第二項 第二項の規定による第二十七条の十四第一項の認定若しくは無線局 る第二十七条の二十の三第七項の認定若しくは無線局の免許等の取 一十七条の二十の三第七項の認定の取消し 第二十七条の十六第六項若しくは第七項の規定による第二十七条 指定試験機関、 の規定による指定試験機関若しくは指定周波数変更対策機関 第二十七条の 指定周波数変更対策機関、 一十の四第 第百一 第四十七条の二第三項 一条の十七第五項及び第百二条の十八 第二十七条の十六第七項の規定によ 項若しくは第二項の規定による第 第二十七条の二十の四 (第四十七条の五、 センター若しくは指 (第七十 一条の 第

の実施)

収等)の規定による総務省令の制定又は改廃並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項(電波利用料の徴

一第七条第三項

る開設指針の制定の要否の決定

「項の開設指針の制定又は変更、第二十七条の十三第二項の規定によ四号に係る部分を除く。)の作成又は変更、第二十七条の十二第一四号に係る部分を除く。)の作成又は変更、第二十七条の十二第一制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画(同条第二項第

____及び第七十一条の二第二項の特定公

示局の決定又は変更

――――――の認定の取消し、同項の規定による無線局の免許等の三 第二十七条の十六第六項若しくは第七項の規定による開設計画

取消し

な。 三第十一 定較正機関の指定の取消し、 第十三項において準用する場合を含む。)の規定による指定講習機 七十一条の三第十一 指定試験機関、 の規定による指定試験機関若しくは指定周波数変更対策機関 項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含 項、 指定周波数変更対策機関、センター若しくは指 第三十九条の十一第二項 第百二条の十七第五項及び第百二 第四十七条の二第三項 (第四十七条の (第七十一条の 一条の十八 Ŧ.

第一項の登録の取消し、 条第六項、 線設備等保守規程の認定の取消し、第七十六条第四項、 任の命令、 十六条の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更、 登録に係る無線局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限、 七項の認定若しくは無線設備等保守規程の認定の取消し 定による第 七項若しくは第八項の規定による無線局の免許の取消し、 による無線従事者の免許若しくは船舶局無線従事者証明の取消し 役員、 の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等の取消し又は第七 削減及び周波数の指定の変更、 九条第一項 指定試験機関の試験員若しくは指定較正機関の較正員の解 第七項若しくは第八項の規定による第二十七条の二十一 第七十条の五の二第七項若しくは第八項の規定による無 一十七条の (同条第 十四第 第七十六条の二の規定による指定無線局数 一項において準用する場合を含む。 項 第七十六条の二の二の規定による \mathcal{O} 認定、 第 一十七条の 第五項、)の規定 + 第七十六 同項の規 -の三第 登録 第七 第

条第六項

2 四・五 (略)

第八章 雑則

(高周波利用設備)

第百条 (略)

2 \(\)

(略)

技術基準)、 十七条(変更等の許可)、第二十一条(免許記録の変更等)、 第十四条第一 第二十八条 第二十三条 第三十八条の二 項 (電波の質) (無線局の廃止)、 (免許記 録 (無線設備の技術基準の策定等の申出 第三十条 第十四 第二十四条 条の二 (安全施設) (証明書の交付) (免許の失効の記録 第三十八条 第 十

> の役員、 線設備等保守規程の認定の取消し、第七十六条第四項 任の命令、 定による開 七項若しくは第八項の規定による無線局の免許の取消 指定試験機関の試験員若しくは指定較正機関の較正員の解 第七十条の五の二第七項若しくは第八項の規定による無 設 計画 若しくは無線設備等保守規程 の認定 0 第五項、 取 同項 消 の規 同

第一 十九条第 局の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等の取消し又は第七 登録に係る無線局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限、 の削減及び周波数の指定の変更、 による無線従事者の免許若しくは船舶局無線従事者証明の取消 十六条の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更、 項の登録の取消し、 (同上) 項 第七項若しくは第八項の規定による第二十七条の二十 (同条第) 一項において準用する場合を含む。 第七十六条の二の規定による指定無線局数 第七十六条の二の二の規定による の規定 登録 第七

2 四 五 (同上)

第八章 (同上)

(高周波利用設備)

第百条 (同上)

2~4 (同上)

第 5 十七条 技術基準)、 一条、 第十四条第 第二十八条 第二十三条 (変更等の許可)、 第三十八条の二 項及び第 (電波の質) (無線局の廃止)、 第一 項 (無線設備の技術基準の策定等の申出 一十一条 (免許 第三十条 第二十四条 (免許状の訂正 (安全施設) (免許状の 第三 一十八条 返納 第

、第一項の規定により許可を受けた設備に準用する。七条(無線局の免許の取消し等)並びに第八十一条(報告)の規定は停止)、第七十三条第五項及び第七項(検査)、第七十六条、第七十、条の五(技術基準適合命令)、第七十二条(電波の発射の

(伝搬障害防止区域の指定)

第百二条の二 総務大臣は、八百九十メガヘルツ以上の周波数の電波に第百二条の二 総務大臣は、八百九十メガヘルツ以上の周波数の電波に搬降害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該電波伝搬路の地上又は水上へつ投影面に沿い、その中心線と認められる線の両側それぞれ百メートル以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。ル以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。ル以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。の代表では、その必要に対して、当時では、八百九十メガヘルツ以上の周波数の電波に第百二条の二 総務大臣は、八百九十メガヘルツ以上の周波数の電波に

2~4 (略)

(伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出

第百二条の三 いう。 事の下請人を含む。 当該指定行為に係る工事に自ら着手し又はその工事の請負人 とその他の区域とにわたる場合を含む。 係る工作物につき、 以下単に 負契約の注文者又はその工事を請負契約によらないで自ら行う ずれかに該当する行為 部で地表又は水面からの高さが三十一メートルを超える部分を 以下同じ。 「建築主」という。 前条第二項の告示に係る伝搬障害防止区域内 の形状、 設置場所の位置、 以下同じ。 (以下「指定行為」という。) に係る工事の請 構造及び主要材料、)に着手させる前に、当該指定行為に は、 総務省令で定めるところにより、 高さ、)においてする次の各号のい 高層部分 その者が当該指定行 (工作物の全部 (その区域 (請負工 者

> 七条 停 正 第一項の規定により許可を受けた設備に準用する。 第七十一条の五 (無線局の免許の取消し等) 第七十三条第五項及び第七項 (技術基準適合命令)、 並びに第八十一条 (検査) 第七十二条 第七 (報告) (電波の の規定は 第七十 発射

(伝搬障害防止区域の指定)

第百二条の二 きは、 \mathcal{O} \mathcal{O} よる特定の固定地点間の無線通信で次の各号の ル 以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。 伝搬障害を防止して、 (以 下 その必要の範囲内において、 に沿い、その中心線と認められる線の両側それぞれ百メ 「重要無線通信」という。)の電波伝搬路における当該電波 総務大臣は、 重要無線通信の確保を図るため必要があると 八百九十メガヘルツ以上の周波数の電波に 当該電波伝搬路の地上投影面 こ 該当するも

一 < 六 (同上)</p>

2~4 (同上)

|第百二条の三||前条第二項の告示に係る伝搬障害防止区域内(その区域||(伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出)

事 当該指定行為に係る工事に自ら着手し又はその工事の請負人 又 係る工作物につき、 以下単に 負契約の注文者又はその工事を請負契約によらないで自ら行なう者 とその他の区域とにわたる場合を含む。 1 に . う。 ĺ の下請人を含む。 部で地表 以下同じ。 該当する行為 「建築主」という。) 前条第一 敷地 以下同じ。)に着手させる前に、当該指定行為に \mathcal{O} 一項の告示に係る伝搬障害防止区域内 形状、 (以下「指定行為」という。) に係る工事の請 からの高さが三十一メー の位置、 構造及び主要材料 は、 総務省令で定めるところにより 高さ、)においてする次の各号の一 高層部分 その者が当該指定行 トルをこえる部分を (工作物の全部 (その区域 (請負工

出なければならない。 氏名又は名称及び住所その他必要な事項を書面により総務大臣に届け為に係る工事の請負契約の注文者である場合にはその工事の請負人の

- のを含む。以下「高層建築物等」という。)の新築 でれぞれその最高部の地表からの高さが三十一メートルを超えるも
 一又は二以上の工作物の最上部にある工作物の最高部の地表からの
 高さが三十一メートルを超える場合における当該各工作物のうち、
 建築物その他の工作物(土地に定着する工作物の上部に建築される
 建築物その他の工作物(土地に定着する工作物の上部に建築される
 は
 のを含む。以下「高層建築物等」という。)の新築
- 後において当該工作物が高層建築物等となるもの二 高層建築物等以外の工作物の増築又は移築で、その増築又は移築
- 繕及び模様替えについては、総務省令で定める程度のものに限る。三 高層建築物等の増築、移築、改築、修繕又は模様替え(改築、修

2~6 (略)

(伝搬障害の有無等の通知)

第百二条の五 (略)

2 (略)

3 高さ、 れる旨の通知を発したときは、 が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認めら な事項を書面により当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行う 建築物等につき、建築主の氏名又は名称及び住所、設置場所の位置 無線局の免許人に通知するとともに、 第一項の場合において、 高層部分の形状、 構造及び主要材料、 前 一項の規定により、 総務大臣は、 建築主からの届出に係る当該 障害原因部分その他必要 その後直ちに、 届出に係る高層部分 当該高層

> 出なければならない。 氏名又は名称及び住所その他必要な事項を書面により総務大臣に届け為に係る工事の請負契約の注文者である場合にはその工事の請負人の

その最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえる建築物 一又は二以上の工作物の最上部にある工作物の最高部の地表からの 高さが三十一メートルをこえる場合における当該各工作物のうち、 それぞれその最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえるも のを含む。以下「高層建築物等」という。)の新築 (同上)

<u>-</u>

三 (同上)

2~6 (同上)

、伝搬障害の有無等の通知

第百二条の五 (同上)

3

2

(同上)

高さ、 う無線局の免許人に通知するとともに、 が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認めら な事項を書面により当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行な 建築物等につき、建築主の氏名又は名称及び住所、 れる旨の通知を発したときは、 第一項の場合において、 高層部分の形状、 構造及び主要材料で 前 一項の規定により、 総務大臣は、 建築主からの届出に係る当該 その後直ちに、 障害原因部分その他必要 届出に係る高層部分 敷地 の位置、 当該高層

工事の請負人に対しても、 により通知しなければならない。 当該障害原因部分その他必要な事項を書面

(国の機関等による申請等の特例)

第百二条の十九 三号) の各号に掲げる手続については、当該各号に規定する規定において当 相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものは、 第 一条第 国の機関 項に規定する独立行政法人及び包括免許人その他の 独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百 次

覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物 該手続を書面等 省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使 をいう。)により行うこととされているかどうかにかかわらず、 (書面 書類、 文書その他文字、 図形その他の人の知 総務

用する方法により行わなければならない。 第六条第一項から第七項までの規定による免許

三 第九条第一項の規定による許可の申請

第八条第二項の規定による期限の延長の申請

第九条第四項の規定による許可の申請 第九条第二項の規定による変更の届出

兀

第九条第五項の規定による変更の届出

七六五 を含む。 第十条第 項の規定による落成の届出 (同条第 一項の書類の提出

八 第十四条の二の規定による書面の交付の請求

第十六条第一項の規定による運用開始の届出

十九 第十六条第二項の規定による休止期間又はその変更の届出

+ 第十七条第一 項の規定による許可 の申請

第十七条第二項の規定による変更の届出

工事の請負人に対しても、 により通知しなければならない。 当該障害原因部分その他必要な事項を書面

(新設)

三十三 第二十七条の三十三第四項の規定による変更の届出
三十二 第二十七条の三十三第一項の規定による変更登録の申請
三十一 第二十七条の三十二の規定による登録の申請
三十 第二十七条の二十九第一項の規定による廃止の届出
いて読み替えて適用する場合を含む。)の規定による承継の届出
二十九 第二十七条の二十七第二項(第二十七条の三十七第二項にお
二十八 第二十七条の二十六第四項の規定による変更の届出
二十七 第二十七条の二十六第一項の規定による変更登録の申請
二十六 第二十七条の二十三の規定による書面の交付の請求
二十五 第二十七条の二十一の規定による登録の申請
二十四 第二十七条の十第一項の規定による廃止の届出
二十三 第二十七条の九の規定による変更の申請
二十二 第二十七条の八第一項の規定による許可の申請
止の届出
二十一 第二十七条の六第三項の規定による開設若しくは変更又は廃
二十 第二十七条の六第二項の規定による運用の開始の届出
十九 第二十七条の三の規定による免許の申請
十八 第二十二条の規定による廃止の届出
十七 第二十一条第二項の規定による変更の届出
の規定による承継の届出
十六 第二十条第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)
おいて準用する場合を含む。)の規定による許可の申請
十五 第二十条第二項から第五項まで(これらの規定を同条第十項に
十四 第十九条の規定による変更の申請
十三 第十八条第二項の規定による書類の提出

|第百三条 次の各号に掲げる者は、 3 2 機関、 三十五 三 らない。 勘案して政令で定める額の手数料を国(指定講習機関が行う講習を受 三十六 三十四 る事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては当該指定試験 ける者にあつては当該指定講習機関、指定試験機関がその実施に関す うことができない場合には、 い事由により、電子情報処理組織を使用する方法により当該手続を行 の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができな 臣に到達したものとみなす。 に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に総務大 (手数料の徴収) 条第一項の許可を受けた者を除く。 前項の規定により行われた同項各号に掲げる手続は、 七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更を受けたため第十七 請求する者 第十八条の規定による検査を受ける者(第七十一条第一項又は第 第十条の規定による検査を受ける者 第六条の規定による免許を申請する者 第十四条の二又は第二十七条の二十三の規定による書面の交付を 機構が行う較正を受ける者にあつては機構)に納めなければな 項の規定は、 第七十三条第三項又は第四項の規定による証明書又は書類の 第二十七条の三十五の規定による変更の届出 第二十七条の三十四の規定による開設の届出 同項各号に掲げる手続を行おうとする者が総務省 適用しない。 政令の定めるところにより、 総務省の使用 実費を 第百三条 三 (新設) (手数料の徴収) 条第一項の許可を受けた者を除く。) 七十六条の三第一 第十八条の規定による検査を受ける者(第七十一条第一項又は第 (同上) (同上) (同上) 一項の規定に基づく指定の変更を受けたため第十七

十 九 八 + 七六五 十四四 一 <u>+</u> + 第 者 書の再交付を申請する者 請する者 第一 第一 第二十七条の三十二第一項の規定による登録を申請する者 第二十七条の二十一第一項の規定による登録を申請する者 第二十七条の十四第一項の規定による認定を申請する者 第三十七条の規定による検定を受ける者 第四十八条の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明を申 項の規定による工事設計認証を求める者 第三十八条の二十四第三項において準用する第三十八条の十八 第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する者 第三十八条の四十二第一項の規定による変更登録を申請する者 第三十八条の三十九第 第四十一条の規定による免許を申請する者 第四十一条の規定による無線従事者国家試験を受ける者 第三十九条第七項の規定による講習を受ける者 第三十八条の十八第一項の規定による技術基準適合証明を求め 一十四条の三 一十七条の三の規定による免許を申請する者 一十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者 第七十条の五の二第 第四十八条の三第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者 第四十八条の二第一 第 項 一項第一 項の規定による登録を申請する者 項の規定による認定を申請する者 の規定による登録の更新を申請する者 号の総務大臣が行う訓練を受ける 免許証又は船舶局無線従事者証明 九 十 五 八 七 六 五. 兀 <u>-</u> 十九 十四四 + 十三 第三十八条の二十四第三項において準用する第三十八条の十八 + 二十三 二 十 二 二 十 一 第一 る者 者 請する者 書の再交付を申請する者 第二十七条の三十二第一項の規定による登録を申請する者 第 第二十七条の二十一第一 第二十七条の十四第一項の規定による認定を申請する者 第二十七条の三の規定による免許を申請する者 第二十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者 項の規定による工事設計認証を求める者 第四十八条の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明を申 第三十八条の四十二第一項の規定による変更登録を申請する者 第三十八条の三十九第一 第三十八条の十八第一項の規定による技術基準適合証明を求め 第三十八条の四第一 第三十七条の規定による検定を受ける者 第四十一条の規定による免許を申請する者 第四十一条の規定による無線従事者国家試験を受ける者 第三十九条第七項の規定による講習を受ける者 一十四条の一 第七十条の五の二第一 免許状、 第四十八条の二第二 第四十八条の三第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者 登録状、 <u>の</u> 第 一項の規定による登録の更新を申請する者 登 項の規定による登録を申請する者 一項第一号の総務大臣が行う訓練を受ける 項の規定による登録の更新を申請する者 録証、 項の規定による認定を申請する者 項の規定による登録を申請する者 免許証又は船舶局無線従事者証明

二十五 第七十三条第一項の規定による検査を受ける者

うものを除く。)を受ける者二十六 第百二条の十八第一項の規定による較正(指定較正機関が行

2 九号又は第十号に掲げる者は、 ために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認めるものであつて 無線局のうち、 下この項において「地震等」という。) めることを要しない。 に掲げる無線通信 若しくは秩序の維持のために必要な通信又は第百二条の二第 れがある場合において専ら人命の救助、 地震、 臨時に開設するものについては、 台風、 洪水、 当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減する (当該必要な通信に該当するものを除く。) を行う 津波、 雪害、 同項の規定にかかわらず、 火災、 前項第一号、第二号、 災害の救援、 が発生し、 暴動その他非常の事態 又は発生するおそ 交通通信の確保 第七号、 手数料を納 一項各号 以 第 2

3 (略)

(電波利用料の徴収等)

第百三条の二 年の期間 」という。 応当する日がない場合には、 八日までの期間とし の期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十 は応当日 ら起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に応当する日 表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額 期間が (無線局の免許等の日が二月二十九日である場合においてそ (以下この項において「起算日」という。)から起算して三十日以内に、 年に満たない場合にはその期間とする。 免許人等は、 起算日から当該免許等の有効期間 電波利用料として、 その翌日。 以下この条において「応当日 当該無線局の免許等の日又 無線局の免許等の日 から始まる各 について、 の満了の日ま 別 カ

二十四 第七十三条第一項の規定による検査を受ける者

うものを除く。)を受ける者二十五 前条第一項 の規定による較正(指定較正機関が行

無線局のうち、 ために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認めるものであつて に掲げる無線通信 若しくは秩序の維持のために必要な通信又は第百二条の二第一 れがある場合において専ら人命の救助、 下この項において「地震等」という。) め 八号又は第九号に掲げる者は、 地震、 ることを要しない。 臨時に開設するものについては、 台風、 洪水、 当該地震等による被害の発生を防止し、 (当該必要な通信に該当するものを除く。 津波、 雪害、 同項の規定にかかわらず、 火災、 前項第一号、第二号、 が発生し、 災害の救援、 暴動その他非常の事 又は発生するおそ 交通通信の確保 又は軽減する 手数料を納 第六号、 項各号 を行う 態 以

(同上)

3

(電波利用料の徴収等)

第百三条の二 (同上)

あるの いて同じ。 電波 用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として ŋ ない 起算日から当該免許等の有効期間 用できることとなる場合には、 線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域使用電波を使 月一日までに、 日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日ま 当該指定の変更の日。 けることにより当該広域使用電波を使用できることとなる場合には、 額を国に納めなければならない。この場合において、広域使用電波を 波の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に乗じて得た額に相当する金 に掲げる係数を乗じて得た数値を別表第八の上欄に掲げる広域使用電 免許人は、 での期間についてのこの項前段の規定の適用については、 最初に使用する無線局の免許の日 の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下 総務大臣が指定する周波数(六千メガヘルツ以下のものに限る。 て得た額に相当する金額) 日から始まる一年の期間について、)日から同日以後の最初の九月末日までの期間について」と、 ^相当数開設される無線局 前項の規定によるもののほか、 場合には、 (以 下 は 「当該広域使用電波を最初に使用する無線局の免許の日 電波利用料として、 「広域使用電波」という。) の属する月の末日から起算して三十日以内に、 その年の十 その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じ 以下この項において同じ。)が十月一日以外の を国に納めなければならない 户 以下 当該指定の変更の日。 日から始まる一年の期間について」と 毎年十一月一日までに、 広範囲の地域において同一の者によ 1の満了の日までの期間が一年に満た (無線局の周波数の指定の変更を受 「広域開設無線局」という。 当該免許人に係る広域使用電波 を使用する広域開設無線局の 以下この項にお その年の十月 「毎年十 当該免許 に使 「得た 2

4

(同上)

じて得た額」とする。額」とあるのは「得た額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗

3 過日」という。)までに当該認定計画に係るいずれの特定基地局の免 において、 日に当該広域使用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免 許も受けなかつたときは、 使用電波となつた日のいずれか遅い日。 ら起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域 受けた日後に広域使用電波となつた場合には、その認定を受けた日か 波数の電波が当該認定計画に係る認定特定基地局開設者がその認定を けた日から起算して六月を経過する日 認定計画に係る指定された周波数の電波が広域使用電波である場合 人とみなして、 当該認定計画に係る認定特定基地局開設者がその認定を受 前項及び第十九項の規定を適用する。 当該認定特定基地局開設者を当該六月経過 (認定計画に係る指定された周 以下この項において 「六月経 3

一 (略)

> 過日」という。)までに当該認定計画に係るいずれの特定基地局 けた日から起算して六月を経過する日 において、 許 日に当該広域使用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免 許も受けなかつたときは、 使用電波となつた日のいずれか遅い日。 ら起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域 受けた日後に広域使用電波となつた場合には、その認定を受けた日か 波数の電波が当該認定計画に係る認定開設者 認定計画に係る指定された周波数の電波が広域使用電波である場合 人とみなして、 (同上) 当該認定計画に係る認定開設者 前項及び第十九項の規定を適用する。 当該認定開設者 (認定計画 以下この項において に係る指定された周 がその認定を受 を当該六月経過 がその認定を 「六月経

(同上)

事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によに第二十七条の三十二第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免二項、第二十七条の三、第二十七条の二十一第二項及び第三項並び二項、第二十七条の三、第二十七条の二十一第二項及び第三項並び

つて記録するファイルをいう。)の作成及び管理

三~十三 (略

する日 号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎 という。)は、第 場合にはその期間とする。 ら当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が 年の二月二十八日までの期間とし、 による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当 する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日 算して三十日以内に、 以下この項及び次項において 年その包括免許の日に応当する日(応当する日がない場合には、 免許等の日に応当する日 合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌 包括免許等の日に応当する日 による登録 ら起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定 五日以内に、 る日がない場合には、 から始まる各一年の期間)十五日までに総務大臣に届け出て、 包括免許人又は包括登録人 の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数 第一号包括免許人にあつては二百八十円 (応当する日がない場合には、 (以 下 包括登録人にあつては第二十七条の三十二第 「包括免許等」という。)の日又はその後毎年その 一項の規定にかかわらず、電波利用料として、 その前日) 第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属 (応当する日がない場合には、 以下この項及び次項におい (包括免許等の日が二月二十九日である場 (応当する日がない場合には、 「開設無線局数」という。)をその翌月 (以下この条において の属する月の末日から起算して四十 当該包括免許等の日又はその包括 その前日)の属する月の末日か 当該届出が受理された日から起 (広域使用電波を使用 「包括免許人等」 て同じ。 その翌日) 年に満たない その翌日 一項の規定 (応当す につ 第 その か 5

つて記録するファイルをいう。)の作成及び管理

三~十三 (同上)

年の二月二十八日までの期間とし、 年その包括免許の日に応当する日(応当する日がない場合には、 号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその 場 ら当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が 免許等の日に応当する日 包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、 ら起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項 する日(応当する日がない場合には、 による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当 五日以内に、 る日がない場合には、 する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日 算して三十日以内に、 の十五日までに総務大臣に届け出て、 以下この項及び次項において「開設無線局数」という。)をその翌月 前 という。)は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、 1 合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌 による登録 から始まる各 包括免許人又は包括登録人(以下この条において 合にはその期間とする。 1日) の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数 て、 第 一号包括免許人にあつては三百六十円 (以 下 包括登録人にあつては第二十七条の三十二第 一年の期間 「包括免許等」という。) 第一 その前日) (応当する日がない場合には、 一号包括免許人にあつては包括免許の日の属 以下この項及び次項において同じ。 (包括免許等の日が二月二十九日である場 の属する月の末日から起算して四十 当該包括免許等の日又はその包括 その前日)の属する月の 当該届出が受理された日 の日又はその後毎年その (広域使用電波を使用 「包括免許人等 年に満たな その翌日) その翌日 項の規定 の規定 末日か いから起 そ 第

九十円 得た数を乗じて得た額に相当する金額) は、 が の日又はその包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合に 数をいう。 及びその後毎年その登録の日に応当する日(応当する日がない場合に 間に係る開設無線局数又は開設登録局数 局 する広域開設無線局を通信の相手方とする無線局については、 の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、 の区分に従い同表の下欄に掲げる金額) 年に満たない場合には、 その前日) その翌日)から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間 (移動しない無線局については、 第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局 次項において同じ。 の属する月の末日現在において開設している登録局の その額に当該期間の月数を十二で除して を乗じて得た金額 を国に納めなければならない 別表第九の上欄に掲げる無線 (登録の日の属する月の に、 包括登録人にあつては一 それぞれ当該 (当該包括免許等 一年の期 百五十 末日 云

る月 登録局の数がそれぞれ当該 等の日に応当する日 等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許 第二号に掲げる無線局に係るものに限る。 以後においては、 合には、 はその後毎年その包括免許等の日に応当する日 つては既にこの項の規定による届出があつた場合には 包括免許人等は、 (第二十七条の二第 この翌月以後の月の その翌日) その届出に係る特定無線局の数、 から始まる各一 前項の規定によるもののほか、 (応当する日がない場合には、 末日現在において開設している特定無線局又は 一号に掲げる無線局に係るものに限る。 年の期間に係る開設無線局数 年の期間において、 にあつては既に特定無線 (応当する日がない場 その前日) 特定無線局 包括免許等の日又 当該包括免許 その届 (特定無線)にあ の属す 出の (同条 日 6

等

は

登

局

6

円 得た数を乗じて得た額に相当する金額) は、 が一年に満たない場合には、 0) 数をいう。 は、 及びその後毎年その登録の日に応当する日 間に係る開設無線局数又は開設登録局数 局 円 する広域開設無線局を通信の相手方とする無線局については、 日又はその包括免許等の日に応当する日 の区分に従い同 区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、 その前 に、 その翌日)から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間 (移動しない無線局については、 第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線 次項において同じ。)を乗じて得た金額 旦 の属する月の末日現在において開設している登 .表の下欄に掲げる金額) その額に当該期間 別表第九の上欄に掲げ を国に納めなければならない (登録の日の属する月の に、 包括登録人にあつては四百 (応当する日がない場合に (応当する日がない場合に それぞれ当該 の月数を十一 (当該包括免許等 二で除 つる無線 録局 百五. 年 末日 Ó

 \mathcal{O}

る月 合には、 等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許 つては既にこの項の規定による届出があつた場合には 一録局の数がそれぞれ当該 の日に応当する日 その後毎年その包括免許等の日に応当する日 後においては 包括免許人等は、 (第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。 一号に掲げる無線局に係るものに限る。 (の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無 その翌日) その届出に係る特定無線局の数 から始まる各一年の期間において、 前項の規定によるもののほか、 (応当する日がない場合には、 年の期間に係る開設無線局数 にあつては既に特定無線 (応当する日が その前日) 特定無線局 包括免許等の その 当該包括 (特定無線 総局 雇 0) 出 な (同条 又は 属す 日又 日

第一

以

従い同 効期間 二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従 後に 設無線局を通信の相手方とする無線局については、 号包括免許人にあつては一 場合には、 該超えた月から次の包括免許等の日に応当する日 録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、 理された日から起算して三十日以内に、 該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、 局 日現在にお 設している特定無線局 務省令で定める無線局に係るものに限る。 数又は登録局の数 あつた場合には、 数又は登録局 同 第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数を当 人等の包括免許等に係る無線局と 当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開 ない無線局については、 ご表の下欄に掲げる金額に、 て開設してい 又は開設登録局数 数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、 .表の下欄に掲げる金額) の満了の ては、 その前日) て当該他の包括免許等に その月 の数を下 日の翌日 その月の翌月以後においては、 る登録局の数) (当該包括免許人等が他の包括免許等 の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有 の数又は登録局の数が当該超えた月の前月の の末日現在において開設している特定無線局 (既に登録局の数が開設登録局数を超えた月が 回るときは の属する月の前月までの期間について、 二百八十円 別表第九の上欄に掲げる無線局の区分に に、 包括登録人にあつては二百九十円 を超えたときは、 こ同等の機能を有するものとして総 それぞれその超える特定無線局 (広域使用電波を使用する広域 当該超える特定無線局の数又は 基づき開設して 第二号包括免許人又は包括登 を受けている場合におい その月の末日現在に (応当する日がな 百五十円) 電波利用料として その月の翌月以 いる特定無線局 当該届出が受 (当該包括免 に、 第 (移 第 当 末 開 0

 \mathcal{O} 日 設

許

動

11

二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従 数) て、 務省令で定める無線局に係るものに限る。 数又は登録局 従い同表の下欄に掲げる金額) 設無線局を通信の相手方とする無線局については、 号包括免許人にあつては三百六十円 効期間の満了の日の翌日の属する月の前月までの期間につい 場合には、 該超えた月から次の包括免許等の日に応当する日 後においては、 数又は 引しない 人等の 同表の下欄に掲げる金額に、 人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、 された日から起算して三十日以内に、 [超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、 つた場合には、 現在におい している特定無線局 第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の いて開設している登録局の数) の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、 当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき 又は開設登録局数 包括 登録局 無線局については、 その前日) て当該 の数 免許等に係る無線局と同等の機能を有するものと その月の末日現在において開設している特定無 0 その月の翌月以後においては、 数を下回るときは、 (当該包括免許人等が他の包括免許等 他の包括免許等に基づき開設 の属する月の前月まで又は当該包括免許等の の数又は登録局の数が当該超えた月の (既に登録局の数が開設登録局数を超えた月 別表第九の上欄に掲げる無線局の に、 包括登録人にあつては四百円 を超えたときは、 それぞれその超える特定無線局 (広域使用電波を使用する広 当該超える特定無線局 第)を受けている場合に 一号包括免許人又は包括登 その月の末日現在に (応当する日が 百五十円) 電波利用料 その月の 当該届出 (当該包括免 て、 \mathcal{O} 前 数又は しして総 数を当 迎月以 月 区 一分に 「が受 域 な (移 開

理

該

お あ 局

録

なければならない。月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納め局の数又は登録局の数を控除した数)を乗じて得た金額に当該期間の登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線

7・8 (略)

9 計画等の変更 開設する期間を平均した期間の当該第一号既開設局に係る周波数割当 機関に対する交付金の交付を含む。 更対策業務 開設局に係る第一項の規定の適用については、 周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額」 までの期間に対する割合を乗じた額を勘案し、 の期限に係るものに限る。 設局の各免許人が当該第一号既開設局と第一号新規開設局とを併せて 分の一に相当する額に当該特定周波数変更対策業務に係る第 えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、 の周波数の使用の期限に係るものに限る。 係る周波数割当計画等の変更 金額)」とあるのは、 免許人が第一号既開設局の免許人である場合における当該第 (第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策 (当該第 「金額))の公示の日から当該周波数の使用の期限 に、 (当該第)に要すると見込まれる費用の二 当該免許人等に係る特定周波数変 一号既開設局に係る無線局区分)の公示の日から十年を超 当該第一号既開設局に 当該第 号既開設局の 同項中 一号既開 号既 لح 9

10 28 (略)

(落札金の使途)

条の二十の三第十項の規定により納付される落札金の収入をいう。次第百三条の五一政府は、毎会計年度、当該年度の落札金収入(第二十七

月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納め局の数又は登録局の数を控除した数)を乗じて得た金額に当該期間の登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線

7 · 8 (同上)

なければならない

する。 機関に対する交付金の交付を含む。 更対策業務 周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額 までの期間に対する割合を乗じた額を勘案し、 の期限に係るものに限る。)の公示の日から当該周波数の使用 計 開 分の一に相当する額に当該特定周波数変更対策業務に係る既開設局 金額)」とあるのは、 えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、 係る周波数割当計画等の変更 \mathcal{O} :画等の変更 『設する期間を平均した期間の当該既開設局 周波数の使用の期限に係るものに限る。 免許人が既開設局 \mathcal{O} 各免許人が当該既開設局 に係る第一項の規定の適用については、 (第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策 (当該既開設局 「金額)に、 の免許人である場合における当該 (当該既開設局 当該免許人等に係る特定周波数変 に係る無線局区分の周波数の使用 と特定新規開設局 に要すると見込まれる費用の一 の公示の日から十年を超 当該既開設局 当該既開設局 に係る周波数割当 に係る無線局区 とを併せて 同項中 旣 元の期限 開設局 \mathcal{O} 分

(新設)

は、この限りでない。

は、この限りでない。

は、この限りでない。

は、この限りでない。

は、この限りでない。

は、この限りでない。

は、この限りでない。

は、この限りでない。

は、この限りでない。

の企画 第二十七条の二十の三第六項の規定による価額競争の実施又はそ

他当該変更に必要な援助として総務省令で定めるものという。)を現に使用している無線局の周波数の変更に係る無数」という。)を現に使用している無線局の周波数の変更に係る無とが見込まれる周波数(次号において「特定高周波数無線局用周波とが見込まれる周波数無線局に現に割り当てている又は将来割り当てるこ

該導入に必要な援助として総務省令で定めるものといる。)の工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他当数における電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の導数における電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の導い。)の工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の特定高周波数無線局用周波数に使用している無線局の無線設

度の前年度以前の各年度の特定高周波数対策費用の決算額(当該年度前年度については、予算額)に相当する金額を合算した額から当該年要があると認められるときは、当該年度の落札金収入の決算額(当該年度の政府は、当該会計年度に要する特定高周波数対策費用に照らして必政府は、当該会計年度に要する特定高周波数対策費用に照らして必

2

金額の全部又は の前年度については 部を、 予算額) 予算で定めるところにより を合算した額を控除し 当該年度の特定 た額に相当する

高周波数対策費用の財源に充てるものとする。

(船舶又は航空機に開設した外国の無線局)

第百三条の六 (略) (略)

2

(特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等)

第百三条の七 (略)

2 { 4 (略)

(国等に対する適用除外)

第百四条 国については第百三条及び次章の規定、独立行政法人通則法

他の法律の規定により国とみなされたものについては、同条の規定の ものに限る。)については第百三条の規定は、適用しない。ただし、 当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める 第二条第一項に規定する独立行政法人(

(略)

適用があるものとする。

2

第九章 罰則

第百九条の四 とする者に談合を唆すこと、 該価額競争の公正を害すべき行為を行つたときは、 該価額競争に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、 価額競争の実施に関し 国の職員が その職務に反し 第二十七条の二十の三第六項の規定による 当該価額競争に参加しようとする者に当 当該価額競争に参加しよう 五年以下の拘禁刑

> (船舶又は航空機に開設し た外国の無線局)

第百三条の五 (同上)

2 (同上)

(特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等)

第百三条の六 (同上)

2 { 4 同上

(国等に対する適用除外)

第百四条 当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める 他の法律の規定により国とみなされたものについては、 ものに限る。)については第百三条の規定は、 (平成十一年法律第百三号) 国については第百三条及び次章の規定、独立行政法人通則法 第二条第一項に規定する独立行政法人(適用しない。 同条の規定の ただし、

2 (同上)

適用があるものとする。

第九章 (同上)

(新設)

当該違反行為 (新設)

第百九条の五

次の各号のいずれかに該当する場合には、

一百五十万円以下の罰金に処する。

第百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料 第百十四条 七 に処する。 違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該 Ŧī. 各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 の従事者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の をした者は、 (削る) 二十の五及び第七十条の五の二第九項において準用する場合を含む 以下の罰金刑 な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、 の罰金刑 く。)、第百十条の二又は第百十一条から第百十三条まで(各本条 る価額競争の公正を害すべき行為をしたとき。 第百十条(第十一号及び第十二号に係る部分に限る。) 一億円)の規定に違反して、届出をしない者 第百九条の五、 偽計又は威力を用いて、 (略) 第二十条第九項 第二十七条の一 第二十四条の五 又はこれを併科する 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他 (略) 三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処 一 十 の 第百十条(第十一号及び第十二号に係る部分を除 (同条第十項、第二十七条の十七、 一第六項の規定による価額競争につき の規定に違反して、届出をせず、 第二十七条の二十の二 談合したとき。 三第六項の規定によ 第二十七条の 又は虚偽 公正 第百十六条 第百十四条 八 七六 五. 定に違反して の罰金刑 く。)、第百十条の二又は第百十一条から第百十三条まで(各本条 第二十四条の五第一項の規定に違反して、 第二十四条 第二十条第九項 第百十条 (同上) (同上) の規定に違反して、届出をしない者 (同上) 及び第七十条の五の二第九項において準用する場合を含む (同上) (同上) (第百条第五項において準用する場合を含む。 免許状を返納しない者 (同条第十項、第二十七条の十七 第十一号及び第十二号に係る部分を除 届出をせず、 又は虚偽

の届出をした者

の届出をした者
「第二十四条の六第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽

の届出をした者

の届出をした者

の届出をした者

(削る)

は提供した者又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的のために利用し、又十二第二十五条第三項の規定に違反して、情報を同条第二項の調査十二

限る。)の規定に違反して、届出をしない者十一 第二十七条の六第三項(特定無線局の廃止の届出に係る部分に

十三 第二十七条の十五第五項の規定に違反して、届出をせず、又は十二 第二十七条の十第一項の規定に違反して、届出をしない者

虚偽の届出をした者

は虚偽の届出をした者十五 第二十七条の二十六第四項の規定に違反して、届出をせず、又

て読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をし十六 第二十七条の二十七第二項(第二十七条の三十七第二項におい

(削る) - 「削る) - 「一十七年の二十九第一項の規定に違反して、届出をしない者

の届出をした者

の届出をした者

加 第二十四条の六第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽

つ晶岩ないに計 第二十四条の九第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽

又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的のために利用し、又十二 第二十五条第三項の規定に違反して、情報を同条第二項の調査十一 第二十四条の十二の規定に違反して、登録証を返納しない者の届出をした者

十三 第二十七条の六第三項(特定無線局の廃止の届出に係る部分には提供した者

限る。

) の規定に違反して、

届出をしない者

虚偽の届出をした者十四 第二十七条の十五第五項の規定に違反して、届出をせず、又は十四 第二十七条の十第一項の規定に違反して、届出をしない者

(新設)

は虚偽の届出をした者十六 第二十七条の二十六第四項の規定に違反して、届出をせず、又

ない者で読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をして読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をし十七 第二十七条の二十七第二項(第二十七条の三十七第二項におい

ない者を含む。)の規定に違反して、登録状を返納し替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して、登録状を返納し十九 第二十七条の三十一(第二十七条の三十七第二項において読み十八 第二十七条の二十九第一項の規定に違反して、届出をしない者

は虚偽の届出をした者F八 第二十七条の三十三第四項の規定に違反して、届出をせず、又

偽の届出をした者 て準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚十九 第三十八条の五第二項(第七十一条の三の二第十一項におい

をした者る場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出二十一(第三十八条の六第三項(第三十八条の二十九において準用す二十一)

二十一 第三十八条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定 と十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)の規定 による請求を拒んだ者これで準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて の規定に違反して財務諸表等を備えて による請求を拒んだ者

又は虚偽の届出をした者二十三 第三十八条の四十二第四項の規定に違反して、届出をせず、

一十五 第七十条の五の二第五項の規定に違反して、届出をせず、又又は虚偽の届出をした者一十四 第三十八条の四十六第一項の規定に違反して、届出をせず、

第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出を「十六)第七十条の七第二項(第七十条の八第二項及び第七十条の九は虚偽の届出をした者

又は虚偽の届出をした者

は虚偽の届出をした者二十一第二十七条の三十三第四項の規定に違反して、届出をせず、又

偽の届出をした者 て準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚二十一 第三十八条の五第二項(第七十一条の三の二第十一項におい

をした者る場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出二十二 第三十八条の六第三項(第三十八条の二十九において準用す

□十三 第三十八条の十一項において準用する場合を含む。)の規定 と十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)の規定 に載をし、又は正当な理由がないのに第三十八条の十一第二項(第 記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八条の十一第二項(第 といて準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて による請求を拒んだ者

又は虚偽の届出をした者二十四 第三十八条の三十三第五項の規定に違反して、届出をせず、

又は虚偽の届出をした者二十五。第三十八条の四十二第四項の規定に違反して、届出をせず、

又は虚偽の届出をした者二十六 第三十八条の四十六第一項の規定に違反して、届出をせず、

せず、又は虚偽の届出をした者二十七 第七十条の五の二第五項の規定に違反して、届出を第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をは虚偽の届出をした者

二十七 第八十条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし

二十八 た者 第百条第四項の規定に違反して、

二十九九 第百二条の三第五項の規定に違反して、 届出をしない者 届出をしない者

一十一項の規定に違反して、 第百三条の二第五項から第八項まで、第十二項、 届出をせず、又は虚偽の届出をし 第十三項又

則

(電波利用料の特例

15 + -防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシ 第百三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、 電波の能率的な利用を確保し、 又は電波の人体等への悪影響を 同項中

<u>十</u>二

の向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは 十二の三 十二の

波の能率的な利用を確保し、 又は電波の人体等への悪影響を防止する 十二の四

は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備又は電気 直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力による の号において同じ。)を受信することのできる受信設備を設置してい ために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上 地上基幹放送 テレビジョン放送(人工衛星局により行われるものを除く。以下こ 大規模な自然災害が発生した場合においても、 (音声その他の音響のみを送信するものに限る。 地上基幹放送若しく)を

> 二十九 第八十条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし

た者

三十 三十 第百二条の三第五項の規定に違反して、 第百条第四項の規定に違反して、 届出をしない者 届出をしない者

三十二 は第一 一十一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をし 第百三条の 一第五項から第八項まで、第十二項、 第十三項又

た者

附 則

1 \(\) (同上)

(電波利用料の特例)

15 防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシ 十二 電波の能率的な利用を確保し、 第百三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、 又は電波の人体等への悪影響を 同項中 「十二 電

の向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、

十二の二 十二の四 十二の三

直 の号において同じ。)を受信することのできる受信設備を設置して ために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上 波の能率的な利用を確保し、 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備 .接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力による 地上基幹放送 テレビジョン放送(人工衛星局により行われるものを除く。 大規模な自然災害が発生した場合においても、 (音声その他の音響のみを送信するものに限る。 又は電波の人体等への悪影響を防止する 地上基幹放送又は 以下こ

のための活動に対する必要な援助

通信業務用基地局に係る電気通信設備の損壊又は故障によりこれらの当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他のる者(デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移

電気通信設備を用いる業務に著しい支障を及ぼさないようにするため設備(当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送

に行われる当該電気通信設備(当該電気通信設備と一体として設置さびに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む(以下この号において「地上デジタル放送」という。)を受信するこ

。)の整備のための補助金の交付とのできる受信設備を設置している者を除く。)のうち、経済的困難

れる総務省令で定める附属設備並びに当該電気通信設備及び当該附属 |

その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上

設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備(放送法第百十

一条第一項の総務省令で定める基準若しくは同法第百二十一条第一項

デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付そ

のための活動に対する必要な援助

当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他のる者(デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移

一の損壊又は故障により当該業務

設備(当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送

に著しい支障を及ぼさないようにするため

に行われる当該電気通信設備(当該電気通信設備と一体として設置さびに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む(以下この号において「地上デジタル放送」という。)を受信するこ

。)の整備のための補助金の交付とのできる受信設備を設置している者を除く。)のうち、経済的困難

れる総務省令で定める附属設備並びに当該電気通信設備及び当該附属

その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上

設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備(放送法第百十

デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付そ

条第一項の総務省令で定める基準又は同法 第百二十一条第一項

く。二を使用するツ以下のもの局を除波数の電波もの数の幅が六メガヘル質用する電波の周波三百円	に掲げ百メガヘルみを使用するものに掲げ百メガヘルツをれらの無線局が使用する電波のに掲げ百メガヘルツをれらの無線局が使用する電波の	から五用するもの二百円この項の電波を使二百円	7 移動 四百七十岁 航空機局又は船舶局 二百円 金 額 銀 局 の 区 分 金 額	別表第六(第百三条の二関係)ための補助金の交付」	とする。 省令で定める技術基準に適合させるために行われるものを除く。) の	の総務省令で定める基準又は電気通信事業法第四十一条第一項の総務の他の援助
く。二を使用するツ以下のものツ以下のもの数の幅が六メガヘルる無線ツ以下の周その他の使用する電波の周波四百円		から五用するもの四百円三の項の電波を使四百円	一移動 四百七十メ 航空機局又は船舶局 四百円 金 額	別表第六(第百三条の二関係)ための補助金の交付」	とする。	の総務省令で定める基準の他の援助

プ 同 お の じって に

ルツリスト	ガヘルツメ	要して 電波の周 る	1								もの	ツ以下の	メガヘル	超え十五	ルツ	が六メガ	波数の幅	電波の周	使用する
○五ワッ・空中線電	下	→ 力 五 カ が ・ 親 ツ ・ 電	も の も の	を超える	五ワット	力が〇・	電路中沿	のもの	ット以下	○・五ワ	トを超え	○五ワッ	力が〇・	空中線電		ト以下の	○五ワッ	力が〇・	空中線電
三百円		千 二 百 日			四百円	八万四千	二百五十						三百円	二万七千					七百円

一同お項でてに

もの

ル ナメガヘ と 超え 三	ガヘルツメ	渡数の幅	使用する									もの	ツ以下の	メガヘル	超え十五	ヘルツを	が六メガ	波数の幅	電波の周	使用する
○ 五 空中線電	ものド以下の	○五ワッ・	空中線電	もの	を超える	五ワット	力が〇・	圖踏中品	の も の	ット以下	○・五ワ	トを超え	○五ワッ	力が〇・	空中線電	もの	ト以下の	○五ワッ	力が〇・	空中線電
八百円二万二千			千四百円			百円	万三千七	二百十五						八百円	二万二千					七百円

を超える。トを超れる。トを知る。トを超れる。トを超れる。トを超れる。トを超れる。トを超れる。トを超れる。トを超れる。トを超れる。トを超れる。トを超れる。トを知る。トを知る。トを知る。トを知る。トを知る。トを知る。トを知る。トを知			ものおえる	ガミサルルツメ	電波の周			の も の
三 四 八 三 三 万 百 百 五 六 百 百 五 六 百 三 五 六 百 三 五 六 百 三 五 六 百 三 五 五 二 二 五 二 二 五 二 二 五 二 二 二 二 二 二 二 二	五 力が ○ ・ 型 える ト ・ 電	の も り ト り 下 フ フ え フ ッ れ り 、 カ り り え り り え り り り り り り り り り り り り り	力が○・	下ワ	力が○・	ものを超える	五ワットで中線電	のもの トを超え
	二 四 八 百 五 十 千 十		三百円二万七千		六百円		門可頁	

		ものおえる	ガ が 三 大 ル ル ツ メ に に に に に に に に に に に に に	使用する		の も の
を 五 カ が 中 え る ト	の も り ト 玉 り 下 り フ ・ 五 り ッ え り っ り っ り っ り っ り っ り っ り っ り っ り っ り	力が○・	も り り 五 が 下 り の	を超える	五 フ ガ ツ ト ・ 電	のもの ツト 五 ワ 下 超え
百円 万六千五 千五十		八百円二万二千		三千百円	四百円 六百五十	

行 う た を	設備と	るため	使用す	帯して	又は携	無線局	動する	て、移	であつ	無線局	しない	二移動										
	を使用する	波数の電波	ツ以下の周	百メガヘル	超え三千六	ガヘルツを	四百七十メ	用するもの	の電波を使	下の周波数	ガヘルツ以	四百七十メ	するもの	六千メガへ	用するもの	の電波を使	下の周波数	ガヘルツ以	超え六千メ	ガヘルツを	三千六百メ	
									超えるもの	空中線電力が○・○一ワットを	下のもの	空中線電力が○・○一ワット以		ルツを超える周波数の電波を使用				メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が百	メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が百	もの
									円	三千九百	円	三千七百		二百円				千七百円	十二万二		二百円	
行 う た を	設備と	るため	使用す	帯して	又は携	無線局	動する	て、移	であつ	無線局	しない	二移動										
	設備とものを使用する	るため 波数の電波	使用す ツ以下の周	帯して百メガヘル	又は携超え三千六	無線局 ガヘルツを	動する四百七十メ		であつの電波を使	無線局下の周波数	しないガヘルツ以		するもの	六千メガへ	用するもの	の電波を使	下の周波数	ガヘルツ以	超え六千メ	ガヘルツを	三千六百メ	
波数の電波を発射しり一定の時間当該周	もの を受信することによ 数を同じくする電波	波数の電波 いて当該電波と周波	ツ以下の周ようとする場合にお	百メガヘル一つて、電波を発射し	超え三千六 ツを超えるものであ	ガヘルツを数の幅が六メガヘル	四百七十メ 使用する電波の周波	移用する		下の周波数 空中線電力が〇・〇	ガヘル	移動 四百七十メ 空中線電力が〇・〇	するもの	ガヘ	用するもの	の電波を使	下の周波数	ガヘルツ以 メガヘルツを超えるもの	千メ	ガヘルツをメガヘルツ以下のもの	百メ	
波数の電波を発射しり一定の時間当該周	を使用する	波数の電波	ツ以下の周	百メガヘルって、	超え三千六	ガヘルツを	四百七十メ	移用する	の電波を使	下の周波数	ガヘルツ以	移動四百七十メ	するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用	用するもの	の電波を使	下の周波数	ツ以	超え六千メー使用する電波の周波数の幅が百	ツを	三千六百メ 使用する電波の周波数の幅が百	もの

			く。 	に 八 項 現 び	(六 る 開 上 め の の す に 陸
ガ へ ル ツ 以 が へ ル ツ を る 六 千 メ					
空中線電力が〇・〇一ワットを空中線電力が〇・〇一ワットを	超えるもの超えるもの	字中線電力が〇・〇一ワット以			
を 以 円 三千九百 1	を 二万円 七千	以 円 三 千 七 百			
			。 を 無 	掲 の 及 び る に 人	六 も 設 上 め の す に に 項 (る 開 陸
ガ へ ル ツ い り く 六 千 メ					
空中線電力が〇・〇一ワットを空中線電力が〇・〇一ワットを		その他のもの			機能を有するもの
一ワットを以	るもの 超え ・ 電	もの以下の 下のツ・電	ものにある	域の 第 置 場所	ものにある域 が
円 六千四百 円	八百円二万二千	三千百円	-	九 千 円	六 百 円 七 千

) 除線 く 局 を ま	ず、項(八の局)人無関の同様の	
		用するもの電波を使	ド ガヘルツ 三千六百メ 以	するもの 下の周波を使数
		下のもの以が 変の が 悪 が 悪 が 悪 が 悪 が 悪 が 悪 が 悪 が 悪 が 悪 が	支電で で 変の 関が で の 周	ツを超える
きない位置にある間は、当該非静止衛星相手方、周波数及び相手方、周波数及び	周」という。)である無線局又は受信設備との間の間の	形の戦達を 地と同一方向に同一 同期で回るものを除 く。)に開設される もの(以下この項に	ラウル首と也求り自 道を含む平面上の円 人工衛星(地球の赤	ルツを超える周波数の電波を使用
			五三十万千	円 三 七 百
) 除線 (く 局 を を 無	ボ 項 (八 星 人 馬 掲 の 局 工	
		世 を を 使 期 する まえ 三 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	四百七十メガへ 四百七十メガへ 四百七十メガへ 四百七十メガへ 明古七十メガへ	するもの 下の周波を使数
		下のもの以が報		ツを超える
空中線電力を同じく 問と免許人、通信の 相手方、周波数及び 相手方、周波数及び	を行うこという。	形の東道を地球の に開設される もの(以下この項に もの(以下この項に もの(以下この項に	対の副 ジャ九首を地球の制 波の周 道を含む平面上の円 用する 人工衛星(地球の赤 の 人工衛星(地球の赤	ルツを超える周波数の電波を使用
同じる 一覧を 一覧を 一覧を 一覧を 一覧を 一覧を 一覧を 一覧を	と が で の 間 又 相 あ で あ	関 現 和 を 同 の 星 に る 除 一 自	の の の 目 円 赤	甪

ルツ以下のもので用する電波の	用するものツ以下のもので電波を使ツ以下のものがヘルツ以使用する電波	超え六千メ ガヘルツを メガヘルツ以 三千六百メ 使用する電波	ダガヘル		
ルツ以下のもの百メガへルツを超え五百メガへ使用する電波の周波数の幅が二	ツ以下のものメガヘルツを超え二百メガヘル使用する電波の周波数の幅が三	メガヘルツ以下のもの使用する電波の周波数の幅が三	メガヘルツを超えるもの使用する電波の周波数の幅が三	その他のもの	する他の非静止衛星 局が当該通信の相手 受信設備との間の通 信を行うこととされ
二百円二億六千	五百万三千十	八百円万	円 九千 九千 九万 百 百	百円七百二十	

	ルツ以下のもの	百メガヘルツを超え五百メガヘ使用する電波の周波数の幅が二	用するもの。	の電技が更 アルドラック 下の周波数 メガヘルツを超え二百メガヘル	ガヘルツ以使用する電波の周波数の幅が三	超え六千メ	ガヘルツをメガヘルツ以下のもの	三千六百メ 使用する電波の周波数の幅が三			メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三			その他のもの	ているもの	信を行うこととされ	受信設備との間の通	方である無線局又は	
•		一四百九十	円 四 千 六 百		三四千二百	円	二千四百	三十四万	四百円	六万五千	九百四十	三二億九千	九百円	四万五千	七百五十		れ	通	は	手

) 除 く	線局を	げる無	項に掲	ブ (J	万質と	/mm	信を行	無線通	により	の中継	衛星局	四人工						
		<u> </u>		145) V	<u> </u>	Χ Ι <i>-</i>	- I	111	るもの	波を使用す	周波数の電	ルツ以下の	一六千メガへ	するもの	六千メガへよ				
											ツ以下のもの	数の幅が三メガヘル	使用する電波の周波		ルツを超える周波数の電波を使用			百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が五
内にある。設置場の区域が第四地	ものにある	域の区域	が第三地	受置場所	りにある	対の区域	が第二地	設置場所	もの	内にある	域の区域	が第一地	設置場所		电波を使用			るもの	数の幅が五
八百円十九万千			千九百円	丘トトラ		七百円	八万三千	十六月二			円	六万三百	五百五十	円	六千八百	百円	八万六千	五百五十	三億八千
) 除 く	線局を	げる無	項 に掲 の	ブ (し) つ)	の 頁 页 五		信を行	無線通	により	の中継	衛星局	四 人 工						
									るもの	波を使用す	周波数の電	ルツ以下の	六千メガヘ	するもの	六千メガヘル				
											ツ以下のもの	数の幅が三メガヘル	使用する電波の周波		ルツを超える周波数の電波を使用			百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が五
内域 が 設置 の区域 地	ものにある	域の区域	が第三地	受置易折	りにある	対の区域	が第二地	設置場所	もの	内にある	域の区域	が第一地	設置場所		電波を使用			るもの	数の幅が五
91 94 4 7711						八百円		十二甲二			六百円	三万三千	四百六十	円	五千七百	円	万千八百	百三十二	三億二千

も 内域が 設置 も 内にある 域 地 所 も の 区域 が 第一地 所 三 百 円 六 千 八 百 円 六 千 八 五 百 万 八 十 一 五 百 万 八 八 十 四 万 八 千 八 百 円 八 八 百 円 八 八 百 円 八 八 百 円 八 八 百 円 八 八 百 円 八 八 百 円 八 八 百 円 八 八 百 万 八 千 八 百 万 八 千 八 百 万 八 千 八 百 万 八 千 八 百 万 八 千 八 百 万 八 千 八 百 万 八 千 八 百 万 八 千 八 百 万 八 千 八 百 万 八 千 八 百 万 八 千 八 百 万 八 千 八 百 万 八 千 八 百 万 八 千 八 百 万 八 千 八 百 万 万 八 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 千 八 百 万 万 万 千 八 百 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 千 八 百 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万							ツ以下のものツを超え百メガヘル	数の幅が三メガヘル	
カ 六	も 内 域 の に の あ 区 る 域	が第四場所	も 内 に ある る	が第三地	もの内にある	域の区域 が第二地	ものはある。国内にある。国内にある。国内にある。国内にある。国内にある。国内にある。国内には、国内には、国内には、国内には、国内には、国内には、国内には、国内には、	が第一地	もの
		九百円六万万	百円	万六千八十		千 九	百円	万七千八百	

使用する電波の周波を超え百メガへかツを超え百メガへ				が が が が が が が が が が が が が が
内 域 が 第 置 場 る 域 地 所	も 内 域 が 設 の に の 第 置 あ 区 四 場 る 域 地 所	も 内 域 が 第 置 場 が 第 域 地 所	も 内 域 が 第 置 あ る 域 地 所	も 内 域 が 設 の に の 第 置 あ 区 一 場 る 域 地 所
三百円二百三十	八五十五万	百円五千四七	千 六 百 円 九 八	千七万三六

数の幅が百メガヘルツを超えるもの	
内域が設し、 にの第置 の第一のの第一での第一でのの第一でのの第一での第一でのの第一である。 ある域地所	
円 万 二 五 八 万 四 信 八 万 万 信 円 九 二 十 千 百 五 千 百 四 千	

	ツを超えるもの 数の幅が百メガヘル			
内 域 が 第 置 場 る 域 地 所	も 内 域 が 設 の に の 第 置 あ 区 一 場 る 域 地 所	も 内 域 が 設 の に の 第 置 あ 区 四 場 る 域 地 所	もの 内にある とのの 対のの の の の の の の の の の の の の	ものにある 域 新 設置 場 が 第 電場
百円 五百十二 八五千六	円 九 二 八 信 九 四 万 千	万 九 五 百 十 円 四	円 三十四万 九百 九百	円 六千五百 百十九万 六千五百

1 7 0 0 1 1 1	把	丁 推	五													
項の項(放送基別の及七の局幹	がげる無	近帯して	自動車、													
おもの おもの で使用す	掲げる無線局を除く。	工衛星局の中継により無線通信を行うもの(八の項に携帯して使用するために開設する無線局であつて、人	Ì	するもの	六千メガヘル											
の をする 放送		のに開設する	船舶その他の移動するものに開設		ルツを超える周波数の電波を使用											
空中線電力が○・○ 二ワット未満のもの フット未満のもの 空中線電 カがニキ か特定地 が特定地	3	を行うもの	るものに開設		の周波数の雪											
が 設		(八の項に)	成し、又は		電波を使用	もの	内にある	域の区域	が第四地	設置場所	もの	内にある	域の区域	が第三地	設置場所	もの
円 十 円 十 九 四 万 万 千 千		円	二千四百	八百円	十九万千			千三百円	十三万四	二千百九		円	六千三百	四十三万	一億四百	
			五													
項の項(放料	+==		Ш.													
項の項(放送基別の及七の局幹	掲げる無	工衛星は	=													
 	掲げる無線局を除く。	工衛星局の中継によれ	自動車、	するもの	六千メガヘ											
-	掲げる無線局を除く。)	工衛星局の中継により無線通信な携帯して使用するために開設する	自動車、	するもの												
ボギメガへ テレビジ おもの	掲げる無線局を除く。) 	工衛星局の中継により無線通信を行うもの携帯して使用するために開設する無線局で4	自動車、	するもの												
ボギメガへ テレビジ 別波を使用す の ョン放送 の コン放送 でするも	掲げる無線局を除く。)	工衛星局の中継により無線通信を行うもの(八の項に携帯して使用するために開設する無線局であつて、人	=	するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用	もの	内にある	域の区域	が第四地	設置場所	もの	内にある	域の区域	が第三地	設置場所	も <i>の</i>

) 除線げ く。 局を無

			† 0	その他の			
		下 の も り 以	が百ちの幅	建 りまする	ワット以上の	の 満 の も	ロワ 上 ロワット キト
キロワッ 力が五十 電	もの以下のツ	超 フット か 二百 十 を 一 記 一 の の の の の の に の に の の に る に の に 。 に に 。 。 に 。	下のサカラの以前	空中線電	以上のものの	も の 他 の	区域内に
万二百円八		七百円		千五百円	円 四 百 六 日 日 日 三 百 万	八十億億円千回	

) 除線 が る。 を 無

				もの 他の					
		下のもの以	が百キロ	電波の周		ワット以上		の 満 の も	ロワ上ワットキト
キロワッカが五十電	も の ト 以 下 の ッ ン 十	ワットを配っている。	下 の も り 以	力が二百		電力が十キロ		もの他の	あるもの に の
円 万六千百		五百円七万九千		円 三 千 五 百	二百円	六百三十 五億九千	円 三千 九 百	八十三万	

無線局及び基幹放送	中定	17 寛丘条寛丘頁二見	` ^																		
その他のもの	多重放送をするものとび害対策中継放送をするもの及び		ルツを超える周波数の電波を使用										の	超えるも	ヘルツを	が百キロ	波数の幅	電波の周	使用する		
	るもの及び	たる芝言章	電波を使用	もの	を超える	ロワット	力が五キ	空中線電	の	以下のも	ロワット	超え五キ	ワットを	力が二十	空中線電	下のもの	ワット以	力が二十	空中線電	るもの	トを超え
九 百 円	P F	9 9 9	九百円				万二百円	百五十八						七百円	三万三千				千五百円		
無線局及び基幹放送局、多重放送をする	中定	17 寛丘条寛丘頁こ見	^																		
その他のもの			ルツを超える周波数の電波を使用										1	11	1	ا د	v.i.l	1			
Ø	放送をするか	寛丘長寛丘頂こ見記しる妥言章	周波数の電波	もの	を	口口	カ	空	の	以以	口	超	のワ	超えるも力	ヘルツを 空	が百キロ下	波数の幅ワ	電波の周力	使用する空	る	<u> - </u>
	€ 8	ווע	<i>V</i>		4.77	17	カジ	中	•	下	n	٠ أخ	ッソ	が	中	\mathcal{O}	37	23	н		な
千九百円	•	受言第一 9月	を使用 千九百円	<u>の</u>	を超える	ロワット円	力が五キ 万六千百	空中線電 百三十四		以下のも	ロワット	超え五キ	ワットを	力が二十 五百円	空中線電 七万九千	下のもの	ワット以	力が二十円	空中線電 三千五百	るもの	トを超え

											線局	他の無	九その	八実験笠	を除く。	の項に埋	線局(三	以外の放
									用するもの	の電波を使	下の周波数	ガヘルツ以	四百七十メ	実験等無線局及びア		の項に掲げる無線局	(三の項及び八	以外の放送をする無
まる 見川 田子 金石 幼白	もの(当	の電波を	の周波数下	十メガヘ	を超え七	ガヘルツ	五十四メ	あつて、	るもので	号に掲げ	五項第二	の二第十	第百三条	アマチュア無線局				
4 0 11 0	方とするもの)のみを通信の相手	用するものに限る。の周波数の電波を使	七十メガヘルツ以下	四メガヘルツを超え	ものであつて、五十	五項第二号に掲げる	(第百三条の二第十	ら一の特定の無線局	うものであつて、専	ために無線通信を行	報等を直接伝達する	住民に対して災害情	無線局				
七 - 百 7 円 4													三百円	三百円				
											線局	他の無	九その	八実験祭	を除く。	の項に関	線局(二	以外のお
									用するもの	の電波を使	線局 下の周波数	他の無ガヘルツ以		実験等無線	を除く。)	の項に掲げる無線局	線局(三の項及び八	以外の放送をする無
구시 무대 #H ★/ 《白	もの(当	の電波を	の周波数	十メガヘ	を超え七	ガヘルツ	五十四メ	あつて、	用するものるもので	の電波を使 号に掲げ	下の	ガヘ	その	実験等無線局及びア	を除く。)	の項に掲げる無線局		以外の放送をする無
	もの(当 たり也のよう) 使用する 方とするもの		の周波数 用するものに限る。 ルツ以下 の周波数の電波を使		を超え七 四メガヘルツを超え	ガヘルツものであつて、五十	五十四メ 五項第二号に掲げる	あつて、(第百三条の二第十			下の周波数	ガヘルツ以	その四百七十メ	実験等無線	を除く。)	の項に掲げる無線局		以外の放送をする無

		を使用する。	西 超 え 三 千 六 ル ツ 以 下 の 周 に の に 。 。 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。		
	の 超 え る も	ベルツッカーボニメの幅間波の間次の同	メガヘルツ以 使用する電波	その他のも	る。) である
の区域内にあるもの	の区域内にあるもの	の区域内にあるもの	ルツ以下のものる電波の周波数の幅が三	50	
円 八 十 四 百 万	円 三千 二百 七万	百 円 八 百 十 二	五百円	五百円二万六千	

		もの を 使用 する 認数 で 電波	型以下の周 同メガヘル	ガヘルツを四百七十メ		
			もの 他の	の多重放送の	その他のもの	る。) である
	の 起 え さ も	で が 波 数 変 の に が 数 の に が 数 の に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	ツ以下のもの ツ以下のもの あいれい ラッカー がっぱい ニメガヘ	の 多重放送の業務の用に供するも	0	
内域の区域 が第三地	も 内 域 が 設 置 の 区 二 場 場 が 期 所	内 域 が 設置 の 区域 越	B波の周波 ルーメガヘル	に供するも		
円 八 十 七 百 万	四百円千十	六百 万万三千 十十	円 万 五 千	円 四万五千	円 四万五千	

-			
	用 す る も の	の 電 波 を (((((((((
もの 他の		の 供 務 が 送 る 用 に 業	
変数の幅が三メガ 変数の幅が三メガ 変数の幅が三メガ	設置場所が第三地域の区域内にあるものの区域内にあるものの区域内にあるものの	設置場所が第一地域の区域内にあるものの区域内にあるものの区域内にあるもののの区域内にあるもののの区域内にあるもののの区域内にあるもののの区域内にあるもののの区域内にあるもののの区域内にあるものの区域内にあるもの	の区域内にあるもの
域が第一場 に 域の区域地 加速 で で で で で で で で	区域内にあるもの区域内にあるもの	の区域内にあるものの区域内にあるもの	た 第 四 地 切 域
可 八百 五百 円 六千 三 一	刑 九千二百 一 二百 一 二百 一 二百 一 二百 一 二百 一 二百 一 二百 一 二百 一 二百 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二	万六百円 万六百円	円 九十 二十 二百 万

	用 の 下 ガ 超え ガ へ の 電 波 あ ル ハ チ る も の 使 数 以 を	三千六百メ
も の 他 の	の 供 移 す の る 用 も	放 送 の 業
渡数の幅 変数の幅が三メガヘル 変数の幅が三メガヘル 変置場所 でのもの での での での での での での での での での で	の区域内にあるの区域内にあるの区域内にあるののの区域内にあるのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	設置 場所 が も 内 域 が 設 も
域 が 設 の の の に が の の の の の の の の の の の の の	の区域内にあるものの区域内にあるものの区域内にあるものの区域内にあるものの区域内にあるものの区域内にあるもののの区域内にあるもののの区域内にあるもののの区域内にあるもののの区域内にあるもののの区域内にあるもの	第 も 内 域 が 設 間 の に の 第 置 め 区 四 場 区 四 場 り し る り し る し る し る し る し る し る し る し る
六 六 河 門 四 万 五 千 十 十 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千	八十五月 百月五日 九十万八百五日 1日月五日 1日月日 1日月日 1日月日 1日月日 1日月日 1日月日 1日月日 1日日 1日月日 1日日 1日日 1日日 1日日	二十四百万

も を ガ が 波 電 か 超 へ 三 数 の 別 え ル 十 の 周 間	使 用 す る		も ツ メガヘルツを が 三メガ へルツ おか 八 ガ へ カッツ が 三メガ へ か ナ を ガ
域 が 設 も 内 域 が の 第 置 の に の 第 区 二 場 る 域 地	設置 内域 が 間場の にのの 第間場 ある 域 地 居	も 内 域 が 設 ものの に の 第 置 あ 区 三 場 が 地 所	内 域 が 第 置 め 区 域 地 所
万 百 一 円 五 三 百 万 六 六 千 五 四 千 五 四 千 五 四	二億六千 三百 7		円 三 四 千 七 万

ルッリス アッリス アシガヘ	ガヘルツと	電波の周										もの	ツ以下の	メガヘル	超え三十	ルヨツ	が三メガ
域の区域 が第二地 関	内にある 場の区域	が第一地	ものにある	域の区域が第四地	設置場所	もの	内にある	域の区域	が第三地	設置場所	もの	内にある	域の区域	が第二地	設置場所		村こある
八 八 十 后 九 百 万 百	百円万三千四	百七十一		円 九千四百	二十四万			円	八千七百	六十九万			四百円	九万四千	三百三十		

											*	内	域	が	設	‡ ,	内	域	が	設	‡ ,	力
											もの	内にある	域の区域	が第四地	設置場所	もの	内にある	域の区域	が第三地	設置場所	もの	内にある
												. ما	百円					•				百円
													[]	二万五千	八百九十			六千三百	四十四万	二千六百		[]
				t ,	を	ガ	が	波	雷													の
				もの	を超える	ガヘルツ	が三百メ	波数の幅	電波の周	使用する												のもの
域が設	もの	内	域	が		もの					も の	内	域	が	設	も の	内	域	が	設	も の	内
域の区域 が第三地	(2)	内にある	域の区域	が第二地	設置場所	(/)	内にある	域の区域	が第一地	設置場所	(/)	内にある	域の区域	が第四地	設置場所	<i>(</i> /)	内にある	域の区域	が第三地	設置場所	(/) 	内にある
		円	三千	百六	二億		円	万千	三百				六百円	三万	七百			六百円	三万	二千		円
五 三 五 千 五 万 百			三千二百	百六十万	二億七千			万千六百	三百十八	五億四千			円	三万七千	七百四十			円	三万八千	二千二百		

発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に	発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に	7%
第百八十九号)第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開	第百八十九号)第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開	أميلهما
疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律	疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律	→ l
別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過	別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過	n.d
島振興対策実施地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特	島振興対策実施地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特	÷1
年法律第七十二号)第二条第一項の規定に基づき指定された離	年法律第七十二号)第二条第一項の規定に基づき指定された離	<i>F</i> -1
五 この表において「第四地域」とは、離島振興法(昭和二十八	この表において「第四地域」とは、離島振興法(昭和二十八	五
神奈川県以外の県の区域(第四地域を除く。)をいう。	神奈川県以外の県の区域(第四地域を除く。)をいう。	4.1.1
四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに	この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに	四
域(第四地域を除く。)をいう。	域(第四地域を除く。)をいう。	1-15
三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県の区	この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県の区	三
を除く。)をいう。	を除く。)をいう。	. 2. 1
二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域(第四地域	この表において「第一地域」とは、東京都の区域(第四地域	
場所をいう。	場所をいう。	101
この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置	この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置	→
備考		備考
するもの 七百円	するもの 七百円	
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用 一万八千	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用 一万七千	
\$ n		
内にある		
域の区域 千七百円		
が第四地十一万九		
設置場所 千八百二		
₹ 0		

第十四号)第三条第三号に規定する離島の区域をいう。規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法(平成十四年法律

- 域をいう。
 、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区、、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区、一、この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県
- を使用する無線局とみなして、この表を適用する。
 が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみ
 波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局
- 及び口に定める金額を控除した金額とする。 無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数 おける同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合に げる金額は、 において、 みを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合 る無線局については、 超え三千六百メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用す 十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波の 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び四百七十メガヘルツを 次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲 同欄に掲げる金額にかかわらず、 当該無線局が使用する電波のうち四百七 当該金額と当該 当該イ
- イ 一の項に掲げる無線局 二百円
- ロ 九の項に掲げる無線局 三百円
- 線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千六百メ超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無九 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを

第十四号)第三条第三号に規定する離島の区域をいう。規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法(平成十四年法律

- 域をいう。
 、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区、、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区式。この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県
- を使用する無線局とみなして、この表を適用する。
 が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみ
 波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局
 は 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周
- 八四百七十メガヘルツ以下の周波数及び四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波の「大が、次のイ及び口に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該において、次のイ及び口に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該において、次のイ及び口に掲げる金額とみなして同表を適用した場合において、次のイ及び口に掲げる金額とかなして同表を適用した場合における金額は、同欄に掲げる金額とかなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及び口に定める金額を控除した金額とする。
- 1 一の項に掲げる無線局 三百円
- ロ 九の項に掲げる無線局 五百円
- 線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千六百メ超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無九.四百七十メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを

とする。 とのよを に係る同表の下欄に掲げる金額は、同 間に掲げる金額とかかわらず、当該金額と当該無線局が使用す 間に掲げる金額とかかわらず、当該金額と当該無線局が使用す 間に掲げる金額とを合算した金額から、三百円を控除した金額 関における同表の下欄に掲げる金額は、同 関に掲げる金額とを合算した金額から、三百円を控除した金額

十 四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局については、当該無線局が使用がついては、当該金額と当該無線局については、当該無線局が使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及び口に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とかなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とかなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とかなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及び口に定める金額を控除した金額とする。

イ 三の項に掲げる無線局

二千三百円

ロ 九の項に掲げる無線局 三百円

波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波波数、四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周十一 前三号の規定にかかわらず、四百七十メガヘルツ以下の周

四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表い下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及び口に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額と当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における金額にかかわらず、当該金額とを合算した金額から、当該イ及び口に定める金額を控除した金額とする。

イ 三の項に掲げる無線局 五千七百円

ロ 九の項に掲げる無線局 五百円

波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波波数、四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周十一 前三号の規定にかかわらず、四百七十メガヘルツ以下の周

使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘ 同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算 ガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして 無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メ 同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額及び当該 係る同表の下欄に掲げる金額は 数のいずれの電波も使用する無線局については、 した金額から、 ルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、こ 表を適用する。この場合において ヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして 当該金額と、 四百円を控除した金額とする。 当該無線局が使用する電波のうち四百七十メ 同欄に掲げる金額にかかわら の項に掲げる無線局に 当該無線局が

お無線局にあつては三百円とする。可及び六の項に掲げる無線局にあつては四百円、五の項に掲げるこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、一の項及び二の項に掲げる無線局にあつては二百円、四のず、一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局とあっては三百円とする。

る電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなしてその他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められずる他の無線局との均衡を著しく失することにより同等の機能を有る無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなしても無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する幅とみなしても無線局として総務省令で定めるものについては、その他の対象の関係を表する。

数のいずれの電波も使用する無線局については、四百七十メガ へルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使 用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合におい で、一の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と、当該無線局が使 用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表 を使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表 を使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表 の下欄に掲げる金額及び当該無線局が使用する電波のうち三千 の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、六百円を控除した 金額とする。

同にあつては四百円とする。 無線局にあつては二百円、四の項から六の項までに掲げる無線が、一の項に掲げる無線局にあつては三百円、二の項に掲げるが、一の項に掲げる無線局にあつては三百円、二の項に掲げるのに係のうち広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに係下二 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局

十三 特定の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなしてその他のにの無線局との均衡を著しく失することとなると認められずる他の無線局との均衡を著しく失することにより同等の機能を有る無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなしても、特定の無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなしてる電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなしてる無線局として総数の機能を対している無線局といる。

																				別	
十三 五の項から十一の項までに掲げる区域を合わ	た区域	十二 一の項から四の項までに掲げる区域を合わせ	十一 沖縄県の区域	崎県及び鹿児島県の区域	十 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮	九 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	区域	八 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の	和歌山県の区域	七 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び	六 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	五 富山県、石川県及び福井県の区域	四 新潟県及び長野県の区域	京都、神奈川県及び山梨県の区域	三 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東	福島県の区域	二 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び	一 北海道の区域	区域	別表第七(第百三条の二関係)	、同表を適用する。
〇· 四三 一		〇・五六八九	・○へ○人○人○人○人○人○人○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		〇・〇六七八	〇・〇一九五		〇・〇三八〇		〇·一六三三	〇・一一九一	○・一五四	0.0111111		〇・四七四五		〇・〇四四八	〇・〇二七三	係数		
十三 五の項から十一の項までに掲げる区域を合わ	た区域	十二 一の項から四の項までに掲げる区域を合わせ	十一 沖縄県の区域	崎県及び鹿児島県の区域	十 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮	九 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	区域	八 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の	和歌山県の区域	七 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び	六 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	五 富山県、石川県及び福井県の区域	四 新潟県及び長野県の区域	京都、神奈川県及び山梨県の区域	三 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東	福島県の区域	二 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び	一 北海道の区域	区 域	別表第七(第百三条の二関係)	、同表を適用する。
		〇・五六六六	〇・〇〇七九		〇・〇六八二	〇・〇一九九		〇・〇三八六		〇・一六三六	〇・一一九六	〇・〇一五六	〇·〇!		〇・四七〇三		〇・〇四五九	〇・〇二七七	係数		

								別														
	げる無	項に掲	は二の	の項又	六の一	別表第	広	別表第八(掲げる数値	させる	て総発	度が同	備考別	合にお	る区域	十六白	合にお	る区域	十五自	せた区域	十四	せた区域
線局に	する無	目的と	ことを	を行う	信業務	電気通	域 使	第百三条	数値の上	3広域使E	労省令で宝	一号に規定	表第六件	れけるそれ	吸を総務学	然的経済	合におけるそれぞれ	めを総務と	然的経済	域	の項から十一	域
二千五百四十五メガヘルツを超え			ガヘルツ以下の周波数のもの	メガヘルツを超え二千二百九十メ	百十メガヘルツ以下又は二千二百	二千二十五メガヘルツを超え二千	使用電波の区分	(第百三条の二関係)	の十分の一に相当する数値とする。	させる広域使用電波に係るこの表の下欄に掲げる係数は、	て総務省令で定めるものに開設される広域開設無線局のみに使用	度が同号に規定する第四地域と同等であると認められる区域とし	別表第六備考第五号に規定する第四地域及び電波の利用	合におけるそれぞれの区域	る区域を総務省令で定める二の区域に分割した場	自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げ	れぞれの区域	る区域を総務省令で定める二の区域に分割した場	自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げ		9十一の項までに掲げる区域を合わ	
一億千六百八				百円	十三万六千二	一億千六百八	金額			 数は、同欄に		れる区域とし	電波の利用の程			〇・〇八一七			〇・二三七三		1.0000	
								別														
線局に	げる無	項に掲	は二の	の項又	六の一	別表第	H	別表第八(備 考	合にお	る区域	十六	合にお	る区域	十五	せた区	十四四	せた区
線局に線局に		項に掲目的と	は二のことを	の項又を行う	六の一信業務	別表第 電気通	広域は						備考 (同上)	合におけるそれ	る区域を総務が		合におけるそれ	る区域を総務学		せた区域		せた区域
	する無				\rightarrow			別表第八(第百三条の二関係)						合におけるそれぞれの区域	る区域を総務省令で定める		合におけるそれぞれの区域	る区域を総務省令で定める		せた区域		せた区域
線 局 に -	する無	目的と	ことを	を行う	一信業務	電気通	域使用	(第百三条						合におけるそれぞれの区域	る区域を総務省令で定める二の区域に分割した場	十六 自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げ	合におけるそれぞれの区域	る区域を総務省令で定める二の区域に分割した場	十五 自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げ	せた区域	十四 一の項から十一の項までに掲げる区域を合わ	せた区域

メガヘルツ リワット以下のも の区: の 三千六百 空中線電力が十ミ 設置: 設置: の 区 分	備考 広域使用電波のうち、広域開設無線局及び広域開設無線局以	波別表第六の六の項に掲げる無線局に係る広域使用電広域使用電波		その他のもの	7 0 11 0 9	域使用の周波数のもの電波周波数のもの
域内にあるもの 十円 金額 金額	同欄に掲げる金額の二分の一に相当する金額とするこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にいずれにも使用させるものとして総務大臣が指定する。広域開設無線局及び広域開設無線局以	○ 四千百円○ 三千二百円	-1 1	百円 十三万六千二 一億千六百八	七万千七百円	ルツ以下の一十三万六千二一十三万六千二
メガヘルツ リワット以下のも の区域内にあるもの 三千六百 空中線電力が十ミ 設置場所が第一地域別表第九(第百三条の二関係)	備考 広域使用電波のうち、広域開設無線局及び広域開設無線局以 「	波別表第六の六の項に掲げる無線局に係る広域使用電広域使用電波		その他のもの	数のものとのというでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	電波 ボウセッもの 耐波数のもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
地域五千九百金額	相当する金額とするで総務大臣が指定する金額に	八千四百円万	三百十二万四	十一万千百円	五万七千円 二	三 十一万千百円

第三地域又は第四地、「第三地域又は第四地	備考 この表にお		二 一の項に掲						起えるもの		、幅	の周波	使用する電	線局のうち	使用する無	数の電波を	以下の周波
4 N .	おいて「設置場所」		項に掲げる無線局以外の無線局						もの	リワットを超える	空中線電力が十ミ						0
第一地域、	、「第一地域」、「		無線局 一	の区域内にあるもの	設置場所が第四地域	の区域内にあるもの	設置場所が第三地域	の区域内にあるもの	設置場所が第二地域	の区域内にあるもの	設置場所が第一地域	の区域内にあるもの	設置場所が第四地域	の区域内にあるもの	設置場所が第三地域	の区域内にあるもの	設置場所が第二地域
第二地域、	第二地域」	七十円	四千二百	円	一万八百	円	二万千百	八百円	六万三千	千百円	十一万七	円	七百九十	十円円	千三百三	七十円	四千二百
1	備																
	備考 (同上)		二一の項に関						走えるもの	超えるのう	一幅	い 周波		線局のうち	使用する無	数の電波を	以下の周波
	考 (同上)		項に掲						起えるものもの	· ^	一幅		使用する電	線局のうち	使用する無	数の電波を	以下の周波の
			二 一の項に掲げる無線局以外の無線局	の区域内にあるもの	設置場所が第四地域	の区域内にあるもの	設置場所が第三地域	の区域内にあるもの		ころっつ	「幅が六メ」		使用する電 設置場所が第四地域	線局のうちの区域内にあるもの	使用する無 設置場所が第三地域	数の電波をの区域内にあるもの	の周波

傍線
部分
は
改正
部分
\sim

口(同上)	口が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域内の全人口が送区域又は業務区域が重複する部分の放送区域の区域内の人ること。
イ (同上)	放送事業者の放送区域又は業務区域の面積の三分の二以上に当たイ 放送区域又は業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかのと。
号の業務区域をいう。以下この項において同じ。)の重複があるこ下この項において同じ。)又は業務区域(第百二十六条第二項第四下この項において同じ。)又は業務区域(第百二十六条第二項第四	号の業務区域をいう。以下この項において同じ。)の重複があるこ下この項において同じ。)又は業務区域(第百二十六条第二項第四許記録をいう。以下同じ。)に記録されているが送区域をいう。以

放送事業者との間において次に掲げる要件のいずれかを満たす放送ずれの基幹放送事業者についても当該基幹放送事業者以外の全ての「一当誌が没事業者のごせに基卓が没事業者がある場合によりでし	放送事業者との間において次に掲げる要件のいずれかを満たす放送ずれの基幹放送事業者についても当該基幹放送事業者以外の全てのこ。当該方式事業者のです。
`	
3 (同上)	項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの放送事業者が共同は、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、前3 二以上の放送事業者は、次に掲げる要件のいずれをも満たす場合に
2 (同上) 第七条 (同上) 第二章 (同上)	2 (略) 第七条 (略) 第二章 放送番組の編集等に関する通則
現行	改正案
(傍線部分は改正部分)	

口の三分の二以上に当たること。

三 (略)

第三章 日本放送協会

第九節 雑則

(情報提供等)

第八十四条の二 する。 適時に、 による情報処理の用に供されるものをいう。 は認識することができない方式で作られる記録であつて 画又は電磁的記録 る次に掲げる情報であつて総務省令で定めるものを記録した文書! かつ、 協会は、 一般にとつて利用しやすい方法により提供するものと (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて 総務省令で定めるところにより、その保有す 以下同じ。)

を

作成し、 電子計算機 図

協会の組織、 業務及び財務に関する基礎的な情報

協会の組織、 業務及び財務についての評価及び監査に関する情報

協会の出資又は拠出に係る法人その他の総務省令で定める法人に

関する基礎的な情報

(略)

2

第五章 基幹放送

節 通則

(基幹放送の受信等に係る事業者の責務)

第九十二条 受けた者を除く。 行われる基幹放送に係る放送対象地域において、 法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者 次項において同じ。)は、 その基幹放送局を用いて 当該基幹放送があま (電波

ねく受信できるように努めるものとする

三 (同上)

第三章 同上

第九節 (同上)

(情報提供等

第八十四条の二 画又は電磁的記録 は認識することができない方式で作られた記録をいう る次に掲げる情報であつて総務省令で定めるものを記録した文書、 協会は、 (電子的方式、 総務省令で定めるところにより、その保有す 磁気的方式その他人の知覚によつて 図

する。

(同上)

適時に、

かつ、

般にとつて利用しやすい方法により提供するもの

を作成し、

三

同上) (同上)

(同上)

2

第五章 同上

第一節 (同上)

(基幹放送の受信 に係る事業者の責務

第九十二条 行われる基幹放送に係る放送対象地域において、 受けた者を除く 法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を ねく受信できるように努めるものとする。 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者 は、 その基幹放送局を用いて 当該基幹放送があま (電波

2 2 第九十四条前条第一項の認定は、 兀 三 ることができる状態に置かなければならない。 掲げる事項(衛星基幹放送にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係 る事項を、 基幹放送事業者に通知するとともに、 る人工衛星の軌道又は位置を含む。 置)を指定して行う。 めるものとする。 き続き視聴することができるようにするための措置を講ずるように努 ことができなくなる地域において 止するときは、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信する 次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位 (指定事項及び認定記録) 著しい減少その他の理由により中継地上基幹放送局をやむを得ず廃 遅滞なく、 許を受けた者の氏名又は名称 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る次に 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、 認定を受けた者の氏名又は名称 認定の年月日及び認定の番号 基幹放送の種類 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免 第二節 基幹放送事業者 第一款 (略) 当該認定の有効期間中、 その旨及び総務省令で定める事項を当該認定に係る認定 認定等 次の事項(衛星基幹放送にあつては 当該認定基幹放送事業者が閲覧す)を記録した電磁的記録を作成し 当該基幹放送に係る放送番組を引 当該電磁的記録に記録されてい 地域の人口 2 第九十四条 (指定事項及び認定証 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、 第二節 第一款 同 (同上) 上 (同上) (同上) 認定証を交付する。

である。		第九十七条 (略) 第·	(放送事項等の変更)	交付を請求することができる。	以下「認定記録」という。)に記録されている事項を証明した書面の	の規定により作成された当該認定基幹放送事業者に係る電磁的記録(第九十四条の二 認定基幹放送事業者は、総務大臣に対し、前条第二項 (4	(証明書の交付)										-44	(削る) 3	七 放送事項	六 基幹放送に係る周波数	
(同上)	_	第九十七条 (同上)	(放送事項等の変更)				(新設)		七 放送事項	六 基幹放送に係る周波数	五 放送対象地域	許を受けた者の氏名又は名称	四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免	三 基幹放送の種類	認定を受けた者の氏名又は名称	一 認定の年月日及び認定の番号	ればならない。	該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置)を記載しなけ	認定証には、次の事項(衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当			

変更を受けたとき。

一 前二号に準ずるものとして総務省令で定めるとき。

(認定記録の変更)

、当該認定記録に係る認定基幹放送事業者に対し、遅滞なく、その旨項若しくは第三項の規定による認可をしたときは、認定記録を変更し第九十七条第三項の規定による指定の変更をしたとき、又は前条第二等九十九条 総務大臣は、第九十七条第一項の規定による許可をしたと第九十九条 総務大臣は、第九十七条第一項の規定による許可をしたと

変更を受けたとき。 衛星基幹放送を行う場合にあつては、電波法の規定により、当該衛星基幹放送を行う場合にあつては、電波法の規定により、当該衛星基幹放送を行う場合にあつては、電波法の規定により、当該衛星基幹放送を行う場合にあつては、電波法の規定により、当該衛星基幹放送を行う場合にあつては、電波法の規定により、当該

移動受信用地上基幹放送を行う場合にあつては、電波法の規定に 大場合において当該移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域に が送局の免許を受けた者以外の者が当該移動受信用地上基幹放送 が送局の免許を受けたとき若しくは当該移動受信用地上基幹放送 が送局の免許を受けたとき若しくは当該移動受信用地上基幹放送 が上基幹放送に係る放送が象地域内の放送区域及び周波数をその免許状に記載すべき 基 が大田が送局の免許を受けた者が当該移動受信用地上基幹放送 た場合において当該移動受信用地上基幹放送に係る放 を表するが、当該移動受信用地上基幹放送に係る放 が大田が基幹放送に係る放送が を表するが、電波法の規定に ないて変更があったとき。

三 (同上)

(認定証の訂正)

| らない。 | じたときは、その認定証を総務大臣に提出し、訂正を受けなければな関九十九条 | 認定基幹放送事業者は、認定証に記載した事項に変更を生

4 3 第百五条の二 第百二条 務管理体制を含む。第四項及び第百八十七条第二号において「電気通 業務に用いる電気通信設備(基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備 上基幹放送事業者に通知するものとする。 基幹放送事業者の特定地上基幹放送局に係る免許記録 適合することについて、 信設備等」という。)が第百十一条第一項の総務省令で定める基準に の運用を他人に委託しようとする場合にあつては、 を除く。第四項において同じ。)及びその運用のための業務管理体制 の業務を行おうとするときは、 を通知しなければならない。 (特定地上基幹放送事業者が当該電気通信設備の一部を構成する設備 (認定の失効の記録) 、特定地上基幹放送事業者の特例 供する基幹放送局提供事業者の氏名又は名称 特定地上基幹放送事業者は、 総務大臣は、 ならない。 確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を提 確認に係る地上基幹放送の業務を行う放送対象地域 確認の年月日及び確認の番号 一項の確認を受けた特定地上基幹放送事業者は、 に、 当該認定に係る認定記録にその旨を記録しなければ 第九十三条第一項の認定がその効力を失つたときは、 次に掲げる事項を記録し、 (略) 前項の確認をしたときは、 総務大臣の確認を受けなければならない。 総務省令で定めるところにより、 前項第二号の方法により地上基幹放送 遅滞なく 当該確認を受けた特定地上 その旨を当該特定地 委託先における業 当該確認に係る 総務大 当該 4 3 2 第百五条の二 第百二条 免許状に、 基幹放送事業者の特定地上基幹放送局に係る電波法第十四条第 ばならない。 幹放送事業者であ (認定証 (特定地上基幹放送事業者の特例 総務大臣は、 (同上) (同上) (同上) (同上) (同上) 第九十三条第一 四の返納) 次に掲げる事項を付記する (同上) 前項の確認をしたときは、 つた者は 項の認定がその効力を失つたときは、 ものとする。 箇月以内にその認定証を返納しなけ 当該確認を受けた特定地上 認定基 項

し、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。合することについて、総務大臣の確認を受けなければならない。ただ後の電気通信設備等が第百十一条第一項の総務省令で定める基準に適後の電気通信設備の運用の委託先の変更を伴う場合に限る。)は、変更を構成する設備の運用の委託先の変更を伴う場合に限る。)は、変更と対談業務に用いる電気通信設備の変更又は当該電気通信設備の一部地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備等を変更しようとするとき

な変更については、この限りでない。 大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める特に軽微総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務5 第二項の確認を受けた特定地上基幹放送事業者は、前項ただし書の

第二款 業務

(基幹放送の休止及び廃止に関する公表)

第百十条の二 基幹放送事業者(第百四十七条第一項に規定する有料放 章第百十条の二 基幹放送事業者(第百四十七条第一項に規定する有料放 章音音十条の二 基幹放送事業者(第百四十七条第一項に規定する有料放 章音百十条の二 基幹放送事業者(第百四十七条第一項に規定する有料放 章

第三款 特定放送番組同一化実施方針の認定

5 (同上)

第二款 (同上)

(基幹放送の休止及び廃止に関する公表)

第百十条の二 (同上)

(新設)

第三款 (同上)

(審議機関の設置等の特例)

第百十六条の六(略)

2 象地域」とあるのは「第百十六条の四第一項に規定する特定放送番組 は、 備を当該国内基幹放送事業者の国内基幹放送の業務の用に供する基幹 当該認定特定放送番組同一化実施方針に従つて特定放送番組同 地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされ 放送局提供事業者) が 行う場合における当該国内基幹放送事業者 . 特定地上基幹放送事業者でない場合にあつては、その基幹放送局設 国内基幹放送のいずれか」とする。 認定特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者が 化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象 の放送対象地域」と、 同項中「その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対 に対する第九十一 「当該基幹放送」とあるのは 一条第 一項の規定の適用について (当該国内基幹放送事業者 「当該二以上 一化を

(略)

3

第三節 基幹放送局提供事業者

提供義務等)

、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。約(以下「放送局設備供給契約」という。)の申込みを受けたときはぞれ当該各号に定める事項に従つた基幹放送局設備の提供に関する契第百十七条 基幹放送局提供事業者は、次の各号に掲げる者から、それ

放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置を含む。次項第三号におに掲げる事項(衛星基幹放送に係る場合にあつては、当該衛星基幹記録されている事項のうち第九十四条第二項第三号から第六号まで認定基幹放送事業者 当該認定基幹放送事業者に係る認定記録に

(審議機関の設置等の特例

第百十六条の六 (同上)

2 た一 同一 象地域」とあるのは「第百十六条の四第一 地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされ は、 備を当該国内基幹放送事業者の国内基幹放送の業務の用に供する基幹 が特定地上基幹放送事業者でない場合にあつては、 行う場合における当該国内基幹放送事業者 当該認定特定放送番組同一 放送局提供事業者) 国内基幹放送のいずれか」とする。 認定特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者が 一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象 の放送対象地域」 同条中「その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対 に対する第九十 と、 化実施方針に従つて特定放送番組同 「当該基幹放送」とあるのは 一条 項に規定する特定放送番組 (当該国内基幹放送事業者 の規定の適用について その基幹放送局設 「当該二以上 一化を

3 (同上)

第三節 (同上)

(提供義務等)

第百十七条 (同上)

放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置を含む。次項第三号におに掲げる事項(衛星基幹放送に係る場合にあつては、当該衛星基幹第二項の認定証に記載された同条第三項第三号・から第六号まで認定基幹放送事業者・当該認定基幹放送事業者に係る第九十四条

いて「認定記録記録事項」という。)

者の特定地上基幹放送局に係る免許記録に記録されているに限る。次項第四号において同じ。) 当該特定地上基幹放送事業一 特定地上基幹放送事業者(第百五条の二第二項の確認を受けた者

周波数並びに同条第三項第二号

及び第三号に掲げる事項(次項第四号において「免許記録記

録事項」という。)

・ () に、 () に、

を承諾してはならない。

一 基幹放送事業者以外の者からの放送局設備供給契約の申込み

者からの放送局設備供給契約の申込み 第百五条の二第二項の確認を受けていない特定地上基幹放送事業

備供給契約の申込み 認定基幹放送事業者からの認定記録記録事項に従わない放送局設

四 特定地上基幹放送事業者からの免許記録記録事項に従わない放送

第十章 雑則

局設備供給契約の申込み

(電波監理審議会への諮問)

第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議

会に諮問しなければならない。

一~四 (略)

準)、同条第四項(報告を要する重大事故の基準)、同条第十項(番組の配信を行う期間)、第二十条の三第一項(配信用設備等の基員)、同条第三十四号(支配関係)、第二十条第一項第四号(放送五 第二条第二十四号(基幹放送局設備)、同条第三十三号(特定役

いて「認定証記載事項 」という。)

第二号及び第三号に掲げる事項(次項第四号において「免許状記載載された周波数並びに当該免許状に付記された第百五条の二第三項者の特定地上基幹放送局に係る電波法第十四条第一項の免許状に記者の特定地上基幹放送事業者(第百五条の二第二項の確認を受けた者

事項 」という。)

2 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

備供給契約の申込み三「認定基幹放送事業者からの認定証記載事項」に従わない放送局設

局設備供給契約の申込み四、特定地上基幹放送事業者からの免許状記載事項「に従わない放送

第十章 (同上)

(電波監理審議会への諮問)

第百七十七条 (同上)

一~四 (同上)

準)、同条第四項(報告を要する重大事故の基準)、同条第十項(番組の配信を行う期間)、第二十条の三第一項(配信用設備等の基員)、同条第三十四号(支配関係)、第二十条第一項第四号(放送五 第二条第二十四号(基幹放送局設備)、同条第三十三号(特定役

案事項) 間 現の自由享有基準)、 数の使用に関する基準)、 えて適用する第九十三条第一項第五号ハ(認定放送持株会社に係る の自由享有基準の特例)、第百六十二条第一項の規定により読み替 事業者等の禁止行為)、第百六十二条第一項の規定により読み替え ただし書(書面による解除)、 六条第一項 故の基準)、第百二十一条第一項 措置の公表) に係る勘案事項) 第百三条第二項第三号 配信の品質の制限その他の措置)、第六十四条第六項 て適用する第九十三条第 百二十六条第一項ただし書(登録を要しない一般放送)、第百三十 一項第三号(認定放送持株会社に関する認定の取消し猶予に係る勘 係る倍数) |第一項(書面の交付)、第百五十条の三第一項若しくは第四項 第百五十条(有料放送の役務の提供条件の説明)、 第九十七条第一項ただし書 第百二十二条若しくは第百三十七条 0 第百六十四条第 規定による総務省令の制定又は改廃 (一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準 第百十一条第一項 第九十三条第一項第四号 第百十条の二第 同条第四項 (基幹放送の業務に関する認定の取消し猶予 一項第五号ただし書 項 同項第五号ただし書(基幹放送による表 (保有基準割合) 第百五十一条の二第二号 (基幹放送局設備等の基準)、 (基幹放送の業務の認定の申請期 (基幹放送設備等の基準)、 (基幹放送に係る軽微な変更) 項 (放送番組の視聴のための (衛星基幹放送に係る周波 (報告を要する重大事 (基幹放送による表現 又は第百六十六条第 (割増金の額 第百五十条 (有料放送 第百

(略)

2

第十一章 罰則

第百九十二条 第九十五条第一項若しくは第二項、第九十七条第二項、

間 数の使用に関する基準)、同項第五号ただし書 に係る倍数)、 配信の品質の制限その他の措置)、第六十四条第六項 現の自由享有基準)、 に係る勘案事項 第百三条第二項第三号 第九十七条第一 第九十三条第一項第四号 同条第四項 項ただし書 (基幹放送の業務に関する認定の取消し猶予 (基幹放送に係る軽微 (基幹放送の業務の認定の申請期 (衛星基幹放送に係る周 (基幹放送による表 (割増金の な変更)、 額

特例)、 十三条、 案事項) の自由享有基準の特例)、第百六十二条第一項の規定により読み替 事業者等の禁止行為)、第百六十二条第一 六条第一項(一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準 えて適用する第九十三条第一項第五号ハ(認定放送持株会社に係ろ て適用する第九十三条第一項第五号ただし書 ただし書(書面による解除)、 の二第一項(書面の交付)、第百五十条の三第一項若しくは第四 百二十六条第一項ただし書(登録を要しない一般放送)、第百三十 故の基準)、第百二十一条第一項 一項第三号 第百五十条(有料放送の役務の提供条件の説明)、 の規定による総務省令の制定又は改廃 第百二十二条若しくは第百三十七条 第百六十四条第一 (認定放送持株会社に関する認定の取消し猶予に係る勘 第百十一条第一項 二項 (保有基準割合) 第百五十一条の二第二号 (基幹放送局設備等の基準)、 (基幹放送設備等の基準)、 項の規定により読み替え (基幹放送による表現 (報告を要する重大事 又は第百六十六条第 第百五十条 (有料放送 第

2 (同上)

第十一章 (同上)

第百九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過

料に処する。

□ 第九十五条第一項若しくは第二項、第五十十九条第一項若しくは第二項、第百五十四条第一項若しくは第二項、第百五十三条第一項、第百三十条第四項、第百三十四条第二項、第百三十五条第一項、第百三十条第四項、第百三十四条第二項、第百三十五条第一項若しくは第二項、第九十七条第二項、第九十八

第百二条の規定に違反して認定証を返納しない者

- 112 -

_
傍線
部
分は
改正
部
Ŋ

		五十五~百六十 (同上)			五十五~百六十 (略)
(同上)	(同上) ((五) (六) (同上)	略)	(略)	(五・六) (略)
		事業者の登録			事業者の登録
		における無線設備等の点検に係る			における無線設備等の点検に係る
		(外国点検事業者の登録)の外国			(外国点検事業者の登録) の外国
(同上)	(同上) (四 電波法第二十四条の十三第一項	(略)	(略)	四 電波法第二十四条の十二第一項
同上)	(同上) ((一) ~ (三) (同上)	(略)	(略)	(一) ~ (三) (略)
		五十四 (同上)			五十四 (略)
		一〜五十三の二 (同上)			一〜五十三の二 (略)
		、認定、指定又は技能証明の事項			、認定、指定又は技能証明の事項
税率	課税標準	登記、登録、特許、免許、許可、認可	税率	課税標準	登記、登録、特許、免許、許可、認可
(学)	―第三十四条の六関係)	、第二十三条、第二十四条、第三十四条-) () () () () () () () () () (―第三十四条の六門	、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の六関係)
第十九条	条、第十七条の三―第十九条	、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、	-第十九条	条、第十七条の三―第十九条	、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、
第九条	表(第二条、第五条、	別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表	第九条	表(第二条、第五条、	別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表
		現行			改正案
『田音ん』	(傍線音をに改正音を)				

(傍線
部
分は
改
正部分
\sim

(同上)	二十七~百二十三 (同上)	(略)	二十七~百二十三 (略)
めるもの		めるもの	
明に関する事務であつて総務省令で定		明に関する事務であつて総務省令で定	
八条の二第一項の船舶局無線従事者証		八条の二第一項の船舶局無線従事者証	
四十一条第一項の免許又は同法第四十		四十一条第一項の免許又は同法第四十	
登録、同法第三十七条の検定、同法第		登録、同法第三十七条の検定、同法第	
出、同法第二十七条の二十一第一項の		出、同法第二十七条の二十一第一項の	
において準用する場合を含む。)の届		において準用する場合を含む。)の届	
第二項(同法第二十四条の十三第二項		第二項(同法第二十四条の十二第二項	
一項の予備免許、同法第二十四条の六		一項の予備免許、同法第二十四条の六	
四条の二第二項の届出、同法第八条第		四条の二第二項の届出、同法第八条第	
号)による同法第四条の免許、同法第		号)による同法第四条の免許、同法第	
電波法(昭和二十五年法律第百三十一	二十六 総務省	電波法(昭和二十五年法律第百三十一	二十六 総務省
(同上)	一~二十五 (同上)	(略)	一~二十五 (略)
事務	人 提供を受ける国の機関又は法	事務	人 提供を受ける国の機関又は法
	の四十四の十三関係)		の四十四の十三関係)
十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条	十条の三十、第三十条の四十四	十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条	十条の三十、第三十条の四-
第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三	別表第一(第三十条の九、第三-	第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三	別表第一(第三十条の九、第二
現 行	TH	改正案	
(停総音分に改引音分)			

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
止
部
分

2 (同上)	2 (略)
•	0
び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる	び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる
十九条並びに第四十条第二項及び第三項において同じ。)を行い、及	十九条並びに第四十条第二項及び第三項において同じ。)を行い、及
は放送同時配信等事業者が行うものに限る。第三十八条第三項、第三	は放送同時配信等事業者が行うものに限る。第三十八条第三項、第三
じ。)を行い、又は放送同時配信等(放送事業者、有線放送事業者又	じ。)を行い、又は放送同時配信等(放送事業者、有線放送事業者又
) において受信されることを目的として行われるものをいう。以下同) において受信されることを目的として行われるものをいう。以下同
律第百三十一号)第十四条第三項第二号に規定する放送区域をいう。	律第百三十一号) 第十四条第二項第二号に規定する放送区域をいう。
、これが定められていない放送にあつては、電波法(昭和二十五年法	、これが定められていない放送にあつては、電波法(昭和二十五年法
百三十二号)第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいい	百三十二号)第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいい
ち、専ら当該放送に係る放送対象地域(放送法(昭和二十五年法律第	ち、専ら当該放送に係る放送対象地域(放送法(昭和二十五年法律第
し、地域限定特定入力型自動公衆送信(特定入力型自動公衆送信のう	し、地域限定特定入力型自動公衆送信(特定入力型自動公衆送信のう
した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、有線放送	した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、有線放送
限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠	限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠
第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる	第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる
(学校教育番組の放送等)	(学校教育番組の放送等)
第五款 (同上)	第五款 著作権の制限
第三節 (同上)	第三節権利の内容
第二章 (同上)	第二章 著作者の権利
現行	改正案
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

(傍線
は改
正部公
IJ

おいて単に「無線局」という。)の同法第十四条第一項に規(ji)他の電波法第二条第五号に規定する無線局(以下この条に(j)(yi)(略)が)のでは、「がる事項)がる事項	① ②及び③に掲げる実験等無線局以外の実験等無線局 次に掲でに定める事項	から③までに掲げる実験等無線局の区分に応じ、当該⑴から⑶ま条の六において同じ。)を開設し、これを運用する行為 次の⑴	有効性の実証を行うためのものに限る。以下この条及び第二十五様自動車等応用関係電波技術又は無人航空機応用関係電波技術の	係電波技術、無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術、特殊仕	条の二第二項に規定する実験等無線局をいい、自動車自動運転関	ホ 実験等無線局(電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第四	イ〜ニ (略)	、当該イからホまでに定める事項	三 技術実証に含まれる次のイからホまでに掲げる行為の区分に応じ	一•二 (略)	次に掲げる事項を定めるものとする。	2 技術実証区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、	第二十五条の二 (略)	(革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例)	第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等	改 正 案
おいて単に「無線局」という。)の同法第十四条第二項第二(w) 他の電波法第二条第五号に規定する無線局(以下この条に;~wi (同上)	(1) (2)及び(3)に掲げる実験等無線局以外の実験等無線局 次に掲でに定める事項	から③までに掲げる実験等無線局の区分に応じ、当該⑴から⑶ま条の六において同じ。)を開設し、これを運用する行為 次の⑴	有効性の実証を行うためのものに限る。以下この条及び第二十五様自動車等応用関係電波技術又は無人航空機応用関係電波技術の	係電波技術、無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術、特殊仕	条の二第二項に規定する実験等無線局をいい、自動車自動運転関	末 実験等無線局(電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第四	イ〜ニ (同上)	、当該イからホまでに定める事項	三 技術実証に含まれる次のイからホまでに掲げる行為の区分に応じ	一・二 (同上)	次に掲げる事項を定めるものとする。	2 技術実証区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、	第二十五条の二 (同上)	(革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例)	第四章 (同上)	現行

定する免許人又は同法第二十七条の二十二に規定する登録人

で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契

約を締結しているときは、その契約の内容

(2) (3) (略) (略)

四 · 五

3 5 20

(略)

(② 〒及び第十六項において「免許人等」という。) との間

3 5 20 四 · 五 (2) (同上)

(同上)

号の 免許人又は同法第二十七条の二十六第一項の 登録人

(② 〒及び第十六項において「免許人等」という。) との間

で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契

その契約の内容

約を締結しているときは、

(3) (同上)

- 117 -